

平成27年6月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成27年6月中川村議会定例会議事日程（第1号）

平成27年6月15日（月） 午前9時00分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕
日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成26年度中川村一般会計補正予算（第8号）〕
日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成26年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）〕
日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成26年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）〕
日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成26年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）〕
日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成26年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）〕
日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成26年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）〕
日程第12 議案第1号 中川村辺地対策総合計画の策定について
日程第13 議案第2号 中川村過疎地域自立促進計画の変更について
日程第14 議案第3号 平成27年度中川村一般会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第4号 平成27年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）
日程第16 一般質問

3番 松澤文昭

- （1）集落営農法人の組織化の方針と村の組織育成に関する関与について

2番 湯澤賢一

- （1）中川村をとりまく諸問題及び判断を迫られている問題3点について村長の政治姿勢を質問する。
（2）中川東西小学校及び中学校では、歴史民俗資料館をどのように使用しているか。

7番 小池厚

- （1）これからの日本の進むべき方向について

- （2）第5次総合計画後期基本計画の具体的な取り組みについて

9番 山崎啓造

- （1）人口減少社会と新たな地域づくり「中川村版まち・ひと・しごと創生総合戦略」をどのように進めるか。

6番 柳生仁

- （1）美しく強靱な農村自給園について「スマート・テロワール」
（2）飯沼天竜井水利組合との協定書について
（3）子育て支援について

出席議員（10名）

1番	高橋昭夫
2番	湯澤賢一
3番	松澤文昭
4番	鈴木絹子
5番	中塚礼次郎
6番	柳生仁
7番	小池厚
8番	大原孝芳
9番	山崎啓造
10番	村田豊

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	福島喜弘
会計管理者	中平千賀夫	住民税務課長	米山恒由
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	米山正克	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	菅沼元臣
書記	松村順子

平成27年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成27年6月15日 午前9時00分 開会

○事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）着席ください。（一同着席）

○議長

おはようございます。

ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成27年6月中川村議会定例会を開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりであります。

ここで村長のあいさつをお願いをいたします。

○村長

平成27年6月中川村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれ何かとご多用の中、全員、定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。

今、中川村は、水の張られた田に早苗がそよぎ、その上をツバメが飛び交うという大変美しい季節を迎えております。このまま順調に作物の生育が進み、米も野菜も果物も豊かな実りをもたらしてくれることを期待するところであります。

さて、この機会に村民の皆さん方が気にかけておられる事柄について幾つか触れておきたいと思えます。

まず、リニア新幹線の工事につきましては、JR東海より県道松川インター大鹿線の改良について説明をしたいとの申し入れがあり、6月1日、県からの職員も同席して3回目の対策協議会を開催いたしました。

JRからの説明を要点のみ申し上げますと、まず1つ目は、大鹿村内にトンネル廃土の仮置き場を設けることで工事車両の通行台数を平準化し、ピーク時の台数を1日1,350台に減らす、2つ目は、小渋ダム横の西下トンネルをダンプがすれ違えることができる幅に広げ、より長いものとして新たに掘る、また、同様のトンネルを新たに四徳大橋の東から滝沢トンネル付近まで掘る、3つ目には、渡場から西下トンネルの間、4つの区間で道路拡張工事を行う、4つ目、これら松川インター大鹿線の改良工事は平成30年の春に完了させ、その後、リニア本体のトンネル廃土の搬出を進めるという内容でございました。

この際、協議会からは、トンネル工事の振動やダイナマイトの爆発音について心配の声がありました。

また、廃土を受け入れた場合、後から有害物質が出てきたり崩落した場合、JRはどう対応するのかという質問に対して、JR東海からは事前に協議、説明をして安全を納得してもらえらる形で廃土を搬入して引き渡すという返答がありました。つまり、一旦引き渡したら、その後の責任は負わないという意味であると考えます。

JRからの説明の後、協議会の側から第2回の会議で集約された質問状をJRに手

渡し、6月末までに文書で回答することを求めました。

協議会でのやり取りや質問状は村ホームページに掲載しています。

今後もJR東海への質問状は継続して提出していきますので、多くの質問や要求が協議会に寄せられることを期待しております。

次に、地方創生関連については、地域を将来世代にわたって持続可能にしていこうという考えは、かねてより村が努力してきたことと一致しており、これによって新たな財源が得られるのであればありがたいことと考えています。

ただ、余りにも慌ただしく、ことしの10月までに総合戦略を立てるように誘導されています。幸い、村は、昨年、第5次総合計画の後期5カ年計画を立てたばかりですので、それを具体化する方向で計画立案を進めたいと思っています。

信州大学の元教授で宮城大学名誉教授である岡村先生に委員長となっただき、第1回の総合戦略検討委員会を6月8日に開催いたしました。村民アンケートなども、今後、計画されておりますので、また、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

村を挙げて反対のデモをいたしましたTPPに関しては、自民党は、かつて選挙の際は「うそつかない TPP断固反対 ぶれない」というポスターをあちこちに掲載したにもかかわらず、今では締結に向けて懸命となっています。大手マスコミもそれが当然といった報道ぶりで、いかなものかと思えます。

米国では反対意見も根強く、議会もかなりもめているようで、今後の先行きは不透明ですが、仮にTPPがまとまらなかったとしても、既に日米の2国間では主だったところは合意しており、日本は譲歩を重ねてしまっているのではないかと心配をいたします。

もう一つの大きな心配は集団的自衛権を可能にする法案ですが、憲法との整合性を無視したずさんで乱暴なやり方は、学者を初めとして厳しく批判する声が上がってきています。主宰者である我々もしっかりと勉強して、考えを表明していかなければなりません。

戦没者、戦争犠牲者追悼式でも申し上げましたが、新たな戦没者、新たな遺族をつくってはならないと考えています。

さて、本定例会に提出いたします案件は、平成26年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書についてなど報告が3件、中川村税条例の一部を改正する条例の制定についてなど承認が8件、中川村辺地対策総合計画の策定、中川村過疎地域自立促進計画の変更、そして平成27年度中川村一般会計補正予算(第1号)など今年度の補正予算が2件であります。

また、グリーンニューディール基金事業について県との調整が整えば最終日に補正予算の追加上程をしたいと考えています。

何とぞ慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます、定例議会開会のあいさついたします。

よろしく願い申し上げます。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により9番 山崎啓造議員及び1番 高橋昭夫議員を指名をいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催をし、協議をしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長 それでは、過日、行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日6月15日から19日までの5日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、承認第1号から承認第8号の承認案件につきまして上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

続いて、議案第1号及び議案第2号の一般議案と議案第3号及び議案第4号の補正予算につきましては、上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

その際には質問席の準備のための休憩をとっていただけますようお願いいたします。

16日は午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

17日は委員会の日程としますので、請願及び陳情の付託を受けた委員会は、その中で審査をお願いします。

18日は議案調査とします。

最終日の19日は午後2時から本会議をお願いし、請願及び陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

請願及び陳情に関連する意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

なお、議場内においても夏季の軽装を適用させていただきノーネクタイとしますので、御承知おきください。

以上、今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いいたしますして報告とさせていただきます。

○議長 お諮りをいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から19日までの5日間としたいと思いますが、議異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から19日までの5日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員会から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付をしておきましたので、ごらんをいただき、ご了承を願います。

次に、去る3月定例会において可決されました政府による米価対策を求める意見書、

T P P交渉に関する意見書につきましては、内閣総理大臣を初め関係各機関へ提出をしておきましたので、ご了承を願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情につきましては、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

次に、本定例会に提出される議案は、一覧表のとおり、お手元に配付をしておきましたので、ご了承を願います。

次に、村長より行政報告の申し出がありました。

報告第1号及び報告第2号について報告を求めます。

なお、報告第2号の中川村土地開発公社の経営状況につきましては、後ほど時間をとり、細部についての説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

報告第1号の説明をお願いします。

○総務課長 それでは、報告第1号 平成26年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

平成26年度中川村一般会計補正予算（第6号）（第7号）及び（第8号）で定めました繰越明許費を別紙計算書のように翌年度の繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条の第2項の規定により報告をいたします。

繰越明許費繰越計算書をごらんください。

村づくり事業は、平成26年度国の補正予算に係る地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金を活用してのプレミアム商品券の発行負担金です。事業着手時期が年度末ということから、平成26年度執行の通信費を除く商品券発行負担金と事務費分1,202万円を繰り越したものです。

地方創生先行型事業も村づくり事業と同様、国の補正予算に係る地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金における地方創生先行型事業分で、年度末の事業着手時期ということから3,057万4,000円、全額を繰り越したものです。事業内容としましては、計算書の記載のとおり、地方人口ビジョン、総合戦略策定、チャオ及びチャオ周辺活性化支援予算など9項目と多岐にわたる内容となっております。

道路維持管理事業は、村道大草中央線沖町工区の補修工事で、用地買収において相続手続きなどが発生し、工事の着工がおくれたことにより工事費304万円を繰り越したものです。

中学校管理費は、プール塗装改修工事が天候や季節など施工時期の見極めにより発注がおくれたため工事費391万円、全額を繰り越したものです。

文化財保護事業は、保護を行う丸尾のブナが保安林及び観光造林地内にあり、事業を行うには一定の手続きが必要となりますが、観光造林地の手続に不測の日数を要したため年度内の着工が不可能となったことから委託料及び立木補償料100万4,000円を繰り越したものです。

農地等災害復旧事業は、美里地区の農地災害復旧工事について、発注後、増工が必要となり、補助事業上、必要な関係省庁への協議のため工期延長を余儀なくされ、工

事費231万3,000円を繰り越したものです。

翌年度繰越額の合計は5,286万1,000円となります。

以上、報告いたします。

○議長 報告第2号の説明を求めます。

○建設水道課長 報告第2号 中川村土地開発公社の経営状況について、地方自治法の規定に基づき別紙のとおり土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し報告するものでありますが、先ほど議長からお話のありましたとおり、この場におきましては、平成26年度の事業報告及び決算並びに平成27年度の事業計画及び予算について、過日、理事会におきまして承認いただいている旨をご報告申し上げます。

詳細につきましては場所を改めての説明とさせていただきますので、よろしく願います。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

お諮りをいたします。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕及び日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕の2議案を議会会議規則第37条の規定によって一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

の2議案を一括議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 それでは、専決第1号から説明をさせていただきたいと思います。

1つ、昨日、説明用ということでお配りいたしました資料で、ちょっと、一部、字が潰れてしまっている部分がございます。申しわけありません。よろしく願います。

それでは、税条例の改正ということで一部改正についてご説明をいたします。

税条例第2条ですが、これにつきましては番号法の改正に伴う改正ということで、納付書、納入書への法人の番号の記入ということになります。

続きまして第8条から第13条ですが、地方税法の改正に伴い追加されてきております。徴収換価の猶予について定めたものでございます。今までも徴収猶予の規定とい

うのはございましたが、26年度の改正の中で出てまいりまして、国の徴収猶予ということに沿って改正をするということで、村のほうでは納税者の生活実態等により納付方法を弾力的に運用できるというような規定にさせていただいております。

第8条は特別徴収で一括納付をしない場合の納付の方法ということで、分割として、各納付期限、それから金額を決めること、また、金額については変更していくことができるということ、それから、分割の方法について納税者の方に通知をするというふうになっております。

第9条につきましては徴収猶予についての定めで、それぞれ各号で定めておりますが、現年度課税、それから過年度課税、それから、第6項では高額の場合の担保の取得についてということで、取れない場合の、その取れないことに関する書類の提出等について定めております。

第10条につきましては、猶予期間内に税以外の村の債権、条例で定めるものにつきまして滞納している場合については徴収猶予を取り消すことができるという規定でございます。

第11条は滞納処分による財産の換価の猶予を職権で猶予するという場合の規定でございます。これにつきましては、地方税法の規定を準用して、分割、それから納付期限、金額、換価について猶予者への通知等についてすることができるという定めでございます。

12条は滞納処分により財産の換価の猶予を本人の申請により猶予する場合の規定というふうになっております。

以下、各項でそれぞれの方法等について定めております。

続きまして第18条ですが、今回の法改正に伴い村の税条例を改正する中で、第8条のほうに地方税法についての規定を盛った関係で18条のほうは変更になっております。

第23条第2項は法人村民税における恒久的施設等に係る規定について県条例の法人事業税の規定に合わせるために字句を修正しております。

31条では、第2項で、地方税法の改正に伴い、法人住民税等、均等割の適用区分の表中等の資金の額に関する規定の変更でございます。

第33条は、住民所得税を計算する場合におきまして、所得の額は所得税法と同様に行うというふうになっておりますが、今回、国外提出時課税というものが導入されまして、それについては住民税の所得割には算入しないという規定でございます。

36条の2は、9項に新たに法人住民税の納税義務者となった法人に申告させることができるという項目に番号法の規定に伴う法人の番号を追加するものです。

36条の3の3については、法改正に伴う参照法令が項ずれをしておりますので、それに対応いたしております。

48条から第50条第3項は法改正に伴う参照法令の、やはり号ずれということで、それに合わせて行ってきております。

57条と59条につきましては、社会福祉法人の固定資産税について参照法令の項目

等が増加ということで改正をしております。

63条から149条までにつきましては、番号法の改正に伴う所要の改正ということで、個人の番号、それから法人の番号についての定めを入れております。

本文のほうの条文の改正につきましては以上でございます。

続きまして附則のほうの説明をさせていただきますが、第4条の改正につきましては、参照法令のほうのずれに伴い改正を行うものです。

それから、附則第7条の3の2は個人住民税における住宅ローン減税の適用の期限が平成31年6月30日まで延長されたものに伴うものです。

附則第9条はふるさと納税寄附金の関係でございますが、特例の規定ということで、ふるさと納税をした方が寄附をした市町村に申告特例通知書の請求を行い、その通知が送られまして、それにより寄附金控除を行うことでふるさと納税をした方の申告が不要になるというもので、各項でそれぞれ必要な事項を定めております。

附則第9条の2は、先ほどご説明いたしました寄附金の関係で特例通知書が届いた方については寄附金の控除を適用するというでございます。

10条の2、5項から7項につきましては、法改正に伴う参照法令の項ずれに伴う対応による改正でございます。

附則10条の2第9項につきましては法改正に伴う規定の追加を行っております。

附則第10条の3は番号法の改正に伴う新築軽減申告書等への個人番号、法人番号の追加の改正で、第1項以降、それぞれの住宅等について規定をしております。

それから、附則第11条、第11条の2、第12条、第13条、第15条は、固定資産税の負担軽減措置について3年間延長、それから特例適用期間を29年度まで延長するという改正でございます。

続きまして附則の第16条ですが、これにつきましては軽自動車のグリーン化特例というものの導入に伴う改正でございます。第1項ではグリーン化特例に適合する燃費基準等の100分の70を軽減、それから、第2項につきましては100分の50の軽減、それから第3項につきましては燃費基準、それから燃費性能によって25%軽減するというものでございます。

附則第16条の2につきましては、国の法改正に伴い削除するものでございます。

それから、第2条のほうですが、平成26年の条例改正を行いました中の軽自動車税の税率の改正分につきましては同じくグリーン化特例が追加ということで、昨年の制定をいただきました条例につきましては改正をし、内容を統一するものです。

それから、附則の第1条につきましては、原付、軽二、それから小型二輪、小型特殊の税率の引き上げに関する施行期間を平成27年4月1日から28年4月1日に変更するものでございます。

附則第4条につきましては、同じく軽自動車、軽二輪、小型二輪、小型特殊の税率の適用年度を27年度から28年度に変更するというものでございます。

それぞれ施行日につきましては資料のほうに記載をしておりますので、ごらんいただければと思います。

続きまして国民健康保険税条例の改正のほうをお願いをいたします。
専決第2号 国民健康保険税条例の改正でございますが、今回の改正は、さきの中川村税条例と同じく地方税法及び施行令等の改正によるものでございます。
内容ですが、第2条の関係でございますが、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を51万円から52万円、3項では16万円から17万円、4項では14万円から16万円に変更するものでございます。
23条につきましては51万円から52万円、16万円から17万円、14万円から16万円、それから24万5,000円から26万円に引き上げるというものでございます。
附則につきましては、平成26年3月の議会におきまして国民健康保険税条例の一部を改正していただきましたが、それを再度改正するというので、施行期日を29年の1月1日から28年の1月1日に変更するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

初めに承認第1号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

本件は承認することに全員の賛成を得ました。よって、承認第1号は承認することに決定をしました。

次に承認第2号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、承認第2号は承認することに決定をしました。

お諮りをいたします。

日程第6 承認第3号から日程第11 承認第8号までの承認案件6件につきましては、平成26年度の補正予算であります。関連がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

異議なしと認めます。よって、

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成26年度中川村一般会計補正予算（第8号）〕

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成26年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）〕

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成26年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）〕

日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成26年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）〕

日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成26年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）〕

日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成26年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）〕

以上の6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長

専決第3号 平成26年度中川村一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

歳入歳出の予算の補正であります。予算の総額に1,214万7,000円を追加し、予算の総額を35億2,984万7,000円とするものであります。

繰越明許費は第2表 繰越明許費補正で、地方債の補正は第3表 地方債補正により平成27年3月31日に専決処分をしたものでございます。

この補正は、額の確定、最終実績見込等によるものでございます。

6ページをごらんください。

第2表 繰越明許費の補正の変更であります。

先ほど繰越明許費計算書のほうでも説明をさせていただきましたので、ごらんをいただいたとおりでございます。

7ページの第3表 地方債補正であります。

それぞれ事業費が確定したことによる変更であります。

起債の目的にありますバス運行事業のデマンドタクシー購入事業で過疎対策事業債、以下、13事業の限度額の変更であります。総額では1,760万円の減額となつたところでございます。

10ページからの歳入歳出の事項別明細書につきましては主要なものの説明とさせていただきます。

2 歳入の1款 村税につきましては実績による計上で、村民税で110万円の増額

であります。

11 ページの地方譲与税以下で特徴的なものでは、16 ページをごらんください。

12 款 地方交付税で 4,828 万円の増額であります。特別交付税で 3 月交付額の決定によるもので、平成 26 年度の特別交付税総額は 1 億 1,328 万 2,000 円で、平成 25 年度の豪雪がなかったこともありまして総額では 1,723 万 3,000 円の減額となりました。

18 ページをお願いします。

14 款 分担金及び負担金、農林水産業費の分担金 1,065 万円の減額であります。県営事業の分担金で、県営事業の事業費の減によるものでございます。

歳入の以下はごらんをいただいたとおりでありますので、よろしくをお願いします。

次に 30 ページ、歳出をお願いいたします。

3 の歳出ですが、歳入同様、事業の実施状況による額の確定見込みによる補正を行うものであります。

各費目、すべて減額補正でございますが、特徴的なものでは、48 ページをお願いいたします。

6 款の農林水産業費の 6107 事業 農村災害対策整備事業で 2,144 万円の減額であります。農村災害対策整備事業の負担金、これは柳沢、針ヶ平、小和田の事業になります。また、県営農村災害対策整備事業負担金、これは大堤の整備になります。これらにつきまして県営事業費の減による負担金の減でございます。

65 ページをお願いいたします。

14 款 予備費で収支の調整を図りまして 1 億 3,218 万 8,000 円を増額するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

それでは、私のほうから保健福祉課所管の 3 特別会計についてお願いをいたします。

承認第 4 号 平成 26 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）であります。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 824 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 5 億 857 万 8,000 円とするものです。

最初に歳入ですが、7 ページをお願いいたします。

国民健康保険税収入の見込みが確定し、当初予算に対して一般被保険者にかかる税は 357 万 6,000 円の増、退職者にかかる税は 405 万 7,000 円の減で、合わせて 48 万 1,000 円の減額となりました。

8 ページの国庫支出金は療養給付費負担金と財政調整交付金とを合わせて 673 万 9,000 円を増額となりました。

9 ページの療養給付費交付金は退職者にかかる分で 533 万 4,000 円の減額となります。

10 ページの県支出金では特定検診等負担金と普通調整交付金とで 342 万 1,000 円が増額となりました。

11 ページの共同事業交付金は高額療養費、保険財政共同安定化を合わせて 445 万円

の増額です。

13 ページの繰入金ですが、一般会計からの繰入金で出産育児一時金の実績による減額です。

15 ページからの歳出であります。

総務費関係については実績に伴う更正減であります。

17 ページからの保険給付費では、一般被保険者、退職被保険者ともに療養給付費、療養費、高額療養費の減に伴う減額補正です。

19 ページの助産諸費では、出産育児一時金が 2 名分、84 万円の減額、葬祭諸費の実績による減額となりました。

24 ページの特定健康診査等事業費ですが、当初に見込んだ受診人数を下回ったことによる減額です。

27 ページの諸支出金は国保税の還付金の実績による更正であります。

予備費にて歳入と収支を合わせております。

続きまして、引き続き承認第 5 号 平成 26 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 717 万 5,000 円を減額し、予算の総額を 5 億 8,712 万 3,000 円とするものです。

最初に歳入ですが、5 ページをお願いいたします。

保険料は第 1 号被保険者の介護保険料の見込みが確定しましたので 73 万 8,000 円を増額です。

続いて 6 ページであります。

国庫支出金の介護給付費負担金と調整交付金が決定しましたので、それに合わせて補正をするものであります。

介護保険事業補助金は平成 27 年度からの介護報酬の改定などに対応するための情報システムの改修に係る補助です。

8 ページの県支出金につきましては、介護サービス給付費等が確定したことを受けての現年度精算でありまして、全体で 144 万 2,000 円の減額で確定いたしました。

10 ページの繰入金では、一般会計からの繰入金については介護サービス給付費及び事務費等分が確定したため 193 万 1,000 円の減額補正となります。

また、基金繰入金は介護サービス給付費が見込みを下回ったため 509 万円の減額となります。

12 ページからの歳出です。

総務費関係は実績に伴う更正減です。

14 ページの保険給付費は、見込みよりも減りましたので全体で 910 万 5,000 円の減額となります。

15 ページの地域支援事業も実績に伴う更正減です。

19 ページの予備費で歳入と収支を合わせました。

続きまして承認第 6 号 平成 26 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1

○保健福祉課長

号)をお願いいたします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ342万9,000円を減額し、予算の総額を4,576万1,000円とするものです。

まず歳入ですが5ページをお願いいたします。

後期高齢者医療保険料では、収入額が確定し301万8,000円の減額となります。

7ページの繰入金であります、事務費、保険基盤安定とも減額となります。

歳出、10ページからであります。

総務費関係は実績に伴う更正減です。

11ページの後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入分と保険基盤安定県負担金をそのまま一般会計から繰り入れ、長野県広域高齢者医療広域連合に支出することとなっておりますので、これら保険料等の収入が確定したことにより330万5,000円の減額となりました。

以上、保健福祉関係をよろしくをお願いいたします。

私のほうから承認第7号及び第8号についてご説明いたします。

まず、承認第7号 平成26年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)ですが、今回の補正では、専決補正では、歳入歳出からそれぞれ340万円を減額し、総額を1億9,900万円といたしました。いずれも実績に応じて増減したものであります、主なものとしましては、5ページ、歳入ですが、負担金収入に滞納繰越分80万円を追加し、6ページ、使用料も、現年分、滞納繰越分、合わせて30万円を増額をいたしました。これらに伴いまして7ページの一般会計からの繰入金を440万円減額をいたしました。

9ページの歳出では、電気料や修繕料などの需用費や管渠清掃等に係る委託料など、実績によりまして維持管理費総額で240万円の減額といたしまして、最終的に11ページの予備費を79万円減額して調整したものであります。

続きまして、承認第8号 平成26年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてであります、今回の専決補正では、既定の歳入歳出から340万円を減額し、総額を1億2,250万円といたしました。いずれも実績に応じて増減したものであります、主なものとしましては、7ページ、歳入であります、使用料の現年分、滞納繰越分を合わせて25万円と検査手数料5万円を増額いたしました。これらに伴いまして、8ページの一般会計繰入金は360万円の減額といたしました。

10ページの歳出であります、薬品や電気料などの需用費や管路清掃等に係る委託料、公共ます設置工事費など、実績によりまして維持管理費総額で252万円を減額いたしました、最終的に12ページの予備費74万円の減額で調整をしたものであります。

以上、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

(湯澤 賢一) ちょっと単純なことかもしれないんですが、寄附金が9万3,000円減になったということは、寄附金も補正で減額補正があり得るんだなと思ひまして見

ていったら、消防費の寄附が65万円、補正前にあったんだけど、10万1,000円戻って54万9,000円の寄附になったと、これは、つまり、この寄附が出来高で寄附というふうなことでこういうことになるのでしょうか。

これが第1点と、ふるさと応援寄附金というものが、例えば入ってくる、例えば、これは一年中、場合によっては入ってくるわけですね、その入ってくるのは、多分、わかるんだけど、出ていくほうは、出ていくほうというのは、村民が、どこかの、その海辺の町のほうへ寄附した、それはいつわかるのでしょうか。

消防費の寄附金が10万1,000円減っているという、その理由でありますけれども、これは、防火水槽の設置の地元負担金を、一応、寄附金扱いで受けております。工事費が当初見込みより減額となったために、地元負担金である消防費寄附金についてもここで減額をしたということでもあります。

よろしく申し上げます。

ふるさと納税の寄附金が、村民の方がどのくらい、何人されたかがわかる時期ということですけど、こちらとしてわかる時期は、申告の際にふるさと納税の証明を提出いただいたときというふうで、それ以上には、ちょっと、何人の方、幾らっていうことは把握はしておりません。

(湯澤 賢一) そうすると、ちょっとふるさと納税のほうですが、例えば昨年ほどのくらいの方が、そういうことを、そういうふうなことをされたかとか、あるいは、ことし、現実には、それだけ、すれば減るわけだよね、村の税収というのは、それは、最終、申告までわからないっていう、幾らになるかっていうことは見当がつかないという、そういうふうなんでしょうか。

昨年の実績等については、特にふるさと納税分というような集計は、現在しておりません。

議員さん、おっしゃるように、村の税収分が減るということは、今の申告ということでは、ふるさと納税分の額が減るというふうにはなっていると思います。

ほかに質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

初めに承認第3号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

全員賛成です。よって、承認第3号は承認することに決定をいたしました。

○建設水道課長

○議長

○2番

○総務課長

○住民税務課長

○2番

○住民税務課長

○議長

○議長

○議長

○議長

次に承認第4号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
○議 長 全員賛成です。よって、承認第4号は承認することに決定をしました。
次に承認第5号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
○議 長 全員賛成です。よって、承認第5号は承認することに決定をしました。
次に承認第6号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
○議 長 全員賛成です。よって、承認第6号は承認することに決定をしました。
次に承認第7号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
○議 長 全員賛成です。よって、承認第7号は承認することに決定しました。
次に承認第8号の採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
○議 長 全員賛成です。よって、承認第8号は承認することに決定をしました。
日程第12 議案第1号 中川村辺地対策総合計画の策定について
を議題といたします。
朗読願います。
○事務局長 朗読
○議 長 提案理由の説明を求めます。
○総務課長 それでは、中川村辺地対策総合計画の策定についてお願いいたします。
提案理由ですけれども、平成27年度から平成31年度までの5年間の中川村辺地対策総合計画を定めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の規定により本案を提出するものです。
中川村辺地対策総合計画をごらんください。
3ページ、3 今後の辺地対策の考え方及び整備方針ですが、辺地対策の考え方として、辺地対策事業の取り組みにより道路、橋梁の整備が進み、村中心部へのアクセスの向上など辺地住民の安全・安心な生活基盤、生活環境が確保され、若者の定住、都市住民との交流など地域の活性化に結びつくことが期待できるとし、整備方針を道路の狭隘、線形不良、落石危険箇所等を整備することが緊急の課題であり、計画的な整備を行うとしております。
具体的には、4ページでは、桑原辺地の村道大草桑原線及び村道銭峰線の新設改良を、6ページでは上北山方辺地の村道谷田黒牛線の改良を、8ページでは飯沼辺地の

村道北山方飯沼線改良をそれぞれ計画しております。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
○議 長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
○7 番 (小池 厚) ただいま総務課長から説明のありました関係ですが、辺地の北山方飯沼線の関係ですが、場所を見ますと、竜東線と北山方飯沼線との交差点から現在の飯沼橋のほうへ行く間のセットになっていると思うんですが、この道路、実際には竜東線の改良計画が進んできていると思うんですが、そこら辺との整合について確認をしたいんですが、よろしく願います。
○副 村 長 竜東線との整合というご質問であります。今回、ここに計上してあります区間につきましては、現在、県の過疎代行でやっていた部分のうち、残りが、現在、飯沼の交差点から上で村で実施しなければならない部分がございます。その部分についてであります。
竜東線との調整につきましては今後ということで、この事業に、今回の計画には入っておりません。また、県とどういう形で進めるかということには詰めてまいるということでございます。
○7 番 (小池 厚) 私のつかんでいる情報でいきますと、今後の伊南バイパスの終点といますか、そこから東のほうへ下ってまいりまして、現在の飯沼橋の下流に架橋されるというふうな計画になっておまして、この辺地の現在の飯沼橋のところを改良することも必要かとは思いますが、新しい竜東線のほうへ、この図面でいきますと真ん中あたりから左のほうへシフトして堤防のほうへ埋めていただくと、これから計画される竜東線の本線にうまく交差できるのではないかなというふうに考えるわけで、そこら辺を、これから計画を立てるに当たっては、県のほうの事業の進捗と、この辺地の計画と、うまく合わせていくと手戻りが少ないかなというふうに思って質問したわけでございます。
○副 村 長 現在、竜東線本線につきましては、各種調査が行われておまして、今年度、測量設計ということであります。
概略の図面を見せていただく中では、北山方飯沼線が飯沼の辻からスムーズに新しい本線に取りつく形に、現在のところは、ちょっとになっていないようでありますので、取り付け道路については、北山方飯沼線含めまして、飯沼の鬼戸から新しい橋までの間にも耕作道等はあるわけですけど、その取り付け、また、養命酒から北側へ向かいまして、それぞれ耕作地へ出入りする道路、また、墓地等へ出入りする道路等ありますので、それぞれの交差点については、これからの協議になろうかと思っておりますので、よろしく願います。
○議 長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。

○議 長 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員の賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
 日程第13 議案第2号 中川村過疎地域自立促進計画の変更について
 を議題といたします。
 朗読願います。
 ○事務局長 朗読
 ○議 長 提案理由の説明を求めます。
 ○総務課長 中川村過疎地域自立促進計画の変更についてお願いいたします。
 提案理由ですが、過疎地域自立促進計画の一部を変更するため、過疎地域自立促進
 特別措置法第6条第7項の規定により本案を提出するものです。
 過疎地域自立促進市町村計画の変更前と変更後の比較表をつけてありますので、ご
 らんをいただきたいと思えます。
 今回の変更は、一つは産業の振興の観光レクリエーションの事業内容の中に新たに
 都市公園について施設長寿命化対策支援事業を加えるものです。
 もう一つは、教育の振興の中で、利用者の安全確保と災害時の避難施設としての役
 割を果たすため、文化センター大ホール天井の耐震補強と社会体育館の耐震改修を
 加えるものです。
 よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
 ○議 長 説明を終わりました。
 これより質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
 日程第14 議案第3号 平成27年度中川村一般会計補正予算(第1号)
 を議題といたします。

○副 村 長 提案理由の説明を求めます。
 議案第3号 平成27年度中川村一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたし
 ます。
 歳入歳出予算の補正でございます。
 款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表
 歳入歳出予算補正によるものでございます。
 金額につきましては歳入歳出それぞれの間で調整できましたので、いわゆるゼロ円
 補正でございます。
 今回の補正の主なものは、平成26年人事院勧告による給与制度の総合見直しによる
 給与の見直しと4月の人事異動等による人件費の変更及び平成26年度3月補正で国
 の地方創生先行型事業へ振りかえた分の減額などでございます。
 6ページをごらんください。
 歳入、16款の国庫支出金と7ページの17款 県支出金は未熟児養育医療等に対す
 る負担金で、給付費90万円に対して国2分の1、県4分の1の負担金でございます。
 8ページをお願いいたします。
 寄附金、ふるさと応援寄附金43万9,000円であります。ふるさと応援寄附金、総額
 では44万円でございますが、更正減ということで1,000円でございます。先ほど湯澤議
 員の質問にもありましたが、これは、予算作成の上での項目を確保するために1,000
 円の計上が必要であったわけですが、この分については減額をし、新たに東京都、愛
 知県、飯島町の方からそれぞれ1件、神奈川県の方から2件、合計5件で44万円の寄
 附をいただきました。充当先につきましては、それぞれの事業に充当しましたので、
 後ほどご説明いたします。
 9ページの諸収入であります。
 預金利子については収支の調整を行うものであります。
 雑入であります。このうちコミュニティ助成事業であります。村づくり事業
 につきましては、今年度、3地区、申請をしたところ、2地区の採択となったことか
 ら1地区分減額し、非常備消防費は地域防災組織育成事業で消防団育成事業が採択と
 なったことによる増額であります。
 91 その他、総務関係の渡場地区火の見やぐら撤去負担金につきましては、地区の
 要望で撤去を行うわけでありませんが、その事業費の2割相当額を地元で負担をしてい
 ただくものであります。
 振興関係、中部電力工事負担金は、北島用水関係で、事業費相当分を負担金として
 入れるものでございます。
 教育関係、官報縮刷版DVD販売収入につきましては、平成26年度に官報縮刷版を
 作成をして、販売は27年度で行うということになっておりましたので、1部1,500
 円で50枚分の販売を見込んでおります。
 10ページをお願いいたします。
 歳出であります。

人件費につきましては、人事院勧告と人事異動に伴うもので、説明は省略をさせていただきます。

11 ページをお願いいたします。

電子化推進事業につきましてですが、使用料の緊急情報等配信サービス使用料は上伊那広域消防メール配信に対しまして村の配信サービスにつなげるための使用料であります。

備品購入費は、介護保険、年金の特別徴収などの運用を行う県保険者回線の高速化対応伝送用パソコンの購入であります。

12 ページをお願いします。

中ほどの村づくり事業 187 万 4,000 円の減額であります。このうち委託料につきましては 137 万 6,000 円の増額であります。総務省所管の全国移住センターが行います全国移住ナビに各自治体の移住に関する P R 動画を張りつけるよう要請があったことによる作成委託料で、交付税措置が一部ございます。

備品購入費、負担金、補助金につきましては、地方創生先行型事業への振りかえ分でございます。

防災対策費につきましても地方創生先行型事業への振りかえになります。

15 ページをお願いいたします。

民生費の社会福祉総務費の委託料であります。結婚相談事業分を地方創生先行型に振りかえた分の減額であります。

16 ページをお願いいたします。

賃金であります。保育所費の賃金で、これも地方創生先行型事業に振りかえた分でございます。

17 ページの衛生費の母子保健事業であります。未熟児養育医療給付のための経費であります。3 人を見込んでおります。

環境衛生費につきましてはありますが、19 の負担金、補助及び交付金の補助金であります。生活用水水源設置補助ということで、桃里水源の水中ポンプが耐用年数を迎えており、更新するための補助で、3 分の 2 の補助率であります。

18 ページをお願いいたします。

農林水産業費の中ほど、農業振興事業 10 万円の減額ですが、これも地方創生先行型事業への振りかえになります。

村単農地事業につきましては、北島用水の動力電線修繕工事で、電線の劣化、老朽化により破断をしている模様で、中部電力、北島用水組合との協定により工事を行うもので、費用は、全額、中部電力負担となります。

20 ページをお願いいたします。

商工費、地場センター管理事業につきましては、地方創生先行型への振りかえ分になります。

22 ページをお願いいたします。

消防費の非常備消防費であります。コミュニティ助成事業が採択となったことか

ら消防団の装備品を整備するものであります。消耗品の消防団員用防水ヘッドライトは全団員分を、バルーン投光器は 1 台購入の予定であります。

23 ページの教育費の小学校費の学校管理費、東西小学校管理費であります。学校施設の維持管理のための増額でございます。

24 ページ。

教育振興費につきまして、東西小学校の振興費のうち備品購入費につきましては、ふるさと応援寄附金を活用させていただくものであります。

25 ページの中学校管理費の賃金につきましては、クラス数が増えまして、県費の職員が 1 人配置されたことにより村費の講師賃金を減額するものであります。

教育振興費の中学校振興費 4,000 円ありますが、上伊那広域消防本部発足に伴いまして上伊那広域消防本部の規定によりまして中学校登山消防職員の随行学校負担金を追加するものであります。

26 ページをお願いします。

中ほどから下の体育施設管理事業 50 万円であります。村民グラウンド西側ゲートの拡幅工事であります。現在、80cm と、幅が 80cm と狭いため、約倍の 1.6m に広げるものでございます。財源としてふるさと応援寄附金を使わせていただくものであります。

今回の地方創生先行型事業への振りかえは、総額で 1,540 万 9,000 円となります。

14 款 予備費で収支の調整を行うもので、1,540 万円を増額いたします。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○6 番

(柳生 仁) 消防の備品で、消耗品でヘッドライトっていうことで用意していただいてとてもありがたいなと思っておりますが、これは、後、払い下げという形になっていくのか、それとも持ち回りになるのかお伺いします。

○総務課長

基本的には貸与であります。ですので、退団時には返還をしていくという対応であります。

○議 長

ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 4 号 平成 27 年度中川村水道事業会計補正予算 (第 1 号)

を議題といたします。

○建設水道課長 提案理由の説明を求めます。

議案第4号 平成27年度中川村水道事業会計補正予算(第1号)について提案説明いたします。

今回の補正は、収益的収支で総係費の不足を計上するものであります。

予算書本文、第2条で収益的収支、水道事業費用の営業費用に18万円を追加し、総額を1億848万円とするものであります。

5ページの予算実施計画明細書をごらんください。

収益的支出で営業費用、総係費の補償金を18万円増額します。これは、水道公用車の物損事故に伴う損害賠償金で、修理費用であります。このことにつきましての詳細は、19日の本会議で報告をさせていただきたいと思っております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分とします。

〔午前10時27分 休憩〕

〔午前10時40分 再開〕

○議長 休憩前に引き続き会議を再開をします。

日程第16 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

3番 松澤文昭議員。

○3番 (松澤 文昭) 私は、さきに通告した一般質問通告書によりまして、集落営農法人の組織化の方針と村の育成、組織育成に関する関与につきまして村の考えをお聞きをしたいというふうに思っております。

この2月に地区の集落懇談会が開催され、集落営農法人の組織化について営農センターより説明がありました。営農センターとして現段階では素案の段階で、懇談会での意見をもとに法人の組織化について検討をしていきたいという説明があり、現時点では、目指すべき法人組織について細部までは検討されていないと思っておりますが、今わかっている時点でのポイントにつきまして、幾つかの点につきまして村の方針をお聞

きをしたいというふうに思っております。

4月1日付の農業新聞の報道によりますと、集落営農組織法人、農業法人の約9割が今後の経営環境は厳しくなると見通しております。規模拡大、経営努力だけでは乗り切っていくことに限界を感じていることがアンケートの調査により浮かび上がっております。今後の農業政策には、経営の安定政策の充実を強く求めているとの報道がされておりました。

現在、中川村でも集落営農組織の法人化が検討されております。法人の組織化に当たって、幾つかのポイントについて村の考えをお聞きします。

まず、集落営農組織の法人化により将来の中川村の農業ビジョンをどのように考えているのか、村長のお考えをお聞きします。

○村長 目指す中川村の農業についてというようなご質問を通告でいただいておりますので、ちょっと全体的なところでお話をしたいというふうに思います。

農業は、言うまでもなく中川村の産業の一番の、村内における産業の柱でございますし、また、産業面のみならずですね、暮らしとか文化の非常に大きな柱でございます。そしてまた、村が属するところの日本で最も美しい村連合、美しい村として村がその中に宿している魅力、可能性の中心となっている部分でもございます。

しかしながら、村の現状としましては、農地の荒廃、農業従事者の高齢化、あるいは、その後を担ってくれる後継者の不足など、さまざまな問題が山積しております。こういう状況でございますけれども、まず、この農業をよい形で持続可能にしていくためにはですね、第一に現状ある農地を荒らさずに引き継いでいくことが必要だと思います。そしてまた、同時に後継者を育てていくことが必要かと思っております。それが可能になるためには、農業による所得というのを多面化し、所得向上を図っていくことが必要だというふうに思っております。いろんなことを組み合わせるやっていかなくてはいけないというふうに思っておりますので、集落営農の法人化なりですね、何か一つのことをやることで状況が画期的に改善されるというようなものではないのかなと、さまざまな努力を組み合わせ、積み重ねていく必要があるかと思っております。

集落営農の組織は、それらいろんな努力の中の大きな一つの柱でございます。特に農地を荒廃から守っていく、引き継いでいくということについて、とりあえず一番喫緊の課題であるその部分について効果を上げてくれるものというふうに期待をしているところでございます。

○3番 (松澤 文昭) 村長は農業のビジョンの中でよくこういう言葉を使っておられました。もうける人、あるいはもうけられるものにつきまして、それぞれの農家の方たちが努力をして、頑張る、中川村の農業の維持、あるいは個人の農業経営の発展につなげて、それが将来的に中川村の農業の進展につながっていくというような意見だったというふうに聞いており、思っておりますが、この点につきまして、村長は基本的にどういうお考えを持っているかお聞きをしたいというふうに思います。

○村長 先ほど申し上げた農地を守ること、それから後継者を育てていくこと、それから農業の付加価値を高めていくこと、集落営農については、農地を守ることについて効果

が一番そこに発揮されるのではないかなと期待しているところですけども、今おっしゃったいろんなさまざまな工夫という部分、例えば大きなお屋敷があるおうちで部屋が余っている方は農家民宿をすとか、加工をすとか、あるいは何かレストランをすとか、あるいは産直をすとかですね、直売をすとか、いろんなやり方があるかと思っておりますけども、そういう、こう、それぞれの農家ごとのですね、得手不得手、観光農園ができるんだとか、そういうところについては、そういう方向で何とかもうけをつくっていかうという、その農業の付加価値化を図るところでは、何か一つのことみんながあつと行くというよりも、それぞれの農家の置かれた状況の中で得意とする部分があると思うんで、そういうのがたくさん行われていくことによって中川村の魅力も高まってくるし、集客力も集まってくるし、また、何か販売する力も、お互いに、こう、相乗効果で上げることができるのかな、だから、集落営農の目指すところが農地を荒らさずに引き継いでいくこと、そして、それぞれの農家が得意な部分を、もう少しいい欲を出して工夫していくっていうことは、もうちょっと、こう、農家所得を上げていくっていうためには、そういう、こう、いい欲を出して工夫をしていくということが必要かなというふうなことを考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、常々思っておりますのは、村長の考え方もあるんですが、それをできるのはほんの一部の農業者だというふうに思っているわけです。力、力があって、そしていろんな部分で勉強をして、学習能力が高くて、そして情報発信ができる、こういう方たちが、今、言った部分の部分で、将来的な農業に向かつての、こう、継続はできるんですが、一方で、それをできるのはほんの一部の人間であって、大半の農業者っていうのは、やはり、そういう情報発信もできない、それから経営能力もない、そういう方たちが大半であると、この人たちにどういうふうに焦点を当てて、中川村として農業政策をつくっていくかということが、私は一番重要じゃないかなあというふうに思っているわけでありましてけれども、その点について村長のお考えはいかがでしょうか。

○村 長 いろいろ、先ほども申し上げた可能性があるし、現にそういったことが広がりつつあるというふうに感じているところでありまして、そういう活動がやりやすいような環境整備をしていくこと、そしてまた、まだ、ちょっと、その部分、私としても不十分だと思っておりますけども、そういう、こう、成功事例がほかの成功事例を引っ張って、お互いに、こう、助け合って、お客さんの紹介であるとか、あるいは一つの魅力から次の魅力に、こう、お客さんが回遊していけるような、そういう工夫なんかをみんなで作っていくという、そういうところをですね、農家の皆さん、あるいは、まず、取っかかりで成功事例をつくりつつある皆さん方と一緒にですね、そういう、こう、みんなを巻き込んでやっていくような雰囲気づくり、ムードづくり、組織づくりみたいなことをしていかなくはないかなというふうな課題は感じているところでありまして。

○3 番 (松澤 文昭) そういう、こういう、何ていうかな、言葉だけのことだけではなくて、やはり村の施策として、先ほど申しましたように、大多数の農業者をどういうふ

うに守っていくかというような施策を打ち出していくことが重要かというふうに思っているわけでありまして。そういう意味で、この集落営農組合の法人化ってというのは一つの方向づけになるかと思っておりますので、後ほど、また、私の意見も踏まえまして、そのことにつきまして、またお考えをお聞きしたいというふうに思っております。

それで、具体的な内容に入っていきたいと思うわけでありましてけれども、やはり、現在、南向営農組合、片桐営農組合というような2つの営農組合があるわけでありましてけれども、現在の地区営農組合は、天竜川を挟んで地形的にも大きな違いがあるという中で、南向営農組合、それから片桐営農組合という2つの組織に分かれているわけでありまして。

現在、検討されている法人組織は、中川村全体の組織にするのか、その点につきましてお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 ご質問の件について私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、集落営農組織の法人化につきましては、冒頭、松澤議員からお話がありましたように、村の営農センター、それから両地区の営農組合の役員の皆さんで、ことしの1月に集落営農の法人組織化の検討委員会という形で立ち上げをさせていただいて、今現在、検討を進めているところでございます。2月の集落懇談会を受けまして、今、そこで出されました意見、それから質問等を営農センターの幹事会等で整理をしながら検討委員会で協議をし、一応、6月の末から7月に集落懇談会を開催をして、その辺のお話をさせていただきたいと思っております。

村の立場で、この場で明確なお答えができないこともございますので、まず、その点をご了解をいただきたいと思っております。

ご質問の件であります、お話がありましたように、当初、方針案の中では、まず、2つ、今の地区営農組合2つを、一つは、その農地の利用調整、営農企画を行う部門として営農組合を一本化すること、それから、あわせて、その農作業の受託ですとか機械作業の実戦部隊となる組織、現機械利用部の部分を法人化したらどうかというご提案でございます。新たな法人につきましては、経営や事務処理の効率化ですとか作業車の確保、また、機械の利用、機械利用の効率化という点から、検討委員会としては一つの組織にしていってどうかというご提案を申し上げたわけでありまして、今お話がありましたように、懇談会の中でもいろいろご意見をいただいておりますし、また、昨年、両地区の営農組合の決算等まとまってきた中で、運営状況も経営状況も違いがあるという中で、どういう組織が望ましいかということについて、これから検討委員会でご意見をいただいて、またご提案をしていきたいということで、今の時点では決まっております。

○3 番 (松澤 文昭) 私も、基本的には、やはり一つの組織にするのが一番いいというふうには思っているわけでありましてけれども、前段、申しましたように、地形的な状況、あるいは耕作面積等、含めまして、かなり違いがあるわけでありまして、その点、見通しとして、見通しとしてどうなのかなというところがあるわけでありまして。後ほどのところにも、一つの組織にしないと、事務的な処理も含めて、また質問しますけれ

ども、大分変わってくる場所がありますので、そこら辺の見通しはどうなっているか、今の時点で答えられる範囲でありましたらお答えを願いたいと思います。

○振興課長 今の時点では、当初の方針は一つにということですが、先ほど申し上げましたように決定はしてございません。白紙の状態でございます。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、組織の、こう、発展だとか、それから組織が発展するためには、どうしても、その組織につきまして、リーダーがどうしても必要だというふうに思っているわけでありまして、今の営農組合自体は、やはり営農組合長さん自体、各集落の地区の代表という形で、ほとんどの代表の方が会社勤めの方が中心で構成されているということでありまして、これはこれで、組織の体制上、仕方がないことなどは思うわけでありまして、やはり組織の3役くらいは、やはり、少し、こう、時間的な余裕があるといえますか、やはり会社勤めということではなくて、その営農組織なら営農組織に、こう、集中して、やる気があって、そして気力があって、そしてリーダーシップ的なものがある方がどうしても必要だというふうに思っているわけでありまして、ぜひとも、その組織の検討の段階におきまして、地区の集落営農組合長さんは別としましても、3役くらいの方につきましては、先ほど申しましたように組織を引っ張っていただくような方につきましても組織検討ということにつきまして、ぜひとも検討をお願いしたいと思うわけでありまして、

そういう中で、この2月の集落の営農懇談会の中でも話がありましたけれども、今、国の方針としまして認定農業者を増やすというような方針が出ているわけでありまして、認定農業者の対象基準が緩和されたということでありまして、集落懇談会の中でも中川村でも認定農業者の加入推進について積極的に推進を行うとの説明でした。認定農業者になれば、御承知のように国のナラシ対策の交付条件を満たすということになってしまふということでありまして、したがって、逆の形を言えば、認定農業者が増えれば、今、検討されております法人組織への加入者が減るおそれもあるということでありまして、特に認定農業者につきましては大規模な生産者が多く、加入者が減れば小規模生産者のみの法人組織になってしまうということ、法人組織の弱体化につながるんじゃないかということも懸念されるわけでありまして、この点につきましてはどのように考えているかお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 認定農業者につきましては、今お話があったとおりでございますし、村としても、やはり個々の農家、頑張る農家を育てていくという基本方針は変わりはありません。認定農業者を、当然育てていくと同時に、先ほどの質問の中でもございましたように、大多数の、その小規模農家、兼業農家を支える組織として集落営農の法人組織が必要ではないかということを進めているところでありまして、地域ぐるみで農地を保全しながらという観点としては、全農家を参加ということで方針をお示しをしております。

担い手農家さんが、そういった形で進めることによって、そういった方々の参加が減るんじゃないかというご意見でございますが、営農センター、検討委員会としては、

そういった農家の皆さんにも、ぜひ、この集落営農法人にご参画をいただいて、個々の農業経営は個々で頑張っていただくとしても、例えば法人に参画をいただきながらオペレーターとして従事をしていただくことですか、逆に、双方で、その作業機械を持っている法人と担い手で作業の受委託、うまく協力体制がとれれば、そういった形がよいのではないかと考えております。

具体的なことにつきましては、これから、それぞれ、さまざまところのご意見をいただきながら検討委員会で検討してまいりたいということでございます。

○3 番 (松澤 文昭) このところが非常に難しいなあとも思っております。大規模な生産者は、やはり、どうしても自立という気持ちがあるかと思っております。一方で、一方で、その人たちが法人組織から抜けてしまいますと、どうしても法人化の弱体化につながるということの中で、この部分の整合性、あるいは、先ほど話がありましたように、基本的な方向の中で組織の形態をどうするかということによって大分変わってくるかなと思っておりますので、この点につきましても、後ほど、また、もう少し話をしていきたいと思うわけでありまして、

そういう中で、中川村は上伊那の他の市町村とは違いまして、園芸品目のウエイトが高いという農業生産の基盤構造になっております。そういう中で、やはり他の市町村につきましては、稲作を中心とした法人組織となっているということでありまして、中川村として考えている法人組織につきましては、園芸品目をどのように扱うかということが重要になってくるかと思っておりますけれども、その辺につきましてどういうお考えでいるのかお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 具体的な法人の経営計画等につきましても、これから検討委員会の中で検討をしていただくことですが、立ち上げの段階としては、先ほど申し上げましたように、今の両地区の営農組合機械利用部からの発展ということを想定してございまして、まずは水田農業を基本とした、それは稲作に限らず転作作物を含めたということですが、水田農業を基本とした経営体としての立ち上げになるかかと考えております。逆に園芸作物までは受けて立ち上げからできるという体制づくりは非常に難しいかと思っております。

ただ、御承知のとおり、米価の下落ですとか、今後、人口減少時代を迎える中で、主食用米の、その需要が伸びるということは考えにくいわけでありまして、TPPの問題ですとか、平成30年以降、国による米の生産調整がなくなるという中で、その後の、その動向がなかなか見えないという状況にあります。

集落営農の法人化にかかわらず、村として、また営農センターとして、米にかわる振興作物をどうしていくかということは中川村の課題、それは全国の課題でもありますが、中川村としてどういう作物を振興していくかということをお急ぎに検討していく必要があるのではないかと考えています。

ただ、先ほど言いましたように、水田農業のみでの経営というのは非常に、経営だけ——経営だけといいますか、経営を考えると厳しいわけでありまして、将来的には、組織の、その体制を整えながら、借り受けた農地を、法人になれば今度は農地の

借り受けができるわけでありますので、どうしても個人で管理ができない農地は法人が預かりながら、より、その収益性の高い作物の作付ですとか、いろんな形、加工品であったり、地域間交流で組織に提供していくことですか、そういったところ、販売先を、こう、確保しながら、そのニーズに応じた農産物の生産を行っていくということが必要ではないかと考えております。

いずれにしましても、その経営面と、その運営体制、両方を考えながら、その法人としての経営計画を検討していただくということが必要と考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 確かに、経営面と、それから振興策含めて、両方の考え方があるかと思えます。したがって、今も話がありましたように、基本的には稲作中心で、それから協業組合中心の法人化ということになれば、リスクは少なく、経営的なリスクは少なくなってくると思えますけれども、逆に振興と、農業振興という点については、やはり、どうしても振興方策の停滞というようなおそれもあるというふうに考えているわけでありますけれども、そこら辺につきまして、本当に今の現況の発展、現況の協業組合の発展性の法人組織だけでいいのかどうかということにつきまして、もう一度お聞きをしたいというふうに思っております。

○振興課長 先ほどもちょっと申し上げましたとおり、将来的には、今の、その協業組合と申しますか、営農組合の機械利用部の発展型だけではできない、経営、それから、その水田農業に頼っていただけではできないということは考えておりますので、先ほど申し上げましたように、そういった体制をつくりながら、それじゃあ、その土地を使って何をつくっていくかということ、それは今後の大きな課題でございますが、あわせて検討をしていく必要があるかと思えます。

○3 番 (松澤 文昭) 協業組合の発展型の法人組織でも、先ほどの前段で申しましたように、農業新聞の調査の中では、これからのT P Pの問題含めまして、将来的に経営に不安を持っているというような法人組織が約9割もいるという状況でありますので、やはり、それだけでも、ちょっと将来的な不安もあるというふうに思っているわけがあります。

そういう点で、中川村での集落営農、集落営農の法人組織ができた場合につきまして、メリットだとかデメリットにつきましてどのようなものを想定しているのか、まず、お聞きをしたいというふうに思っております。

○振興課長 冒頭、申し上げましたが、集落営農組織の再編と法人化には大きく2つの目的がございます。一つは、その農地の利用調整機能を強化するための体制整備ということが一つと、農業後継者、担い手が不足する中で、その農作業や農地の受け皿となる組織づくりということでございます。

法人化のメリット、デメリットということでございますが、これも難しい点がございますが、メリットとして、そのほかの点もあるかと思うんですが、まず、先ほど申し上げたように、法人化することで農作業の受託のほか、農地中間管理事業ですとか、いろいろの制度を活用して、その農地の借り受けが可能になるということ、それから、農地の効率化的な利用調整、戦略的な作物の栽培、個々でやっているものを、こう、

集約化して、その法人として村全体で——村全体といいますか、中川村としてこれをつくっていくというときの、そういう戦略的な、その作物の栽培ですとか、機械作業の効率化、コストの削減が図られるということ、それから、先ほどお話がありましたように、国の政策、方針の中で、経営所得安定対策、各種交付金等が認定農業者、集落営農に限られてくるという中で、そういった受け皿となるということ、それから、今の任意の営農組合では、いわゆる資金、準備金の留保というのができませんが、法人経営をすることによって、今後の、その機械導入、取得ですとか、そういったための、その準備金の留保をして積み立てができるというようなことがあるかと思えます。

逆にデメリットといいますか、課題でございますが、当然、法人になりますと、それに係る役員や事務局などの人件費、あるいは法人税等、その法人としての経費の負担が出てくること、それから、共同販売経理や会計事務等の、そういった事務的な負担が出てくること、それから、先ほどもお話がありましたように、その収益性、経営を考えた、その法人を担っていくという、それにかかわる人材の確保ということが、デメリットというよりも課題かと考えています。これらにつきましても検討委員会の中で整理をいたしまして検討をしてみたいと考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、この法人組織ができることによる最大のメリットは、やはり、単純に言えば認定農業者でナラシ対策を申請すれば、個々で10a控除をしなければならぬのが、法人で言えば、全体の中、法人組織一つの中で10a控除だけで済むということが、基本的には一番大きなメリットじゃないかなと、それしかないんじゃないかなと、もちろん、農業振興だとか、将来だとか、そういうことにつきましてのことは別としまして、ただ単純に損得勘定だけでいけば、そのことが最大のメリットになるのかなというふうに思っているわけであります。

ただ、デメリットということになりますと、やはり、今、話がありましたように、もちろん役員の人件費もありますけれども、一番大きなのは、ナラシ対策をもらうための共同経営による事務処理増ということが非常に大きなウエイトを占めてくるというふうに思っております。

そういう中で、法人経営により、例えば損失が出たということになりますと大変なことになってしまうわけでありますけれども、そういう点での、今から対策だとか対応について考えておられるかどうかをお聞きをしたいというふうに思っています。

○振興課長 損失が出た場合という、想定ということでございますが、基本的に、例えば村が、そういった法人の、その損失を補填するということにはございません。

事務処理につきましては、これも、先ほど申し上げましたように、今後のどういう形でやっていくかということが課題でございますが、基本的に販売、経理等の事務処理については、当面、J Aの系統出荷が中心になるとすれば、やはりJ Aにかかわっていただくことがよいと考えております。

ただ、法人化の趣旨、立ち上げの経緯として、営農センター、再生協として、こういった法人を掲げて組織化を進めていくということの中で、営農センター、再生協として何らの支援が必要ではないかというふうには考えております。

法人の経理処理につきましては、これも懇談会の中で、第1回目ではなかなか見えにくかった部分が多かったと思うんですが、基本的に、お米は——お米といいますか、農産物は法人が販売をしていく形になります。農家には、実際に従事した分を作業料、管理料などとして配分をする従事分量配当制を基本に検討がされております。農産物の価格や運営経費などを考慮しながら、販売代金、交付金等の収入の範囲内で損失を出さないように収支計画を立てていく形になります。結果的に農家への配分は、配分金として、そういった販売代金の中から控除される形で清算をされるということで、基本的に、その法人会計がマイナスになるということはないというふうに考えておりますが、逆に農家へ行く分が少なくなるという形になろうかと思えます。

当然、法人として損失が出た場合は、その出資者の負担ということが原則でございますが、その辺、まずは、その損失を出さないような経営計画を立てるということの中で、将来的に、その収益性の上がる作物ですとか、そういったことを考えていく必要があるんじゃないかと考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほど申しましたように、法人組織をするということになりますと、一番メリットになりますのは、やはり、どうしてもナラシ対策をもらえると、認定農業者以外でもナラシ対策をもらえるということになるわけでありまして、それに対します共同販売経理っていうのがどうしても必要になってくるということになりますので、その事務処理にかかわるコストっていうのはかなりの部分になると思うわけでありまして。したがって、単純に言えば、今の、今の協業組合が、ただ単純に法人化しただけでは、何らかの対策をしない限り、事務処理増の部分だけがコスト増という形になって跳ね返ってくるというふうに思うわけでありまして、そういう点で、その事務処理増に対する負担につきまして村で負担するような考えはないのかお聞きをしたいというふうに思うわけでありまして。

○振興課長 一法人の事務を村が直接、こう、お手伝いをするということは、まずないと考えておりますが、先ほども申し上げましたように、営農センター、地域再生協議会という組織がございますので、そういった中で、集落営農、農地を村全体で守っていく、その法人という点での支援、どういった方法が必要なのか、どういう応援が可能なのか、そういったことも法人化の検討とあわせて検討をしていく必要があると考えております。今の時点では明確なお答えはできませんが、よろしく願いいたします。

○3 番 (松澤 文昭) 確かに、そういう答えになるかもしれませんが、やはり、先ほど申しましたように、どうしても、この事務処理増っていうのは、今の、今の協業組合組織を単純に法人化した場合につきましては、どうしても事務処理増になってしまうということでありまして、この部分を何とかしないと、全く法人組織に加入する人たちについてはメリットがないということになってしまうと思うんですが、そここのところの明確性が出てこない、加入者は全くデメリットだけで、加入するメリットがなくなってしまうと思うんですが、そこら辺につきましては検討されていないのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思えます。

○振興課長 現営農組合の、その機械利用部の収支をもとに、その経営、収支のシミュレーショ

ンも、今、しております。そんな中で、どの程度の、その事務が必要であったり、人件費が必要であるかということもあわせてシミュレーションをしながら、今後の懇談会等でお話をさせていただきたいと考えております。

ほかの市町村、管内の市町村の状況もお聞きをしておりますが、市町村で直接というよりも、やはり、営農センター、地域再生協議会の事務の中で、そういった地域の集落営農組織の事務の一端を、こう、担っているというようなことも聞いてございます。

どういう形でできるかということについては、先ほど申し上げたとおり、ちょっとこれからの課題でございますが、並行して検討してまいりたいと思えます。

○3 番 (松澤 文昭) 役場の職員として採用しなくてもいいんですけども、身分はJA職員だとか、それから法人の職員だとか、いろんな体制はあるかと思えますけれども、いずれにしても、その事務処理のコスト増がかかることは目に見えてわかっておりますので、この部分を、村として法人組織を育成するんだとしたら、その部分の事務処理増に対する負担っていうのは考えていかなければならないと思うわけでありまして、再度、このことにつきましては営農センターの中で検討いただいて、村への助成金の要請等含めまして検討をお願いしたいと思うわけでありまして。

そういう中で、先ほども、若干、申しましたけれども、法人組織が赤字が出ると、損失が出たということになりますと大変なことになってしまうわけでありまして。したがって、その事前の対策が重要ということになってくるわけでありまして。前段、申しましたように、法人組織は、今度、考えている法人組織につきましては、もしかすると大規模な生産者は法人組織から抜けてしまうということで、弱者の集まりになってしまうような法人組織になってしまう可能性もあるわけでありまして。したがって、事前に村として、かなり、この法人組織の育成について、村として補助事業、あるいは女性等の考え方を持っていないと赤字になってしまうという可能性もあるわけでありまして、今から検討をしておく必要があると思うわけでありまして、その点について村長のお考えをお聞きしたいというふうに思えます。

○村 長 やっぱり新しいことを始めるのには何かリスクは必ずあるかと思えますけれども、何か失敗した、うまくいかなかった場合も、村なり、何々が、どこどこが、それをカバーしてくれるから、まあ安心して、気安くとは言いませんがっていうふうなことにも、やっぱりなりかねないと思うし、やっぱり、こう、そこら辺は筋というものが、やっぱり大事なところかなというふうに思います。組織を立ち上げて、今のままでは農業が、いろんな意味で、こう、逆風にさらされている中で、みんなでどうやって助け合っって頑張っていこうかというような形で助け合いを、みんなで組織づくりをしていこうというふうな形でやっていただくことになるかと思えますので、村としてどういう支援をして、どういう形の協力、バックアップをしていくかというふうなところについてはですね、やっぱり、ある意味、一つは、筋としてどういうところが適切な形なのかっていうふうなこと考えながらですね、皆さん方とも相談しながら、そのあり方を検討して、しっかりといい形になるように、逆効果になったりするようなことがな

いように、また、きちっと、みんながそれでいいよねっていうふうに納得してもらえ
るような形でのをしっかりと相談しながらつくっていく必要があるかなというふうに
思います。

○3 番 (松澤 文昭) このところが非常に重要なと私はずっと思っていたんですが、
やはり、こう、先ほど前段の中で申しましたように、大規模な、そして力のある農家
は、自分で、いろんな発想だとか、いろんなビジョンのもとに方向づけができるわけ
でありますけれども、残った弱者の農業者、これが、今度、基本的には法人組織の母
体になるような気がするわけでありますけれども、そこに対して、どのように村とし
て施策、方向づけの中で、助成等がしてやって、施策として農業の、先ほど申しま
した、先ほど皆さんが言うておられましたように、荒廃地の解消だとか、それから後継
者問題だとか、それらを含めて、あるいは農業、中川村の農業の方向づけだとか、そ
こら辺について、施策として打っていくということが必要だと思うわけであります。
したがって、赤字を補填しろということではなくて、その事前の中で、例えば機械導
入を含めまして、あるいは事務処理の増に対して、中川村として助成ができないのか
なあとというふうに思っているわけでありますけれども、そこら辺について今から検討
する必要があるんじゃないかというふうに思っているわけであります。その点につい
て村長のお考えを、再度、お聞きしたいというふうに思っております。

○村 長 今までいろんな、国、県の制度なんかも利用したりしながら農業についてのバック
アップというふうなことをしてきたというふうに考えておりますし、これからも
ですね、その経営、法人化を図っていく中でですね、何が必要で、この部分、例えば
荒廃農地を荒らさないための何らかのところとか、いろんなところについて、個別具
体的なところで、いろんな制度も利用したりしながら、また必要な、これについては、
ある程度、村としてもやる必要があるだろうというふうなところについてはやってい
くというふうなことで、その辺の筋の、筋道の立った形というものを、法人化を目指
す皆さん方とも一緒にですね、法人の方々とも一緒に村としても考えていくという
ふうなことは必要かというふうに思っております。今の時点で、あれをします、これ
をしますとか、全部お任せくださいというふうなことは、ちょっと申し上げかねるか
なというふうな状況でございます。

○3 番 (松澤 文昭) これ、ニワトリが先か卵が先かの議論になっているわけでありませ
けれども、やはり法人化を検討している役員の方たちも、ある程度の、こう、村から
の助成だとか、あるいは村からの援助だとか、そういうものがないと、どうしても、
そこ、心配なところもあると思いますし、それから、先ほども申し上げました、何回
も申し上げておりますけれども、どうしても、単純に言えば、事務処理増のコストだ
け、もう、かかってしまうということが、もう現実としてわかっているわけでありま
すので、その部分だけでも村として負担をするってということがないと、実際の中で、
きっと法人経営のシミュレーションもしていると思うんですけれども、シミュレー
ション自体もできないんじゃないかなというふうに思っているわけでありませので、
とにかく、その、先ほど申しました事務処理増のことについては、村として今から方

向づけをしておかないと、今度の懇談会に行っても何の説明もなく終わってしまうよ
うな気がするんですけれども、具体的に説明をしなくて終わってしまうような気がする
んですけれども、そこら辺につきましてはどのようなふうを考えているかをお聞きし
たいと思います。

○振興課長 村として、そういう事務が増える部分の支援がどのような形でできるかと、その辺に
ついては、やはり村長が答弁したように、今の時点では、はっきり申し上げられない
ということでございます。

懇談会の中でも現在の営農組合の経営が、こう、移行したらどうなると、どうい
う、今の数字は整理をしながら、先ほど、その10a 控除のメリットという話もありま
したが、収支計画としては、そのマイナスがないような形でお出しはできるんでは
ないかと考えております。それは、どれだけの皆さんが入っていただいて、それが、
組織が立ち上がるかが、基本的には、今の営農組合で作業受託を受けている面積、
作物をベースにということですが、いずれにしても、その先の経営計画もお示しを
しながら話をしていく必要があるかと思っております。

いずれにしても、そのことを含めたことを農家の皆さんにお示しをするとい
うことになると、もう少し先になるかなあというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) どうも私の感覚と、どうも若干違うところがあるんですが、どうし
ても、その法人化に加入をするという側から言えば、先ほどから何回も言っており
ますけれども、事務処理のことにつきましては、どうしてもコスト増になってしまう
ということです。したがって、今、シミュレーションをやって差し引きゼロの会計に
できると言っておりますけれども、基本的には、事務処理増のコスト部分につきま
しては、費用として引かれて、今までよりも減った金額での振り込みという形に、
収入という形になってしまうと思うんですけれども、そうすると、加入者といいま
すか、法人組織に加入する人たちにつきましては全くメリットがない組織になっ
てしまうような気がするんですけれども、そこら辺はどのようなふうを考えている
のでしょうか。

○振興課長 皆さんがメリットをどう捉えるかということかと思っておりますが、やはり法人の、最初
に申しあげましたように、趣旨としては、中川村の皆さんの農地を、個人では管理
ができていかない現状の中で、みんなで守りながら農業を継続していくという趣
旨の中で、もし、個々にやっていたら収支がどうなるかということも十分考えてい
ただいた上で、法人としての、この収支の計画を考えて、それをメリット、デメリ
ットといいますか、どうお考えいただくかということになるかと思っております。

いずれにしても個人でやっていたんでは、もっとマイナスになる可能性が高い
と思いますし、そういった中で、みんなで共同販売経理を行っていくことでのメリ
ットとして捉えていただければと思います。

その事務処理増の部分はどう補填するかということについては、今後、あわせて
検討していくということしか、今の時点では申し上げられません。

○3 番 (松澤 文昭) 私も含めて、皆さんもそうだと思うんですが、法人組織の育成が大
事だよと思っているわけですね。その中で、どうしても加入者を多くしたいという

考え方があろうかと思えます。先ほど申しましたように、もしかすると大型法人、大型の農業者は法人から抜けてしまう可能性もあるわけでありますので、どうしても加入者を多くしないといけないということだと思えます。したがって、今、言った部分の方向づけが明確に出てこない、どうしても法人組織の加入者が減ってしまうというふうなおそれを私は一番懸念をしているんです。したがって、方向づけとして、方向づけとして、村として組織育成をしていくために、まだ決定はしておらんけども、せめて助成金につきましては検討していくというふうな方向づけができないのかなと思っているわけでありますけれども、そこら辺のことは無理でしょうか。

○村 長 集落営農の法人化ということについては、余りその気のない皆さん方を無理矢理、こう、そこに寄せ、来てもらって組織化をするというふうな考え方というよりも、その辺は、いろいろ啓蒙というか、みんなで相談をしていかななくてはいけないところですけども、課長も申しあげましたように、今のままの形では、なかなか、これからますます逆風が強くなっていく中ですね、みんなで、こう、助け合って組織化をして、何とかその逆風にしっかりと立ち向かえるような協力体制をつくっていかうというふうなことだというふうに、基本的な部分としては思えます。

だから、そこで、その法人化をしたときにどんなメリットがつかれるのか、こういう、このままだったらこういうところがちょっと弱点になってくるところを、この辺をみんなで補おうよというふうな、そういう組織化のメリットというのは、単に組織化をつくれればできるんじゃないかと、みんなで、こう、どういうふうな形で協力体制をつくるかというふうなところをメリットを生むために考えていくというふうなところが必要かと思えます。そのメリットを生み出す、それは実際にプラスとなってあらわれるのかもしれないし、ひょっとすると、これからの逆風の力を弱めるということにしかならないのかもしれませんが、実際、プラスなのか、マイナスなのかというところは難しいところ、計算上、シミュレーションは難しいかもしれませんが、今のままではこんなにマイナスになるやつを、何とかみんなでその影響を減らしていこうというふうなことをやっていく、そのためには、これぐらいの事務経費も必要かもしれないし、あるいは何らかのコストもあるかもしれないけども、それを補うだけのメリットのあるような組織体制をつくれるかどうかというふうなところは、これからみんなでそれを目指して頑張っていかななくてはいけないところではないのかなというふうに思えます。

○3 番 (松澤 文昭) どうも余り議論がかみ合っていないようですが、私が言っているのは、今の協業組合組織が単純に法人組織に移行した場合に、どうしてもやらなければならないのは、全員、加入者にナラシ対策を受けることが必要だよと、ナラシ対策を受けるためには共同事務経費の事務費用はかかりますよと、その部分について何とか助成の方向を出せないと、全く加入する人たちがメリットがなくなってしまうよと、したがって、その部分を村として今からコスト増に対する村の補助というものを検討してもらいたいということを言っているわけでありまして、でも、ちょっと議論がかみ合っていないんですが、そのところの1点について、ちょっと村長の考え

をお聞きをしたいというふうに思えます。

○村 長 この場でわかりましたと、おっしゃるとおりですという答弁は、ちょっとしかねるなど思っておりますし、また、いろいろ、それぞれのシミュレーション等々もですね、やった上で、どこに無理があるとか、あるいは、何とか、先ほど申しあげたように、いろんなメリットも生み出せるんじゃないかっていうふうなところで、話し合いをしながらですね、あるべき筋の通った形をとっていきたいなというふうに思えます。

○3 番 (松澤 文昭) なかなかこの場では明確な答えが出てきておりませんが、私は、やはり、村の農業は担い手を中心とした農家の育成が必要であるとともに、担い手だけでは守り切れないというふうに思っているわけであります。したがって、農地を守ったり、農業後継者の問題等を含めまして、村の農業の維持、発展をしていくための手段としまして、集落の法人化は、集落営農組合の法人化というふうには必要というふうに考えているわけでありますが、やはり、先ほど、前段から申しあげておりますように、認定農業者の法人組織への加入、法人組織として園芸品目をどうするか、経営の安定策、事務処理増によるコスト増というふうなことで、対応を考えていかなきゃならないことがたくさんあるということで、課題が山積しているというふうに考えております。

特に、何回も質問させてもらいましたが、事務処理増によるコスト増を村で負担をするということができないと、なかなか法人化をするメリットがなくなってしまうのかなあというふうに思っております。役員の手だとか、あるいは加入者の少なくなってしまうということで、営農センターの中で討議、検討を行ってもらって、経営のシミュレーションも行い、それから、参加する農家が安心して加入できるような組織育成が必要かなあというふうに思っているわけであります。

それから、計画を策定する村の営農センターの幹事の皆様方、あるいは、それぞれの事務局の方につきましても、安心をして組織の推進をできるような村の助成ということが必要かというふうに考えておりますので、今後の中でも、この組織育成につきまして、村が全面的に応援をしてもらうことをお願いをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長 これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時とします。

[午前11時36分 休憩]

[午後1時00分 再開]

○議 長 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 湯澤賢一議員。

○2 番 (湯澤 賢一) 私は、2問の一般質問の通告をいたしました。2問の中に、最近、中川村を取り巻く3点の問題を1つ盛り込みました。村長の政治姿勢を質問いたします。

最初にふるさと納税制度を村長はどう考えているか質問します。

ふるさと納税制度は、その成功例ばかりがマスコミで取り上げられ、あたかも地域活性化の切り札のような報道がされております。低迷する地域産業が活気づいて、特産品や宿泊券などの見返りのカタログまで発行されていると聞きます。地域ブランドの宣伝や地域そのものへの関心を高める、また、そうしたことを通して地域のファンづくりになるなどの利点が挙げられています。その納税のためのカタログまでであるということ、しかも、また、その驚くべき成果として、それまで住民税が7億円台だった自治体がふるさと納税だけで8億円集めたなどの報道もあります。

私は、この納税制度に幾つもの疑問を持っております。

本来、この制度は、自分を育ててくれたふるさとを応援することが目的だったはずで、それぞれの生き方の中でふるさとを離れて暮らしている人が、生まれ育ったふるさとに感謝して、ふるさとで頑張ってくれている人々に対する感謝の気持ちとともに納税という形で寄附をする、あるいは寄附という形で納税するのか、それを受け取るふるさと、ふるさとを育てていった人々の活躍を期待し、また、誇りに思い、ふるさとを思う心をありがたく思う、まさにふるさとのきずなを強める制度であったはずで。

しかし、例えば毛ガニを見返りにくれるところを選んで、そこを勝手にふるさとにして納税地にする、そこは毛ガニをくれる地であり、心から成長を喜んでくれる人のいるふるさとではない、しかも、生まれ育った本当にふるさとには年老いた両親が暮らしているのかもしれないとしたら、何よりも住民の感情論としても割り切れない制度であります。税の制度としてふるさと納税といいながら、実は税ではなく見返り目的の寄附金なのだという言いわけをしているところに、また、ひとつまやかしさを感じております。

中川村では、ふるさと応援寄附金と明確に予算書では寄附金とっておりますが、税ならば税の制度として、国民や住民は国家や地域の運営のために税を納めますので、それ以外の目的に使われることはないんだとの国家や地方自治体に対する信頼で国民や住民は食料を節約してでも税を納めております。

ふるさと納税制度には納税者が納税地も使い道も選ぶことができる唯一の税などのもっともらしい理屈がつけられておりますが、納められた税を使って見返りするのは、一部の納税者だけを優遇するルール違反の制度であります。低額所得者で納税が免除されている人々には、この優遇ははなから受けられません。

村長は税を徴収する側の長としてふるさと納税制度についてどう思いますか。お聞きします。

○村長 ふるさと納税制度というのは、現住所でない自治体を財政面で支援、応援しようという制度だというふうに思っています。それ自体としては、基礎自治体として、それほど悪いこととは思わないところであります。

中川村も、一昨年度は9名の方から240万円余、それから昨年度は6名の方から7件、合計45万円、ことしは、まだ途中でですけども、5名の方から44万円をいただいておりますけれども、本当にありがたいことだと感謝をするところであります。

しかし、この制度の発展、展開として、今お話にありましたように、納税のお礼に品物を送るということ、これは中川村も広報なかがわとか送っているわけなんですけども、それをさらに発展といいますか、展開させてですね、返礼の物品を約束することによってふるさと納税を集めようという、そういう手法も生まれております。これを一種の販売の方法と考えて、これによって売り上げが立つことを狙うというような考えもあるかと思えますけども、これは、本来の商売の王道からいうとですね、少し外れているのではないのかなと思います。本来の商売のあり方としましては、値段に合う、見合ったですね、価値のある商品、サービスを提供して、それを喜んで買っていただくと、その価値と、その価格というものが、お互いが尊敬し合える、いい物をつくってくれてありがとう、私の物を評価してくれてありがとうという、お互いに感謝し、尊敬し合えるような関係で発展していくのが商売の本当のあり方だというふうに思います。ですので、もし、このふるさと納税で村の物が何か動くことによって、それで売り上げが立つということに期待をするならですね、それに依存するなら、本来の商売のあり方にこそ、こう、注力をして、商品、サービスの質を高めていって評価されるように持っていくのが本道ではあるにもかかわらず、違うところで売り上げを狙うというふうなことになるのと、本道のほうがおろそかになるのではないのかなというふうに思います。

また、そういう形で物品を目当てにふるさと納税する方はですね、その額とほとんど同額が税額控除をされるというようなことがありまして、つまり、ほとんどただですね、納税した額の半額なり3分の2なり、それは自治体によって違いますけども、商品を手に入れられるというふうなことになります。そういうことで、お話のとおり、それを特集する雑誌までが出版されているというふうなことなんですけども、そういう方々は、そういう、こう、ほとんどただで商品が手に入るというふうなことに魅力を感じておられるわけでありまして、先ほどの商売の王道のところでも申し上げたようなですね、生産者の、こう、一生懸命つくってくれたもの、素晴らしい商品をつくってくれてありがとうというような、それに対してふさわしい対価を払おうというようないい関係を築き上げていくことについては、ひよっとすると余りつながらないのかもしれないなというふうに感じています。だから、本当は、そういう商売の王道で、お互い尊敬し合い、感謝し合いながら、長いおつき合いをしていくようなことを目指すべきだというふうに思います。

ふるさと納税に関しては、中川村の産品をですね、とりあえず、こう、試しに食べていただいて、その後はしっかりお金を出して買ってもらうというような、そういうサンプリングの意味というものもあるのかもしれないなというふうにも思うところではありますけども、一方、そういう、ただでもらうには毛ガニがいいか、リンゴがいいかみたいな中で、こう、引き比べられて、今度はこれにしようというふうな形で取捨選択される対象になるというふうなことについては、ひよっとすると、村のブランド価値をですね、少しおとしめるような一面もあるのかもしれないなというふうなところも懸念をするところであって、おっしゃるとおり、ふるさと納税がすべていい

○2 番 面ばかりだとは思わないというふう感じております。

(湯澤 賢一) 結局、お返しする、見返りする、そのお金は、やっぱり、基本的には税金であるとは思いますが、私、この制度は、ちょっと言葉がきついかもしれないけれども、ネズミ講と一緒に、必ず破綻すると思っております。つまり、自治体によって勝ち組と負け組が、このままいけば出るとは避けられない、税の全体のパイは一体であり、一緒でありますので、例えば、100万円を10人で公平に分ければ10万円ずつだけ、1人が50万円取ったら残りは残り9人で50万円を分けなくちゃならないというような理屈でありまして、得をするところが出るということは、つまり損をする地域、自治体も出ますので、地域間の競争が激烈になることは避けられず、近隣の市町村と本当に無意味なサービス合戦をせざるを得なくなります。場合によってはひとり勝ちもあり得るのかもしれませんが。今は、この制度が去年から大々的に取り上げられて、マスコミでも盛んに宣伝をして、これはいいことなんだというふうな形で、知恵を働かせるというような形で盛んにやっておりますが、やはり、先ほど申しましたような、いわゆるネズミ講やマルチ商法と一緒に、すばらしい成功ばかりが風潮されても、その結果、加熱の結果、これ、単純に考えて、住民の多くがほかの自治体に、例えば中川村の自治体が北海道のほうへ500人、500人が、何かとても、みんなで相談し合って注文したりすれば、これは年末の——年末じゃない、年度末の、この税金のほうで非常に減ってきているというふうな結果が出てしまうかと思っておりますが、つまり、この制度が過熱することによって住民税が減ってしまったという自治体が出てくる可能性というのは非常にあるわけで、いわゆる被害地域と申しますか、この制度の被害地域が全国各地で結構出てくるのではないかと思います。

しかし、しかしであります。この制度を取り入れないと、中川村の住民がよその自治体の見返り商品に魅力を感じて、そこにふるさと納税する、そのことはとめられないことでもあります。そうすると、黙っていれば村の税収が減少する、何らかの防衛的な対策が必要になるのかなあと、そういうふうなことも、ちょっと、ふと考えたりするわけですが、現在、中川村は、この納税制度を見返りをつける形では取り入れていず、非常に、本当に税の本道どおりにやって、また、ふるさと納税制度につきましても本来の目的のとおりによって、本当にいいことだとは思いますが、今後どうするか、村が、現在、取り入れていないのは、先ほど、村長、言われたように、もうすべてわかっていて、よくないことだから取り入れないのか、しかし、このまま加熱していったらどうなるんだろうというような思いもありまして、「釈迦に説法」的なところもあるかもしれないけど、再度、村長に、この部分について、将来、中川村としても何か見返りつけるようなことも考えなくちゃならないなというふうな考えているかどうか、そのところをお聞きしたいと思います。

○村 長 それぞれの自治体が目先の利益に走るということで、トータルとして、おっしゃるとおり、全体がおかしくなってしまう、個々の部分部分というか、個々には得をしようとするわけだけでも、その結果、全体として悪くなってしまうというようなことはよくあることでございまして、これも、そういう余り、何ていいますか、さっき申し

上げたように過剰に本来のところから逸脱した世界が広がっていくと、そういう部分が目立つようになってくるのではないのかなというふうに思っています。そういう意味で、自治体としての享受といいますかね、そういうものを持ちたいなというふうに思っておりますので、今のふるさと納税、物でつるって言う——つるという言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、そちらのほうに踏み込んでいくことについては、余りしたくないというふうな、好き嫌いというふうな意味で言えば、余り好きではないというふうなのが正直なところですけども、いろんなところを見ながらですね、一番いいのは、先ほど申し上げたような本来の商売のあり方で村の物も動き、そしてまた、村に対するファンといいますか、中川村はいい村で好きだしって言うふうな形で来ていただいたり買っていただいたりするというのが、長いおつき合いが、たくさんの人じゃなくてもいい、中川村のサイズに応じた形のファンの方ができるといって、一番、本来の目指していくところだろうなというふうに思っているんで、そちらのほうを注力したいとは思っておりますけども、まあ、まあまあ、とはいえ、いろんな大きな流れもありますから、動向は、世の中の動向を見ながら、また勉強もしたいとは思っております。

○2 番 (湯澤 賢一) 本当に村の責任ではないわけではありますが、こういう制度がこうなってくるということでは、やはり、住民も、やっぱりそれを求める人がいるかもしれない、あるいは、それで、もし大勢おったら大変だ、中川村、もし何も手を打たないで、大勢そういう人が出てきたら大変だということがあるのかもしれない。ちょっとここは踏ん張りどころというか、何か工夫のしどころというか、そういうものがあるのではないかと思います。

いずれにしろ、この税制度、基本的にはルール違反というふうには私は思います。これは、税制度と言いながら、ふるさと納税と言いながら、寄附金、応援寄附金とか、いろいろ言っておりますが、基本的には、これ、税制、税なのかなとか思ったりするわけであります。ぜひ、その辺、また、よく考えていただきまして、対応をしていただきたいと思います。

続きましてリニアの中央新幹線工事について質問いたします。

リニア中央新幹線の工事の準備が進んでおります。

中川村では、対策協議会が村長を会長に発足しております。

この工事の中川村への影響と心配は、中川村のホームページに掲載されているJR東海に対する質問書では、発生土と、その運搬による住民の生活に対する影響に主眼が置かれているように思います。対策協議会からの質問書にもありますが、特に渡場の交差点付近にお住いの方々は、工事期間中、恐らく10年間以上にわたり、この工事と向き合わなくてはならず、大変なご苦勞を強いられることと思っております。

私は、松川インター大鹿線の交通量が現在よりも1日の交通量にして、先ほど6月1日の話では仮置き場をつくることによって1,350台になると、減らせるというような話ありましたが、例えば1,350台になっても、それがどういう状況なのか、今よりそれだけ増えることは間違いない、想像がうまくできなくて何回か車を走らせてみ

ました。まさにダンプ街道の別名どおり、非常にダンプの運転者の方が、非常に礼儀を——礼儀というか、エチケットが、今、意識が高くて、非常に安全で、事故もほとんどない、この前、ちょっと事故ありましたが、あれはよその人の事故だったというようなこともあります。しかし、この上、さらに増えていけば、運転手さんたちの負担も増えますし、また、現在でも一つ間違えば大きな事故になりかねない、そうしたことは御承知のとおりかと思えます。これにリニアの工事車両が加われば、ほとんど松川インター大鹿線は工事専用道路になってしまうのではないかと思います。

さらに歩いてみますと、大きな橋や中くらいの橋、小さな橋、多くの沢を渡る橋が幾つもあります。特に四徳大橋のあの大きな大橋は、あのまま使用することは全くの非常識に思います。あれをあのまま使用する計画というのは、まさに計画自体がどうなんだろうと、ずさんなんじゃないかと思わざるを得ません。

また、松川インター大鹿線は、たびたび崩壊します。よくあそこが通行どめになって、大鹿へ行けなかったり、あるいは一方通行になってダンプが岸道を通ってみたい、そういうことが年に何回か起きております。

3月に住民団体でつくるリニア工事についての学習会での県の担当の方に松川インター大鹿線の改良工事について質問いたしました。それは、質問の内容は、2月25日に信濃毎日新聞にトンネル工事の予定などが掲載しておりましたので聞いたわけですが、その質問に対して県は、関知していないと、2月25日の段階で関知していない、JRに聞いてくださいというふうな返事でした。返答はメールで来ましたので残っておりますが、県道の改良を管理者である県に相談しないで新聞発表してしまう、しかも、それをよしとしている県のあり方に、長野県民として本当にびっくりしました。

対策協議会では、最近、県も同席してトンネルを初め拡幅などの道路改良工事の説明をしたとの報道がありました。

しかし、私は、リニアの工事は長野県の総予算の何年分にもなる国策的な大工事の中で、本来、監督責任のある県の発言権が本当に小さくなってしまっている、なっているように思えてなりません。県道は、工事があっても、なくても工事が済んだ後でも県に管理責任があると思われまます。JRは、工事は自費でと言っていますが、工事がなければ必要がない県道の改良工事費用も含めて、JRと県との間の責任分担について、つまり工事の費用と管理責任について、村は説明を受けているかどうかお聞きしたいと思います。

○建設水道課長

リニア中央新幹線工事の伴う松川インター大鹿線の改良につきましては、昨年6月16日に文化センターで開催されました測量地質調査に関する説明会におきまして、JR東海から改良計画づくりのために大きく4つの区間で総延長約1,430mにわたって地質調査を実施する旨の説明がありました。そして、昨年の秋からことしの3月にかけて調査が行われております。それを受けまして、6月1日に開催されました中川村リニア対策協議会におきましてJR東海から改良計画が示されました。概略でありましたけれども。その際の説明では、改良工事の進め方につきましては、現在、JR東海と長野県とで協議中ということでした。したがって、現段階では、ま

だJR東海と長野県との責任分担について説明は受けていないというのが現状でございます。

○2 番

(湯澤 賢一) JRのリニアの工事に対する一つの売りは、全部、自分でやるんだと、全額、JRの費用でやるんだというふうなことが、だから文句言うなというふうな部分があったと思うんですが、例えば、本当に県道がちゃんとできるのか、JRだけの力で、あるいは、県はそれを見て、将来にわたって管理責任までどういうふうにするんだというようなこと、非常に、これからの問題かもしれませんが、疑問に思うところでありまして、本当に、村、住民が寄り添うところは村とか県しかありません。そういう、ぜひ、頑張ってやっていただきたいと思いますが、もう一つについては、残土問題であります。対策協議会の質問では、出生土とっておりますが、重金属の安全性の確認を取り上げております。それはそれで大問題だと思いますが、私は、中川村に発生土を有効活用できる場所があるのかという点から村の考えを聞きたいと思えます。

中川村のハザードマップを、皆さんもそうかもしれませんが、居間の壁に張ってときどき眺めておりますが、このハザードマップをどう見ても、中川村にリニアの残土を安全に有効活用できる場所はないように思えます。残土の有効活用に夢を託している方々は、このハザードマップをどう見ているのかなあとよく疑問に思うわけでありまます。

例えば中組のうさぎ沢にある砂防堰堤は、頭頂部で2m以上ある、本当に、ただ何も無いときに見た段階では、本当にしっかりした砂防堰堤に見えます。しかし、昨年の南木曾で発生した土石流の災害を見に行ってきましたが、うさぎ沢程度の砂防堰堤では、ほとんど役に立っておりません。

また、一旦受け入れた残土は後の管理責任は村が持つこととなります。JRが将来にわたって責任を持ってくれるわけではありません。

5月28日と29日の2日間、天竜川上流河川事務所が「羊の満水300年・池口崩れ1300年～大規模災害の教訓を次世代に伝える～」として天竜川災害伝承シンポジウムを開催いたしました。私は28日の見学会に、現地見学会にどうしても参加したくて、キャンセル待ちをして運よく参加でき、埋没林が残るような大災害の威力を目の当たりにしました。

山を突き崩すような大災害は、そんな滅多にあるものではありません。しかし、過去に起こったことは必ずいつか起こり、村にも大被害をもたらした昭和36年の豪雨災害さえ、つい最近のこのようにも私たちに思われますが、既に風化していて、伊那谷は高い山に囲まれて安全な所だとの風潮が生まれております。人間の力ではどうしようもない大自然災害は、本当に不可抗力としても、それが人災であるというような、後世にそのように評価されるような負の遺産を後世に残すべきではないと私は考えまます。

残土を中川村が受け入れた場合、砂防工事やその後の残土の管理責任はどうなるのか、残土について今わかっていることがありましたら教えていただきたいと思えます。

○建設水道課長 まず、発生土の活用についての経過を申し上げますが、まず、発生土の活用については、長野県が担当窓口になっているということでございます。それで、県は、昨年、J R 東海に対しまして建設発生土活用候補事業リストというもの、第1弾でございしますが、それを提供しております。これを受けまして、J R 東海では、現在、候補地の検討を行っておりまして、今後、候補地のめどがついた段階でJ R 東海によります環境調査、あるいは測量が行われる見込みであると聞いております。

また、発生土の活用につきましては、活用方法に対する優先順位というものが設定されております。まず1番目につきましては、まずリニア事業への活用ということで、J R 東海自身が変電所や保守基地等の造成に使うというものであります。2番目には、公共事業への活用ということでございまして、国、県、あるいは市町村が行う事業に対しまして、事業に合わせて、随時、搬入するというものであります。そして、3番目に、各市町村からの提案に基づく利用というふうに定められております。

それで、現段階では、中川村として具体的な候補地というものを持ち合わせておりませんので、今の段階でJ R 東海のほうに残土処理場ということで提案していく状況にはないというふうに考えておりますし、J R のほうから受け入れの可否について村のほうへ質問、問い合わせがあるということでもございませぬので、現段階では、そういったことということでございます。

ただし、民間事業者、あるいは個人の方から発生土活用の希望があった場合についてであります。今もご説明しましたように、流れとしましては県に村から提案するという形になりますけれども、そういった検討につきましては、受け入れの状況が1、2、3番というような順番がありますので、現段階で個別の希望が幾つかあったとしても、すぐに具体的な検討をして、1件1件県のほうへ持ち上げていくという状況にはないというところでございます。

○2 番 (湯澤 賢一) まだ何も決まっていないということの中では、どういうふうに言ったらいいのかわかりませぬけれども、例えば、もう残土は要らないと、中川村では、残土持ち込みノーというふうなことを言う気持ちはありませんか。

○村 長 場所についてもですね、受け入れる、置く場所についてもいろんなケースがあるでしょうし、例えば、現に県としては残土を利用して堤防のかさ上げみたいなことを、強化みたいなことも考えているっていうような感じもいたしますし、一切入れるなというような考えはないし、もし安全にメリットのあるような形でですね、活用、それによるメリットがあるのであれば、検討することは、全くやぶさかではないというふうに思っています。

ただ、協議会のほうの話で言っていることは、J R 東海がどういう形でそれをやろうとしているのか、具体的に言うとはですね、随分前ですけども、J R の説明では、ダンプカーに乗せる、その廃土はですね、もう、がらがらとした大きなものだから、粉じんなんかでないよというふうなお話が口頭ではあったわけなんですけども、実際問題、そういうものだと、積んだときに、何か、専門用語で言うと締まらないというんですか、何か、こう、ときとともに、だんだん、こう、沈下していくというふうなこ

とがあるので、もっと細かく砕いたものじゃないと締まらないよっていうふうな、専門家の方からお話があって、じゃあ、どれぐらいの大きさなんだろうっていうことも聞いてみないと、粉じんの問題が、その置いたときにしっかりと安定するのかみたいなことも、あわせてどういうふうにするのかっていうふうなこともわからないし、この間、開会のあいさつで申し上げたように、この間のあのときには、十分に安全性を納得してもらって引き渡すという言い方だったんで、引き渡された後は知らんという意味だろうなというふうには私は解釈をいたしましたけれども、その後、もし何かあったときにどうするのかっていうふうなことなんかとかも知らないといけないし、その重金属とか有害鉱物があるかないかの検査について、全量検査をするのかどうかとか、そういったことについても、まだ確認がとれていないという状況なので、その辺を、まず明確に回答を得て、その上で、じゃあ、どうするのかっていうふうなことを考えていくということかなというふうに思います。

ただ、前にJ R の方がいらっしゃるときにも申し上げましたけども、こう、東日本、J R 東日本の新幹線工事に携わった方、国交省の方が知り合いでいらっしゃるんですけども、その方がいわくはですね、今までの新幹線工事っていうのは国交省もかかわりながらやっていたと、国交省は、開発もさることながら、国土保全ということにも責任があるから、そういう廃土をどう置くかというふうなことについても、後々大丈夫なようにやっていく責任があるので、それなりに予算もつけて、しっかりとしてきたつもりだけでも、今回はJ R が自分たちでやるという話になってくると、J R さんとしては、株式会社だし、株主への責任もあるから、必要以上の予算は組めないというような、それが、ある意味、株主に対する責任かもしれない、そういう点から見るとですね、国土保全に責任を持つ立場の人間からすると、非常に、その予算的にも貧弱であると、ちょっと、何か、ちらっとごらんになる機会があったらいいんですけども、そんな話も聞いておって、そこら辺も含めてですね、そんなことはない、この間、J R の方は、その話をしたときにおっしゃっていましたが、その辺も含めてですね、私としては、いろいろ、村のことも考えながら、そのときの会話の話で言ってくださったように思うので、漏れ聞こえたお話も、非常に信頼できるお話かなというふうに思うので、実際、全体、本当に安心して受け入れて大丈夫なのかどうかというふうなところはですね、本当にしっかりと確認をしないと、あとは、おっしゃるとおり、こんなはずではなかったのについていうふうなことがですね、起こり得る可能性はあるかと思うので、余り軽々しく手を挙げて受け入れてっていうふうなことはできないのではないのかなというふうには思っております。

○2 番 (湯澤 賢一) 本当に、こんなはずではなかったのということ、残土にかかわらず、私は、リニア全般についても、すごい夢がいっぱいばらまかれておりますが、本当に夢なのか、伊那谷はあれで夜明けが来るのかという、その辺が、例えば、東北、北陸新幹線や、インフラが通るたびに、本当に期待した地元がどんどんどんどん衰退していくというふうな例は、もう山ほどあるわけでありまして、そこら辺を、例えば、飯田に何しに来るのというようなことから考えたリニア全体の問題からも考えていか

なくちゃならない時期に来ているのかなと思います。

次に移りますが、上伊那広域で検討されている新中間ごみ処理施設、これは、各市町村の負担割合が決定して最終段階になっているとのことは報道で知りました。それは、村や広域に出ていった議員だけが知ればいいことで、一般議員にはすぐには知らせていただけないものでしょうか。

この負担割合の根拠、27年度における負担割合は、中川村は1.9%だとのことであります。広域行政の債務負担行為を210億円として中川村の負担割合が計算しているのだと思いますが、このことについても新聞報道がされていますので、決定事項だと思います。しかし、広域連合の事業とはいえ、直接、住民の負担にかかわる問題でありまして、住民に説明責任のある議員に、例えば、もう決定したと、この前も、消防のときもそうでしたが、今さら抜けられないんだよと、抜けたら困るじゃないかっていうような形まで行ったときに初めて教えていただけるっていうふうなことではなくて、どうあれ、知らせていただけない、知らせてもらえてもいいんじゃないかというふうなことをよく思うわけですが、それは、広域連合と各構成団体の自治体との関係では、そういうことはしなくていいという何か取り決めみたいなものがあるわけでしょうか。最初にそのことをお聞きしたいと思います。

○副 村 長 広域での負担割合をあらかじめ知らせ協議する必要があるんじゃないかというふうなご質問というふうに、でよろしいでしょうか。ということでお答えさせていただきますけど、広域連合の負担金の割合につきましては、広域連合の規約の中でそれぞれ決められておりまして、情報センターの負担金から始まりまして、今のごみ処理施設の建設等々につきまして、また、運営につきましても、広域連合の規約の中で決められている内容というふうに承知をしております。

今回のごみ処理施設の建設にかかわる部分につきましては、ちょっと手元にご質問の内容がなかったので細かい数字を持ち合わせておりませんが、中川の住民比率から見ると、負担割合は少ないのかなあというふうに思います。当然、ごみの排出量が中川は少ないということに起因をしているかというふうに思います。

○2 番 (湯澤 賢一) ちょっとお聞きしたかったのは、最初の前段でお聞きしたかったのは、負担割合を知らせなくていいのかというふうじゃなくて、広域連合でやられている決定は、決定してから私どもが知ればいいことなのかということを開きたかったわけですね。それはそれで、また、ちょっといろいろ、そういうものなのかどうかということは、ちょっと、自分自身も、余り自信がないので、広域のことは広域なんだと、余り構成団体には、そこへ代表が出ていっているんだから、それでいいじゃないかということなのかどうかということ、ちょっとよくわかりませんが、そのところの兼ね合いを、ちょっと聞きたかった。

ちょっと話を移しますが、新中間ごみ処理施設は、私たちは、どうしてもですね、最初から伊那市のお世話になるという意識が自分自身にもあって、伊那市が、やあ、広域の人たちは頑張ってくれているなという、ごみのために頑張ってくれているなという意識が絶えずありましたので、何となく、こう、過ごしてきたこともあるわけで

すが、しかし、現実には、運営の費用まで含めると、中川村の一般会計の5年分、約200億円を、運営費まで入れると200億円を超す大事業、30年間という長い期間を考えると、耐用年数のこともあり、その負担は中川村が負うのは構成団体として当然ですが、私たち議員には、やはり納得して住民に説明する説明責任はあるのではないかと思うわけです。その立場に立ちますと、上伊那広域連合の計画は、判断に、私たちが判断に必要な情報は余りにも公開されていないと思わざるを得ません。

専門的な知識を持った方々、当初から身近な問題として取り組んできた議員や専門的な知識を持った議員を含む方々から、このままこの計画を進めてよいのかという警告が発せられています。御存じかと思います。

ガス化溶融炉の導入で検討されているのだが、南信州連合や、来年8月完成予定の諏訪湖周辺の湖周行政事務組合っていうのがあるらしいんですが、そのクリーンセンターでは、費用の比較、ストーカ炉と溶融炉の比較の中から、結局、最終的にストーカ方式が採用されたんだと聞いております。また、上田市や東御市、長和町で構成する上田地域広域連合もストーカ炉の方針で、生ごみの堆肥化、資源化を進めているんだと、こういうことであります。

上伊那広域連合のガス化溶融炉導入の理由の大きな理由とされておりました箕輪町の八乙女処分場を掘り越して再生活用するとの計画は、掘り越すこと、そこから出る、掘り起こしてしまうために逆に底を傷めて、そこにあったいろんなダイオキシンがみんな土に入っちゃうので掘り起こしはできないと、危険で、だから、それはやめるんだと、できない、だから、それを、本来は、そのごみを、掘り起こしたごみを再溶融するために、このガス化溶融炉が要るんだというふうな前提条件であったようなことであるわけという話なんです。そうすると、今後、人口も、やっぱり減少していくだろうと、そういうことの中から、どうなのかと、再検討、費用の面からも再検討の余地は十分あるように思います。

このまま計画どおり進めてしまうのか、この問題を、やあ、一歩、ちょっと踏みとどまって考えようと思っているか、それともこのまま進んで仕方がないんだと思っているか、この部分で村長の考えをお聞きしたいと思います。

○住民税務課長 湯澤議員さんのご質問の中で計画のことについてございましたので、それについてお答えをさせていただきたいと思います。

湯澤議員さんも御存じだと思いますけれど、ごみ処理についてはごみ処理計画ということで、それぞれ市町村も策定しておりますし、上伊那広域連合の中でも、そういう計画を策定してごみ処理に当たっております。それらの計画につきましては、各種委員会ということで、住民の方に入っていたいた検討委員会を初めとした各種委員会で検討をして、その意見について、広域議会、また正副連合長会のほうへ報告をさせていただいております。

検討委員会の答申内容等につきましては、住民アンケートとかパブリックコメントの募集ということで募集をさせていただいて、計画についての意見ということも広く集めております。

また、今もお話ありましたけれど、専門知識が必要な場合については専門の方に一緒に入っただいて計画の策定をするというふうな手順で計画をつくってきております。

○2 番 (湯澤 賢一) 計画はある、だけど問題もあると、問題もあるということ、やっぱりみんなが知らなくてはいけないというふうにも思いますし、これから一步、このまま進んでいっていいのかという部分では、やはり慎重にやらざるを得ないのではないかと思います。非常に大きなお金のかかることであります。

村長、もしご意見いただけたら、お願いしたいと思います。

○村 長 今、伊那市中心にというふうなお話がありましたけど、それは、私が村長になる前の段階で、既に建設場所については伊那市の中で探すというふうなことが決まっていたというふうに私は理解をしております。

それから、どういうやり方がいいのかにつきましてはですね、あちこち見学に行ったりとか、いろんなメリット、デメリット等々のお話もしながら、決して、何ていうんですか、秘密裏に事を進めているというふうには思っていないし、広報かみいな等々でもとか、いろんなところでですね、説明をしたり、手続は踏んできているかと思えますし、何よりもですね、上伊那広域議会において、その方向というふうなことで、何ていいますか、承認されているというふうなことがございますので、そのことについてですね、やあ、やめるべきだとか、もう1回白紙に戻せとかいうふうなことは、それこそ議会軽視というふうなことにもなってしまうのではないのかなというふうに思います。

それから、八乙女のごとが、お話、出ましたけど、まず、その、私も、その専門家ではありませんので、理系の人間でもないもので、しかしながら、広域連合の中には専門にそれを取り組んでいる職員がおりますので、その職員も一生懸命やってくれている話ですので、そこから聞いていることで申し上げますと、建設の費用と、それから、その後のランニングコストと両方ある、そのつくる値段、つくるために、建設するために必要なやつと、それから運営のために必要な値段と、それから、その後の灰、燃えかすをどうするかという、それにかかる費用とかがあって、それぞれ、そのストーカ炉は、建設費用は安いし、けれども灰が結構たくさん出るとかっていうふうなことがあって、こう、トータルで考えたときに、でこぼこがあって、現状では、いろいろ最近のどこどこの事例、どこどこでやった事例みたいなものを見比べていくと、トータルで3つの要素、最終、灰の処分、それから運営費、それから最初の建設費、トータルで考えると、ストーカ炉と、それから溶融炉と大体同じ、若干、事務局が言うには、全部、灰の処理まで考えると溶融炉のほうが安いというふうな試算を言っております。なぜ、そんな大して変わらないんだったらどっちでもいいじゃないかというふうな意見があるかもしれませんが、一番の問題は、今、飛灰をですね、随分遠く、関東の群馬県だったか、そちらのほうに運んで処理をして、そちらのほうで埋めていただいているというふうなことがあって、そういう遠い所に、まあ、そんな物を持っていってお願いをするというふうなことではなくて、地域の中で片づけるようにした

いというようなこと、それは、一つの、もし何かあったときに、受け入れ拒否みたいなことをされたときに、もう次が運転ができなくなってしまうということもあるので、自分たちの中でそれが解決するような形をしようというふうなことを考えていくと、どうしても、やっぱり飛灰、最終的な飛灰の量が、灰の量が非常に少なくなると、溶融炉のほうが、だから、そういう意味でいくと、ストーカ炉にすると、その八乙女のころもすぐいっぱいになってしまっ、さあ、次どうするかということが困るっていうふうなところが、八乙女、掘り返しができなくなったわけなんですけど、それでも、ちょっと、上に、こう、盛り上げて収容するというふうな考えで、今、なっておりますけども、その量も、溶融炉にしたほうが長期間、その場所でやっていけるというふうなこともあって、溶融炉のほうが上伊那の中で完結させていくためには有利であるというふうに判断をしたというふうなことが説明をされて、広域議会でも、その方向で承認がされたというふうに理解をしている次第でございます。

○2 番 (湯澤 賢一) 村長も理系ではないと、私自身も理系ではありませんので、基本的には、これ、理系の、やはり上伊那広域の中には、なかなか理系のすぐれた議員さんたちもいらっしゃるし、お友達もいますので、そうした方々が警告を発しているということの中で、私は、どうなのかという質問をさせていただきました。

次に、時間になりましたので、なってきましたので、最後の質問、中川東西の小学校及び中学校では歴史民俗資料館をどのように使用しているかということで質問させていただきます。

戦後70年の節目として、マスコミを初め多くの企画が組まれております。CATVでも盛んに戦争の記憶を掘り起こしております。

最近、教育委員会では、歴史民俗資料館に所蔵されている兵事関係の資料をまとめて「終戦から七十年 平和への誓い」という兵事資料集を発行しました。私は、戦争の記憶がどんどん風化していく中で、この資料集の発行には一村長として本当にうれしく思い、教育委員会に心から敬意と感謝の気持ちを持つものであります。

特に、その中で与謝野晶子の有名な「君死にたまふことなかれ」の詩とともに郷土の誇りとも言えるミヤザキトモエ先生の「面影」に掲載された一文を載せていることで、この冊子の名前が平和への誓いであることとともに、編集された方々の反戦平和への強い願いが伝わってくる冊子になっております。私は、この場をお借りして宮崎先生の文章の一部を、余りにも現代的な課題が盛り込まれておりますので、通告した内容と関連させて、ここでその一部を朗読させていただきます。昭和29年に書かれたものでありますが、「最後に私は申し添えたい。」との書き出しで「昨今の国際情勢と国内空気の成り行きは、あすの祖国に危惧の念を禁じ得ないものがある。それは多くの国を思う日本人も同じくひそかに憂いでいることであろう。戦争のこの罪悪を身を持って体験し、耐え難い苦難、忍苦の日々を過ごしてきた敗戦国民として肝に銘じて忘れてはならないことは、人類最大の悲劇である戦争を再び繰り返してはならないとたく誓うことであらねばならぬ。」まだ続くわけですが、ぜひ、また何か機会があったら、ぜひ全文を読んでいただきたいと思いますが、昭和29年というのは、太平洋戦

争が済んでから9年のころであります。もう、そのころ、そのころ、朝鮮戦争がその前にありましたので、既に大戦のあの悲劇が、昭和29年には、もう、ちょっと心配な人、心配なほど風化しかかっていたのを、それに対して注意喚起を呼びかける文章であります。それがこの冊子に載っております。こうした日清日露から太平洋戦争の終末までの資料が中川村の民俗資料館にたくさん残されていることは周知のことですが、これを廃棄しないで残してきた役場の職員が大変な苦勞をされてきたということは聞いています。その苦勞を本当に意義あるものにするためにも、中川村の小中学生が学ぶ機会をぜひ持っていただきたいと思いますが、現在は特別の時間を持っているかどうか、今後どのようにする考えがあるか、教育長に質問したいと思います。

○教育長 中川の東小学校、西小学校とも、毎年、4年生が昔の生活について、それから6年生が縄文時代や弥生時代の土器や生活について館内の展示を見学しております。学芸員の説明を聞いて学習しているわけでありまして、

このほか、昨年度は東小学校の探検クラブの子どもたちが、やはり年間に100回ほど、歴史館や、また地域の文化財等について伊藤学芸員の話聞いて学習することがございました。

また、この4月には東小学校の6年生が学校東側の畑でもって土器や矢じりを探し、そういう学習をいたしまして、探した土器等について伊藤学芸員から説明を受け、昔、自分たちが、こう、生活しているこの土地に、縄文、弥生の人たちが生活していたということを実感として体験する、そういう学習をしておりました。

歴史館の学習は、館内だけではなくて、そういうような形で学芸員を通じて地域全体に広がっているというふうに考えております。

中学生は、社会科学習での見学はありませんけれども、以前、文化祭に向けた総合的な学習の時間に学級で参観をしたということがございました。

また、平成22年の特別展「日清日露戦争と中川村」のときには、学芸員のほうから学校に呼びかけて、中学の全クラスの生徒が見学をしてくれるということがございました。

今年度は、「満蒙開拓と中川村」の特別展が行われるわけでありまして、中学生と同世代の青少年が満蒙開拓義勇軍として南向・片桐村から27人送り出されているということもありまして、ぜひ中学生の見学を呼びかけていきたいというふうに思っています。

○2番 (湯澤 賢一) いろんな形で社会教育、歴史教育をされているということで、また、ことしはことに70周年ということで、その辺のことも、また、しっかり子どもたちに伝えていただきたいと、このように思うわけですが、あの横前の人形劇が多くの皆さんの努力で復活して、この人形劇の復活については全国の公民館活動の優秀70館の上位5館として努力が報われておりますが、この人形劇復活の過程で世田谷区の二子多摩川からの学童疎開のことを知ったわけでありまして。学童疎開のイメージは、今になるとサマーキャンプ的なイメージになってしまっているかもしれませんが、しかし、

それでも、しかし、それも風化の一つで、学童疎開は戦争末期の非常に悲惨な処置、一億玉砕の戦いをするために戦力にならない子どもは親元から無理やり離して地方へ捨てたのだという説もあります。しかし、本当にそういう説もありますが、ただ、救われているのは、学童疎開を受け入れた地方の人々が大変優しく温かく迎え入れたことでありまして、ひどい目に遭ったということは聞いたことはなく、横前地区の例でも、本当に感謝のしるしとして人形を寄贈していただいております。それが人形芝居の復活にもなっているわけですが、子どもたちには、ぜひ、人形芝居復活とあわせて学童疎開とは何であったのか、その時代に子どもたちがどう生きたかなどを歴史民俗資料館の活動の一つとして教えていただきたいと思いますが、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

○教育長 東京に空襲が始まったのは昭和19年の11月からということでありまして、20年の3月10日から、いよいよ大規模になったということで、それを受けて20年の4月5日に地方事務所長通達によって集団疎開の受け入れが、南向、片桐、両村とも決まったわけでありまして。そういう中で、世田谷区の駒繫国民学校の児童と職員、それから、片桐のほうには二子玉川国民学校の職員、児童を受け入れたということでありまして、

終戦後、東京に帰ってお礼にと人形の頭を送られたということでありましてけれども、それと、また、南向のほうでは駒繫国民学校の児童からお礼の手紙が女子青年団の人たちに対して来ているということでありまして。これらの手紙や人形等を通して学童疎開について学ぶことはできると思いますし、また、昨年、西小学校のほうで人形クラブができた折には、校長講話でもって学童疎開について全校児童に話があったということでありまして。同世代の小学生たちが親元を離れて生活した集団学童疎開のことが、そういうような形で学習できるようにしていくことは可能だというふうに思っております。

○2番 (湯澤 賢一) 以上をもちまして質問を終わります。

○議長 これを湯澤賢一議員の一般質問を終わります。

次に、7番 小池厚議員。

○7番 (小池 厚) 私は、さきに通告申し上げました2点について村長を中心に考え方をお聞きしたいと思います。

最初に、これからの日本の進むべき方向についてという、ちょっと大きな課題を設けたんですが、私は、今期、15期ですね、議員として立候補した折に、地元の皆さんにですね、保守系の無所属ということで行動することを約束してまいったわけです。これは個人的な話ですが、けれども、最近のですね、安全保障をめぐる一連の報道に、一人の国民として黙ってはいけな思ひまして、以下の質問をしようと思うわけでございます。

先ほど2番議員が「平和への誓い」という(資料掲示)この冊子のお話をしていただいたわけですが、私も、昨夜ですが、この冊子を読ませていただきました。村にもこんな立派な資料があるんだと、日清日露からさきの大戦までの資料をですね、よくぞ整理をして保存していただいていたというふうに感謝申し上げるわけでございますが、

我が国はですね、戦後 70 年、第二次大戦の反省から、現憲法のもと、平和主義を掲げまして、一度も他国の人を殺さずに来ております。そもそも憲法というのは、封建時代の権力がですね、国民を痛めつけてきた、そういった反省に立ってですね、権力の横暴を許さないために憲法をつくったんだというふうに言われております。現在の憲法のもとでは、言われておりますように、戦力も、交戦権も、これを認められてはいないわけでございます。

ところが、歴代の自民党政権下で少しずつ解釈を変えてくる中で、今や自衛隊は日米同盟のもとで後方支援ができるところまで装備を拡充させてきております。安倍首相は、第 1 次内閣のとき以来、現憲法の平和主義を変質させ、積極的平和主義と称して交戦のできる軍隊に自衛隊を格上げすることをもくろんできております。

この間の北朝鮮の拉致被害者の返還に対する対応の不誠実さに業を煮やしたのかどうか分かりませんが、ここへ来て、返還のための努力をせずに、軍事力で押さえ込む方向にかじを切ったようにさえ思えるわけでございます。

また、最近の中国の、既に皆さん御存じのように、経済力の強大化に物を言わせた領海の侵犯拡大は目に余るものがあります。これは、誰が見ても中国の横暴だと思わなければならないわけでございます。

しかしながら、だからといって日米同盟の強化でこうした動きを封じ込める動きは、かえって双方に緊張を高める作用しかしないわけでございます。想起することは、かつてのアメリカと旧ソ連の間で行われました冷戦下での軍事力強化競争でございます。懐疑心や憎しみからは、真の平和はやってこないことを歴史の教訓として知るべきだと思います。

積極的平和主義の名のもとに進む日米同盟の強化、自衛隊の海外進出、後方支援、武器使用、さらに武器の輸出に至っては戦争の勸めの批判を免れません。

今回の一連の安全保障体制の変更の法案には、突如として平和の二文字が挿入をされました。またしても、さきの国会で憲法改悪をもくろんだときと同じような姑息な手法が見て取れるわけでございます。

そこで、1 番ですが、現在、通常国会で進められている一連の平和安全法制関連法案審議をめぐる国の動きについて村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 安倍首相は、その凶書、「美しい国」という本がありましたけど、その改訂版で「新しい国へ」という本が、新書版が出ていて、それを読みましたが、その中で、多分、最初のものでも同じように書いてあると思いますけども、日本国憲法をいじましい憲法であるというふうに評価をしておられました。そのことが私自身は全然理解をできないんですけども、まあ、いろいろ想像するとですね、日本は戦争に負けて軍事力を持つことを禁止されていると、それに対して軍事力を回復して、欧米列強の仲間入りをまたしたいという脱亜入欧の焼き直しみたいなことにまだとらわれておられるのではないのかなというふうに思うところがございますけれども、私は、逆にですね、日本国憲法前文っていうのは、本当に、その日本の国の、こう、ある意味、身のほど知らずなほどのですね、大きな、非常に大きな志を堂々と述べたものだというふうに思っ

ています。それは、今まで歴史上まだ実現されていない理想をですね、日本はリーダーシップをとって実現するんだと、それは何かというと、軍事力に物を言わせてことを片づけようというようなやり方というのは、もやは古臭い恥ずかしいことであると、そういう世界をつくって、軍事力に頼らずに、日本だけじゃなくてですね、等しく、全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利があると、それを実現するために、国家の名誉にかけて、全力を挙げてそれを達成するんだというふうに、日本国憲法は、前文でですね、日本国民の誓いを述べているわけですね。だから、日本人の国益とかじゃなくて、世界の人々が平和のうちに欠乏から逃れ、恐怖から免れて、みんながみんな、そういうふうに暮らせるような、そういう世界をつくるんだと、日本人が先頭に立って、名誉ある地位を占めて、それをやるんだというふうなことを言っている、いまだかつて実現されていない理想社会をつくるんだという、もう本当に、こう、何ていうかな、ものすごい理想を掲げているというふうに思います。しかしですね、そのことを安倍首相は想像できていない、そういうことが書いてあるんだということを理解できていないから、単に軍事力を禁止されて、すべてお任せします、私は、もう何もしませんというようにないじましいことが書いてあるとしか読めないというのは、安倍首相の読解力といいますか、そういう志、大きな志を理解する力がないのではないのかなというふうに思います。そして、何よりもですね、戦争に負けたときにですね、戦争の悲惨さを一番知っている日本国民は、この憲法を本当に心の底から喜んで受け入れたと思いますが、先ほどからもるお話があるとおり、70 年たとうとする今、戦争の実態がですね、どんなに悲惨で、どんなに愚かで、どんなに悲しいもんだったかっていうことを忘れてですね、もう軍事力には軍事力でこたえるんだみたいな、対抗するという、想像力がそれしか働かない平和ぼけの人たちが、再軍備みたいなことをですね、模索しているんだというふうに思っております。もう、本当に想像力になさっているのは、日本がこうすれば相手はどうするのか、その結果どうなっていくのかっていうふうなことを想像していない、自分たちが軍事力をつけたら、向こうは、いや、ごめんなさい、まいりました、もうやめますみたいな話になるというような、非常にシンプルなですね、こう、今、もう中国のほうが GDP なんかも上になっちゃっているわけですから、そう簡単にですね、ちょっとぐらい増やしたところで行ける話ではない、そうじゃなくて、やっぱり外交力とか経済とか文化的な交流でもって、そういうソフトパワーでですね、平和を構築していくというふうなことが必要かなというふうに思っています。本当に、そういう相手の反応を読めない、そして、自分だけ力をつければコントロールできるんだというふうに思っていますけれども、原発もそうでしたけども、そんな軍事力とか、そういう大きな力をですね、非常に不完全な人間がアンダーコントロールすることはできないので、そういう余りにも巨大なパワーを使わずに物事をやっていけるように工夫をするっていうことが必要だというふうに思います。その点、安倍首相は、本当に、答弁でも見られるように、非常に時として感情的であり、不安定なところがございまして、そういう方がリーダーシップをとって巨大な力をアンダーコントロールにしていこうとしているところ

については大変な危惧をするところでございます。もう1回、申し上げたように、軍事力ではなく、外交力、経済力、経済、文化の交流、そういったこと、それから、世界に掲げる理想、こういう世界こそがすばらしいんだというふうなことをですね、理念をですね、きちっとした説得力をもって世界に訴えて、世界の人々が、うん、確かにそのとおりだと賛同してもらえるような言葉を発して、その実現に向けて実際に行動するっていうことが必要だと思います。今、正直言って、国の言葉はですね、その場しのぎでですね、言い逃れとか、はぐらかしとか、強弁というふうなことばかりになってきて、我々日本人でさえ、その言葉に、確かにね、なるほどねと納得できないような言葉ばかりが連なっていると思います。そうじゃなくて、本当に世界の人々が賛同して、納得して、そのとおりだ、よし、日本と一緒に頑張ろう、俺たちもというふうに思っただけのような、そういう大きな志、理想、理念をですね、きちっと世界に伝え、そして、そのとおりに行動をすることによって世界中の人々から愛され尊敬される国になることができると思うし、それであってこそ、我々自身も国を、自分の国を誇りにすることができるし、また、日本の安全保障にもなるというふうに思いますので、全く、その志の低いところですね、現実、妥協的にやっているがゆえに、大きな志を全部崩していつているのが今の日本のあり方ではないのかなということ、大変、非常に危惧をしているところでございます。

○7 番 (小池 厚) ありがとうございます。

次にですね、私は、前にも話しましたが、さきの大戦で、東南アジア、ミャンマーでのですね、インパール作戦に参戦しまして、他民族を殺し、苦しめた帝国陸軍兵士を父親に持つ子どもとして、二度と再び親たちのした過ちを繰り返さないことを誓いたいと思うわけです。

また、これは一国民としての思いではありますが、戦時下で軍人の徴用事務をとらされた地方自治体の思いを、今、はっきりと示すときだと考えております。

先日の新聞記事で、大鹿村出身で現在は伊那市に住んでいる女性が、当時、軍属として関東軍に参加し、満州で終戦を迎えたことを当時を思い出して話している記事を読みました。彼女いわく「戦争は失うものばかり、豊丘村の当時の河野村の開拓団は、終戦後、現地人に襲われて全滅した。」と言っておりました。また、その河野村の村長をしていた義理のいここに当たる人は、「開拓団を送り出したことに責任を感じたのだろうか。」と言っておりましたが、「戦後、みずから命を絶っていた。」っていうことも話しておりました。

村長は、今、こういった立場、村長の立場にいるわけですが、どんなふうにかお答えください。

○村 長 先月、沖縄の辺野古のほうに行ってきました、たまたま、それを狙ったわけじゃないですけど、行ってみたら、たまたま、そのときがですね、辺野古の新基地に反対する県民大集会っていうのが那覇であるということで、その大会にも地元の人たちが仕立てたバスに乗せていただいて参加をすることができました。そこには沖縄県知事や名護の市長さんも来ておられたわけなんですけども、そういうふうに沖縄の状況を見

るとですね、国のほうの統治といいますか、国の方針というか、国の統治に対して、住民の思いを、その受けたところの自治体のあり方というのが、本当に、こう、完全に対立——対立というか、せめぎ合いをしているというような状況になっているというふうに思います。ですから、前に、以前、その戦争中にですね、徴兵なんかの事務を担ったというのは、国の統治の末端を担った自治体のあり方もあれば、それとは逆にですね、住民の住民自治を背負って、国に対して、住民の立場を思えば、そんなことはできない、やめてくれというふうに、住民の自治を背負う自治体のあり方、住民と国の間に自治体はいて、両方からのせめぎ合いで、どちらの立場をとるかっていうふうなところがあるかというふうに思っているところでございます。そういうふうと思うとですね、やっぱり、こう、国のほうの都合でですね、すべてが、その特定の地域、あるいはたくさん国民のほうにですね、しわ寄せが寄せられるようなことになりそうな場合にはですね、住民と一番近いところにいる自治体の役割として住民を守るために働くのが筋かと思うし、それからまた、そういう住民の状況を理解していない国に対して、しっかりと、例えば中山間地の農村のあり方というふうなこともしっかりと背負いながら物申していくというふうなことも自治体の役割ではないのかなというふうに思うところでございます。

本当に沖縄については、もう象徴的に国の統治と、それから住民の気持ちというのが対立をしているというふうなことの中で、その中で、ちょっと、まだ自分でもまとめられていませんけども、何か、こう、自治体の役割みたいなどころについて、非常に、こう、象徴的な状況にあるので、今、ちょっといろいろ刺激を受けて感じていることをまとめたいなというふうに思っております。

○7 番 (小池 厚) ありがとうございます。

私はですね、先ほどの質問の流れの続きでございますけれども、この時期にですね、村でもいいんですが、不戦の誓いという、そういった宣言をですね、ここで掲げるべきではないかというふうに思うわけです。自分なりきの案はつくってはみたんですけども、どうしてもですね、こういった不穏な動きに対して、国にですね、意見をしたいと、あるいは、そのはっきりとした意思表示を村としてしていいんじゃないかというふうに考えるんですけども、村長はどう思いますでしょうか。

○村 長 大変すばらしいことだというふうに思います。中川村は、非核平和宣言をしたり、平和市長会議なんかにも参加をしているわけなんですけども、この状況の中でですね、不戦の誓いというものを、何ていうか、正式な形で出すということは大変意義深いことだというふうに思います。その文言について、今、考えがあるというふうなことだったんですけども、そのあたりのところもですね、また、住民の皆さん方も含めてですね、煮詰めていって、何か具体的な要素をしっかりと盛り込んだ形でですね、できれば、すごく意味があるかなというふうに思います。

ご質問をいただいて思い出したのは、大分前になっちゃいましたけども、かつて村のホームページに無防備平和地域宣言っていう、無防備地域平和条例運動というふうなものについて書きました。これについては、先ほど申し上げた沖縄に行ったときの

ですね、地元の市会議員の方とか、いろんな方から、それについて質問をいただいて、沖縄でも、まあ、そういう取り組みは幾つか行われているわけなんですけども、注目を浴びている、また浴び始めたのかなあ、一時、こう、もう過去の話題になっていたけども、そうなのかなあっていうふうなことも思います。まだどこでも実現はできていないので、実現できたら第1号になるかと思えますけども、このことについては、賛成も反対もですね、批判意見も大変多いところがありますので、メリットやデメリットやですね、いろんなところをしっかりとみんな考えていくような、そんなふうなこともあったらおもしろいのかなというふうなことを思います。

いずれにせよ、どんな形にせよ、村として今後のあり方について国にしっかりとアピールをしていくっていうことはすばらしいことだというふうに思います。

○7 番 (小池 厚) また後ほど機会がありましたら私の案をですね、また協議会ででも、お話っていうか、提案をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に2番目ですが、第5次総合計画後期基本計画の具体的な取り組みについて以下の質問をしたいと思えます。

総合計画にうたう「一人ひとりの元気が生きる美しい村“なかがわ”」の実現のために後期計画では4つの基本目標が立ててございます。その中の「村全体が農村公園の美しい村づくり」について何点か質問をさせていただきます。

1つ目ですが、前に質問したんですけれども、中川村の将来については、農業と観光に重点を置いて取り組むべきだと申し上げたんですが、後期計画でその方向が示されておまして、納得をしているところでございます。

先日、開催されました中川村ハーフマラソンの出場者の感想文を読みましたが、多くの参加者が2つのアルプスの眺望に魅せられたことと村民のおもてなしの対応に称賛の声を寄せておりました。私は施設エイドの手伝いをしておりましたが、本当におもてなしの心がなければできないことだと実感をしたし、また、それが伝わることのすばらしさも学んだわけでございます。参加者等、その関係者を含めれば、村の人口に匹敵するまでに知られるようになった5月のハーフマラソン、また、8月のどんちゃん祭り、11月のさわやかウォーク、これを誰かが村の3大イベントと言っておりますけれども、それを村のホームページに載せ、観光客を誘致することに力を入れてみてはどうでしょうか。そして、ほかにも村内のビュースポットがあるわけでございますけれども、そのビュースポットをですね、募って、それをですね、同じくホームページにアップすることも必要だと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○振興課長 今の点についてお答えをさせていただきたいと思えます。

今、3大イベントというお話がございましたが、その中、どんちゃん祭りにつきましては、現在も村のホームページの中にどんちゃん祭りのサイトということで専用ページを設けて、随時、情報を更新しております。

また、さわやかウォークにつきましては、参加者の募集や開催時の状況など、そういったことをホームページでも紹介しております。

中川ハーフマラソンにつきましては、実行委員会主催ということで、直接、村の主催ではございませんが、村のホームページでその情報の掲載をしつつ、ハーフマラソン専用のサイトがございますので、そういった紹介をさせて、こう、リンクできるような形になっております。

こういった一連の村の観光イベント等については、ホームページの中に観光、村の観光協会のページが設けてございまして、そういったところで情報を掲載をしたり、PRをしているところでございます。

観光協会のホームページでは、その観光情報や見所ですとか、村内のビュースポットなども紹介しております。

ホームページから、村のホームページから、こう、閲覧ができるようになっておりますので、そういったところから、こう、見ていただくようにPRをしてまいりたいと思っておりますし、今、スマートフォンですとか、いわゆるSNS、ソーシャル・ネットワークキング・システム等の普及に合わせて、村の観光協会でフェイスブックのほうに登録をして、そちらを通じても村のいろんな情報を紹介しております。

なかなか財政的に、そのホームページの内容ですとか更新頻度も十分とは言えない面もございますが、今後、旬な情報ですとか、内容の充実に努めてまいりたいと思っております。

一方、今、3大イベントというようなお話で、集客も多いわけでありましたが、そういったイベント開催っていうのは、やはり、こう、一時的な、この集客でとどまってしまうし、受け入れ側も限界があるというのが実情でございます。通年で、こう、中川村に、こう、来て、中川村のいいところを見ていただいたり、ここで滞在してお金を使っただけ、そういったことが必要なあとと考えております。そんな企画について、村の観光協会を中心に、いろいろな関係の皆さんと、今後、考えていきたいと考えています。

○7 番 (小池 厚) 私がいかにホームページをよく見ていないかというのがばれてしまいましたけれども、はい、積極的に取り組んでおられるようでございまして、これからはしっかりと、随時、更新等をやっていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、来てくれた人が本当に中川村に住んでみたいなというふうに思ってくれるっていうことは本当にありがたいことですね、今後、そういったリピーターっていいですか、そういった人が増えていくことを望むわけでございます。

次にですね、先ほど村長のあいさつでもありましたが、本当に、今、田植えが済んでですね、新緑と早苗の映える美しい田園風景が見られるわけですが、こうした農地の保全、管理のために担い手対策が喫緊の課題と考えるわけでございます。

先ほど3番議員のほうで集中的に質問をしていただいたわけですが、現在、営農法人の立ち上げ、これが取り組まれておりますけれども、やはり、私としては、法人化をしてですね、共同経営の方向に進むのがベターだと思うんですが、村長の考えはいかがでしょうか。再確認でございます。

○振興課長 今お話の件につきましては、午前中の松澤議員からのご質問の内容とダブる部分も

ございますけれども、集落営農の目的として、やはり中川村を含めた農業後継者、担い手不足、また国の農業政策の改変の中で、今後さらに、その管理ができない農地が増えてくることが予想される中で、地域ぐるみで効率的に農地を管理をしながら農作物の生産を行い、また農地を保全していくという、そういった受け皿となる組織づくりを進めているところでございます。

午前中の答弁でも申し上げましたが、法人化によって、すべて、この中川村の農業を守っていけるというものではございません。やはり、いかにその農地を有効に活用しながら、保全しながら、それを有効に活用して、こう、中川村の農産物を生産していくかということも大事になろうかと思えます。そういった体制づくりを、また、今後、検討していきたいと思っております。

それから、法人がすべての農地の受け皿となり得るわけでもございませんので、やはり地域の担い手確保という点では、専業、兼業、また規模の大小にかかわらず、個々の農家はその農地を管理をしていけるというのが、やはり理想だと思います。担い手農家の育成や新規就農者の受け入れなどもあわせて検討してまいりたいと考えております。

○7 番 (小池 厚) 実は、私の親戚筋になるんですけれども、そこは個人ですけれども、一応、営農法人といいますか、そういったものを個人的に立ち上げてですね、農業経営ということでやっているんですけれども、やはり本人が高齢化してきまして、また、息子がうちへ入ってやっているんですけれども、先のことを考えるとですね、どうしても個人経営だと限界があるというふうに思うわけで、そこは、外部から、リタイヤっていいですか、現役を退いた方が、援農体験っていいですか、援農に来ていただいているわけですけれども、そういった人じゃなくて、これからはですね、その村の中でも営農体験、そういうものを行ってですね、その中から農業をやってみたい、そういった若者が出てくれば、それを募って、例えば営農組合の事務も一時、一部やってもらってですね、後継者になっていってもらえるような、そんなような取り組みも考えたらいかかかと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○振興課長 営農、集落営農の法人組織を立ち上げたとしても、それを担っていく人材の確保というの必要かと思えます。そういった皆さん、例えば、当然、構成員になる農家の皆さんを中心ということでございますが、リタイヤされて、そういった時間的な余裕のある方々に参加をしていただくこともケースとしてはあろうかと思えますし、先ほど個人経営での限界というお話もありましたが、先ほど申し上げたように、農業、担い手として認定農業者として頑張ってください農家を、それを育てていくことも必要ですし、多くの兼業農家であったり、そういったところを、こう、支える組織として、そういった組織も必要かと考えております。

ほかの法人でも、やはり、援農といいますか、その法人の中にかかわっていただいて、そこで経験をしていただいて担い手になっていただいているというケースもあるというふうに聞いておりますので、ちょっと、その経営を考える中で、いろんな人材の確保という点で考えてまいりたいと思えます。

○7 番 (小池 厚) この問題については、これから具体的に法人の立ち上げですか、進んでまいりたいと思っておりますので、また、その折に、いろいろ、また、議論等を深めていきたいというふうに考えます。

それでは3つ目ですが、さきの3月議会でも触れさせていただきましたが、地方創生でにぎわいをつくり出せる場所っていうのは、現在のところチャオ周辺一帯しかないというふうに考えられるわけでございます。けれども、私が見る限りですね、周辺が有機的につながっているようには思えないわけでございます。天竜川河川公園も含めた、この区域をですね、一度、見直しをして、各店舗、施設がおのおの持ち味を生かし、有機的なつながりのある場所になるように、レイアウト等を含め、考え直す必要があると思えますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○村 長 今、伊那谷といいますか、伊那バレーという言い方をしたほうがいいというふうな話もあるんですけど、伊那谷を上下につなぐ道路網が着々と整備が進んできておりまして、それがどんどんできてくるとですね、車でお買い物に行くのにどこにも行きやすくなるというふうなことがありまして、当然、そういう創業施設ごとの競争が激しくなってくるというふうに思いますので、チャオ周辺につきましても、工夫をしてくすね、より競争力をつけていく必要があるかなというふうに思っています。

でも、逆に言うんですけど、それだけ行きやすくなるということで、出かけることもたやすいので、来てもらうことも、その分、楽になるので、もし他とは違う、ほかにはないような魅力づくりをチャオ周辺でできれば、今まで以上に遠い所から、上伊那、下伊那からお客さんが来ていただけるかもしれないというふうなこともございます。

飯島に重点道の駅ができるというようなことで、伊那谷の中央地域で、そういうにぎわいをですね、飯島の道の駅と、こう、お互いに助け合いながら、相乗効果を出して、このあたりがだんだんにぎわいをつくっていくことができれば、上伊那、下伊那からも人が集めるようなことができるかもしれないというふうに思っています。

そういうふうに言うと、今、既にですね、もう、中川村は、もう本当に小さな店ではありますけれども、個性的な店が、いろんなお店がだんだんと増えてきているというふうに思っております、本当にうれしい、ありがたい、心強いことだなあと思っております。よくあるようなハンバーガーショップとか、牛丼屋とか、レンタルビデオ屋さんみたいな、日本中どこにでもあるようなお店ではなくてですね、こう、ほかにはないようなムードとかサービスとか品物があるような場所にできれば、ひよっとすると、リニアが開通した後に向けても、いろんな、それを目指した布石にもなるのかなというふうにも思っています。

ただ、レイアウトの変更ということなんですけども、なかなか、ちょっと今の現状のあれを、こう、解体なりしてというふうなことになるのと、その間のお商売もできなくなるわけですし、とって増築というの、今、あれ、もう目いっぱい利用をされているというふうなことで、簡単には増築というふうなこともできないというふうな点はございます。

おっしゃるとおり、私は、もう少し天竜川と駐車場側の行き来ができるような形に

なって、天竜川のあのすばらしい、あの状況を楽しんでもらいながら食べたり買い物したりしてもらえればいいのかというふうに思いますけども、なかなか手を入れていくことは難しいのかなというふうに感じているところでございます。

それと、道の駅の話が出ましたけども、国交省で認定された正式の道の駅というふうにすることは、ちょっとできないので、個人的にはですね、飯島に重点道の駅があって、中川村には美しい村の広場みたいな、そんな位置づけで、ちょっと、こう、個性を出せばいいのかというふうなことは思っております。中川村らしさで個性を出して集客があるようにするっていうのは、投資する資本をどこから引っ張ってくるかとか、誰がそれを担うのかとか、全体運営をどうするのかとか、本当に、非常に難易度の高いプロジェクトだというふうに思っているところですけども、実は、内々ですね、関係する皆さん方と、ちょっと相談なんか、チャオの25周年ということも迫ってきておりますし、それがこの秋ですので、飯島の道の駅ができるのが来年の春ですか——春っていうか、初夏というか、そういう時期だったかと思っております、そういうふうなことも見据えながらですね、どんなふうなことができるのか知恵を絞って考えて、そういう、こう、ほかにない魅力づくりみたいなことを模索していきたいというふうに考えております。

○7 番 (小池 厚) 後期計画がですね、策定されて、これから向こう5年間進んでまいるのでありますけれども、私たちもですね、村のさらなる発展のために一生懸命頑張りたいというふうに思います。

以上で発言を終わります。

○議長 これ以小池厚議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時55分からとします。

[午後2時37分 休憩]

[午後2時55分 再開]

○議長 会議を再開をいたします。

休息前に引き続き一般質問を行います。

9番 山崎啓造議員。

○9 番 (山崎 啓造) それではお願いをいたします。

集団的自衛権を行使できるようにする安全保障関連法案、合憲か違憲か憲法審査会で参考人として出席した3人の憲法学者はノーとしました。確かに、どこまで武力行使ができるかが不明確で、法的安定性が保たれているとは言えないと思えることも事実です。先ほど7番議員が手厳しい指摘をしておりました。ただ、日本の存立を守るため、本当に必要不可欠で最小限であるならばどうなのか、そして、国際情勢の変化、特にアジアにおける状況の変化には危惧せざるを得ないことも事実です。経済大国となった隣国の目に余る行動は大変心配です。南沙諸島における埋め立てで軍事基地まがいの建設には周辺の諸国が懸念を募らせ、日本が集団的自衛権を行使できるようにして一緒に守ってほしいという国もあることも事実であります。世界を取り巻く状況は大きく変化をしています。とりわけアジアの安定と平和のために何をなさねば

ならないのか、日本の果たす役割はさま変わりをし、重要になってきているのも事実です。

集団的自衛権行使については、個人的にはですが、特措法でも対応できる部分もあるのではないかとこのように思うのと同時に、このことを議論するのであれば、まず、憲法改正の手続から始めなければならないのではないのでしょうか。衆参両院3分の2以上の賛成で国会が発議をし、国民に提案をし、国民の投票により過半数を得て、そして承認を得る、このことから手をつけるのが最善の道ではないのかなと、これは常道ではないのかと個人的には感じるところであります。国民が納得できることが大前提であるわけでありまして。

さて、本題に入ります。

国が地方自治体に策定を求めている地方版総合戦略、人口減少社会と新たな地域づくり、中川村版まち・ひと・しごと総合戦略をどのように進めるのかということで質問をいたします。

中川村総合戦略策定検討委員会を村では立ち上げました。2019年までに5カ年で目標を設定し、実現に向け取り組むわけですが、中川村第5次総合計画後期計画に沿ったものになるのは、そのとおりだと思います。手始めに村民アンケートを実施し、調査を行い、26年度実施の懇談会と村民意識調査の結果などを踏まえて進めていくということですが、この手順は必要であり、大事だろうというふうに思うところであります。

そこで1つ目の質問です。

まずは、このことに対する村長の思い描く中川村の将来像を村民に示し、しっかり説明し、理解してもらうことが必要ではないのかと思うが、いかがでしょうか。

○村 長 せっかくお話を聞いたので、若干、最初のお話に触れますとですね、冷戦期と比べて、冷戦期のほうがはるかに緊張は高かったと思うんですね。それから、アメリカと中国の経済関係もはるかに緊密になっているにもかかわらず、ごく一部の、今のマスコミは、もう、一部のことだけつまみ食いしてわあわあ騒ぎ立てますけども、そういうアメリカと中国が経済的にどれぐらい密接になっているかとかですね、そういうこともしっかりと考え合わせて広い視野で考えないといけないだろうし、今の戦争が、かつてのような国対国ではなくてテロとの戦争になっているというふうな中でですね、どういう、そういう正面の、たくさんお金をかけて買うような軍事力がどれぐらい効果的なのか、もっと違うソフトパワーに行くべきだというふうなことを思います。

それでは、通告にありました中川村の将来像をしっかり説明していく必要があると思うがというふうなことでございますけども、あると思いますということで、お話はもういいんですけど、そうもいかないなと思うんで、どう思っているかというふうなことを申し上げますと、第5次総合計画というものの中でも「一人ひとりの元気が生きる美しい村”なかがわ”」というような言葉を定めております。それはですね、一人一人の村民が、それぞれ自分の、こう、希望とか夢とか目標とかが持っていて、それに向かって、こう、伸び伸びと、はつらつとですね、取り組めるような、そういう村で

ありたいなど、そういうふうな取り組みによって村の魅力がまた増えてくるんだと、それで、みんなに、みんながそれぞれ、こう、わがままに自分のことばかりやっているとじゃなくて、地域をみんなで草刈りをしたり、きのう草刈りがあって、松澤議員と汗を流しましたが、途中で私は別のところに行かなくてはいけなくなったんですけども、それはさておき、そういうみんなで、こう、地域を守って、助け合いながら、そして、そればかりじゃなくて、自分の夢に向かって邁進できるというふうな、そういうふうな場所というのがありがたいのかなという、そういうふうな場所であり続けたいというふうに思っています。だから、あり続けるためには、将来世代もそういうことができるような村でないといけないと思いますし、そのためには、人々がここにそういう形で暮らし続けられる経済的な基盤というふうなことも必要かと思えますし、いろいろなインフラというふうなことも必要かと思っています。そういう意味で、非常にトータルに物事がきちんと整えられることが必要というふうに思いますので、大変、この志は、やっぱり高い志であって、それを実現するためには本当にいろんなことをしていかななくてはいけないなというふうに思っているところでございます。しばしばですね、人口のこととかで、こう、数値化みたいなことがあったりしますが、こう、大きな目標と、それから目先、そのための目先の目標とですね、手段と目的の取り違えていうふうなことがありますけども、何か単純に、こう、目先の目標を掲げて、その実現ばかりすることによって、もっと大きな、本当の大事な村民のそういうはつらつとして暮らせる生活ができなくなったりっていうふうなこともあるかと思えますので、その辺は取り違えないように、本当に大きな目標、将来世代も中川村で自分の夢や希望を目指してはつらつとお互いに助け合いながら暮らしていけるような、そういう元気な村、必ずしもお金持ちである必要はないと思いますが、そういう村であり続けたいというのが私の個人的な村の理想の姿であります。

○9 番 (山崎 啓造) そのとおりで、立派な理想で、それはいいんですよ、そのとおりだと思うんですが、ただ、それがね、いつも言うように、その上っ側だけ、村長、行政側だけがそう思っている、地元、足元の人やね、またそれかいつて言うかもしれませんが、その人たちに浸透してこそ初めて、みんな、よし、同じ方へ行こう、頑張ろうってということになるんで、その辺の説明をしっかりとしてほしいなあという思いで、ちょっとこの質問をしたところあります。

それはそれでいいと思いますが、国が進めるですね、地方版総合戦略、これについては、各自治体、先日、新聞報道でありましたが、課題や懸念の声がいっぱい上がっていました。交付金の規模や使える分野が不明じゃあねえのって言っている市町村、45市町村です。中川村のその中に入っていましたね。それから、策定の時間が足りない、これ43市町村で、中川村もしかりということでした。それから、職員の人手不足、これ40市町村、中川村も、やっぱりそこに入っていたわけですが、国からの押しつけで地方の独自性を重視しているとはとても思えない、そういう市町村が14市町村あるっていうんだけど、これはこれで、そうなんだろうが、交付金の規模だとか策定の時間、職員の人手不足、このようなことは、中川村は把握をしたわけですが、この

状況でですね、何とか、じゃあ前進していけるのか、大丈夫なのか、クリアできるのかってことがちょっと心配になったもんですから聞くわけですが、何か策はあるのか、どんな方法、どんなほうなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長 ただいま山崎議員がおっしゃったアンケートの内容ですけれども、これは、私が新聞記者から取材を受けて答えた内容であります。

策があるのかということですが、職員としては、これは、とにかく与えられた試練というものは、とにかくやっていくしかない、そんな中では、庁内のほうでも係長で構成する組織も既に立ち上げてございますし、村長、副村長以下、課長たちで構成する組織も既に立ち上げております。それから、学識を有する皆さんで組織する戦略策定委員会と、これも、先日、立ち上げております。そんな中では、それに携わるいろんな方々のいろんな考えを、いろんな声を組み合わせながら、そして、また、策定に当たっては、業者のほうへも支援をお願いしておりますので、業者のお力もお借りしながら、何とか10月にはまとめ上げたいというふう考えております。よろしくをお願いします。

○9 番 (山崎 啓造) 何が何でもやるって、すごいすばらしい答えが返ってきましたんで、非常に頼もしく思いました。かえって奮い立ったってことなんですね。非常にうれしいことです。

それでは次へ行きますが、国では、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる環境を整備するためにさまざまな支援をしようと言っています。

村でもですね、婚活イベントに補助金を出したり、結婚相談活動にも補助金を出す、結婚の向けた個々の活動を支援するということにも補助金をつけようと、こんなことを打ち出しているわけですが、補助するってことは、これは確かに大切でもあるし、望ましいことだということに思います。

しかしながら、若い世代ですね、結婚、出産、子育て、未婚率が高まって晩婚化が進み、少子化の一因となっている現状の中でですね、何がこれは原因なんだ、このことも精査をしていくことによって、補助金だけじゃなくて、策が生まれてくるのかな、考えも出てくるのかなあというふうに思うんですが、どんなことがこれは原因となっているというふうにお考えでしょう。

○総務課長 まず、今回、人口ビジョンの作成のための現状を分析したところ、村内の未婚率ですけれども、30～39歳の男性、これは、昭和60年は21%でした。平成22年は、これが42%とほぼ倍増しております。それから、30～39歳の女性ですけれども、昭和60年の3%から平成22年は22%と大幅に増加しております。これらの増加傾向を大学の進学率と比較しますと、進学率の上昇とほぼ並行しているという結果も出ております。

さらに、初婚の全国での平均年齢ですけれども、ちょっと比較年度が資料の関係で違ってしまいますけれども、昭和50年は夫が27歳、妻は24.7歳、これが平成26年は夫が31.1歳、妻は29.4歳、ともに4点何歳上昇しているわけなんです。こういう統計数字を見ても晩婚化が進んでいるというふうには言えるかと思えます。

それと、全国での初産の平均年齢、これは、昭和 50 年の 25.7 歳から平成 26 年は 30.6 歳となっているということでもあります。

それから、内閣府が 2005 年に行った少子化についての意識調査結果では、高年齢で産むのが嫌だからとの回答が 31.8%となっているということでもあります。

今はいろんな数字を申し上げたわけなんですけれども、大学の進学率の上昇、高学歴化により、それからまた働く女性の増加によりまして晩婚化が進んできている、あるいは経済的に余裕があり結婚よりも自由を求める未婚女性が増加している、こういったことが少子化の一因になっているというふうに言われております。

それからまた、職場に未婚の異性がない、それから、夜勤等のために未婚の女性との出会いの機会がない、適当な相手にめぐり合わない、そういったことも挙げられております。

さらに、草食男子といった言葉も生まれましたけれども、積極的に女性に声をかけられない男性が増えているということも言われております。

内閣府の調査によりますと、未婚男性の 5 割が経済的に余裕がないということで結婚できないと答えております。非正規労働者が増加し、経済的に安定していないため離婚者の増加や晩婚化が進み、これも少子化の原因となっているというふうに推察されます。

以上です。

○ 9 番 (山崎 啓造) 先ほど進学率の上昇と並行しているって言いましたけど、確かに、そうらしいんですね、特に女の子が大学へ進学しちゃうとふるさとへ帰ってこないケースがものすごい増えちゃっているっていう、非常に嘆かわしいというか、それだけこの地域に魅力がないのか、どういうことなのかよくわかりませんが、時代は変わってきたということでしょうねえ。ちょっと自分のその辺のところ、どういうことが原因なのかはわかりませんが、その 1990 年ごろからだんだん増えてきていると、現在、女性が 45.2%、男性が 40.8%の未婚率っていうんですね。ところが、昨今、シニアがね、シニアが婚活っていうのがえらい盛んらしいんですよ。どういうことなんだかちょっとわかりませんが、結婚相談所へ登録して、男性の場合には、もうデートが成立すると、もうそこからキャンセルしてなくなっちゃうんだが、女性は、いつまでもそこへ登録してあって、条件のいい、探し続けるって、こういう統計があるようございしますが、夢を見る男性と冷静な女性、現代社会を、これは全く映し出しているのかなあというふうに感じたしたところもあります。そんな中で、先ほど、何ですか、草食系男子っていうのがあるって言いましたが、最近では、何か絶食系男子っていうのもあるっていうんですね。どういうことか余りよくわかりませんが、絶食っていうことは食べねえっていうことですが、食べなきゃ死んじゃうんだけど、どういうことなのかよくわかりませんが、そういう言葉もあるということなんです。その、先ほど言いました未婚の人たち、どんなふうなことが原因なのかと調べてみましたが、結婚しなくても他人にとやかく言われる言葉ではないと言っている、自分が結婚することに

に対するイメージが全く湧いてこないと、だからですね、結婚しないという生き方でも別に失敗じゃあねえんだ、自分の、先ほどありましたね、自分の収入で相手を食べさせていけるか、相手が満足してもらえるかっていう心配がある、逆に結婚したら自分の自由がなくなっちゃうんじゃないかなあ、自分のライフスタイルをいろいろとは変えたくないなあとか、そんなような言葉がいっぱいあるっていうんだよ。自分が、その、先ほど、何ですか、60 年代ころの年齢でいくと、そのころ、私はそこに当てはまるんですが、あのころは、そんな、とにかく女、女性を見ればですね、後についていっちゃうくらいの時代だったんですが、大分変わったなど、このままですね、いわゆる未婚が進んでいくと、進めば進むほど、要するに家族構成っていうものが全く今までと違ってきて、夫婦と子ども、4 人なんていう家族は夢の夢になっちゃって、これが、近い将来どういうことになるか、この仕組みを何とか行政で考えていかなきゃいけないんじゃないのかなあっていう時代が来るような気がするんですよ。それで、未婚の人たちが、今度は、全部それをしょっていかなきゃならない時代が必ず来るんじゃないかなあというふうに思うわけですが、それを、じゃあ、行政が何とか考えていく、今から考えていかないと手おくれになっちゃうんじゃないかなあという気がするんですが、行政としてはどうですかね、その辺の考えは、思いというか、ちょっと書いてないんですが、聞かせていただけたら。

○総務課長

行政が考えていかないと手おくれになると、おっしゃるとおりだと思いますし、逆に、もう既に若干おくれなのかなという、そんな気すらします。はっきり言って、2.08 っていう数字があるんですけども、これ、女性の方が生涯で産む出生率ですね、子どもを産む出生率、これが 2.08 以上にならないと人口を維持していけないという数字だそうです。ところが、例えばテレビのコマーシャル、僕も常に見て思っているのが、テレビのコマーシャルとかドラマを見ていると、子どもが 1 人か 2 人しか出てこない、あるいは政府のパンフレット等を見ても、子どもが 2 人しか載っていない、もう既にずっと前から、もう 2 人っていう子どもが当たり前みたいな、そんな何か社会ができちゃっていたのかなあと、中には残念なことに子どものできない夫婦もございまして、昨今多い、未婚の方も多いという中では、やはり、現在、先日の新聞でも出生率が 1.42 になってしまったという新聞記事もございましたけれども、やはり、そういったことを考えると、もう 2 人ではなく、3 人ぐらいの子どもを産んでいただくような施策というのは、当然、必要になってくるのかなあ、そうしないと人口は減る、それから高齢化率は高まり、その高齢化社会を背負っていく若い皆さんがいなくなっちゃう、そういう意味では、もう、本当、危機的な状況というふうに感じているところでもあります。

ちょっと答弁になったかどうかわかりませんが、以上であります。

○ 9 番

(山崎 啓造) そういう認識を持っていただいているということなら、それでいいんですので、あとは、いかにどうするかということになるわけで、非常に難しい問題ですけども、前向きに進んでいっていただきたいのかなというふうに思うところでもあります。

次にですね、安定した雇用の場をつくることで仕事と収入の確保がされ、人口の流出を減らせるのであると思います。

国が示した人口減少対策として都道府県や市町村に策定努力を義務づけをしております。働く場所の確保と転出が転入を上回る社会減を抑制するための戦略を考えて、地方がですよ、国にぶつけていくっていうことが求められているわけですけども、これは並大抵の課題ではないのかなと思うわけですが、このことは、村としてはですね、どんなように進めていくのかなあ、どういうふうにやっついこうかなあという考えなのか、4番目とも関連をしてくるわけですけども、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○村 長 おっしゃるとおりかと思います。その意味ではですね、最近の動きとしては、伊那食品工業さんが米沢酒造さんのほうに資本を投入して、事業、建物も改築をしながら、今後どういうふうに事業展開を広げていかれるのかっていうふうなことを大変期待をしているところでございます。先ほど小池議員のご意見にもありましたチャオ周辺の競争力強化っていうふうなこともですね、うまくいけば、そこで雇用も広がってくるのかなというふうに思っています。

また、最近では、近隣でもですね、木質バイオマスを使った事業っていうふうなお話が耳にするようになってきております。そういうふうな、その、こう、企業というか、法人での動きというふうなことも期待をするし、たくさん雇用が生まれる仕様にさせていただいたらありがたいというところですけども、そういう雇われることばかりではなくてですね、中川、先ほども申し上げましたけど、いろんなお店とかが中川の中で生まれてきているっていうふうなところもあって、そういうような、その創業、こう、なりわいをつくって生み出していくというふうな動きについても応援をしていかなくてはいけないのかなと思っています。いろんな方々がいろんな取り組みをやっていますけども、最初は、私みたいに頭のかたい人間からすると、そんなんでもやっついけるのかなあみたいなことで大変心配をしながら見ていたわけなんですけども、でも、それぞれ、みんなですね、創業してから随分日がたつんですけども、それぞれに継続をしておられるというふうなことがあるので、やっぱり若い人なりのいろんな感性からとか、経営とかですね、我々が感じないようなお客様の見つけ方とか、お客様との関係のつくり方とか、いろんなことがあるのかなというふうに思います。そういうふうな新しい動きなんかもバックアップしながら、いろんな形で、中川村で生活ができるようなことを考えないといかんのかなというふうに思っています。

○9 番 (山崎 啓造) それぞれがね、いろいろ起業をしたりしてやる人っていうのは、それぞれ自分のネットがあって、そのつながりでさまざまやっているわけですが、それは、その人たちがやってくれることなんで、行政としても何かそこに考えをめぐらせて、何とかやっついけるような方向性を見出していくというか、示すというか、ということも非常に大事なかなというふうに思います。その酒屋さんの関係だとか、チャオ周辺のこと、最後に、ちょっとこの辺のところも触れたいと思うんですが、それもお願いをして、やっていただけて、どうしても他人、他人任せというか、お願い任せ

のような気もしますので、その辺のところはちょっと寂しいのかなあと、何とかおんっていうものを打ち出して、こうだよ、これで行こうよっていうものがあると、非常に皆さんも村民も元気づけられるし、商売している人も、これから始める人も助かるのかなという気がするところであります。

その雇用の確保、これは、その全国の首長さん、誰でもが、もう一番に、最優先、雇用の確保っていうことを挙げています。都市部への若者の流出を防ぐために、各自治体はですね、安定した収入が得られる働き口を増やす取り組みをせねばならないわけですが、飯が食える状態でなければ何も始まらないわけですし、Iターンで来てくれる方というの、これも非常に移住者の増加というか、人口減少には貢献できるのかと思うわけで、ただ、誰でもいいっていう話にも、これはならんわけで、とにかく若い人が来てくれるっていうのが一番いいのかなあと、こんなふうに思うわけであり

ます。この企業誘致といいますかね、雇用の場、何年ぐらい前ですかね、これと同じような質問をしたことがあるんですよ、実は、何か企業誘致したほうがいいんじゃないですかと、美しい村連合の知り合いなんかにか声をかけて、どうですか、そういうことはできませんかねえって言ったことがあるんですが、中川村は、近隣市町村のベッドタウン的な立場でいいやっついこうような答えをいただいたような記憶がありますし、何かコバンザメ的な発想でいいんだっていうような答えを聞いたこともあります。今でも、あれですかね、思いうというか、考え方は、そのときと変わっておりませんか。村長さんの答えをちょっとお聞かせください。

○村 長 いい、よい住環境を提供して住んでもらおうというのは、私の考えているもの、中川村が前からそういうふうにやってきたというふうには私は理解を、そんなお話も聞きましたし、理解をしているところです。つまり、南原とか、そういう分譲地なんかの整備をしたりしたけども、工業団地みたいなものは村には置かずやってきたというふうな、その背景には、そういうふうな考え方があって、上下伊那に通えるところに住環境の適切などところをつくって、美しさを残しながらやっついこうというふうなお考えが持って、先輩方は持っておられたんだというふうなことは聞きました。それは一つの見識だし、今の美しい中川村があるっていうのは、そういうふうなことだ、それが一つの理由だと思うし、また、前にも申し上げました、こう、平地が少ないとか、工業用水、この間、とあるところからお話があったんですけども、どれぐらいの水が必要だと言われるのがですね、なかなか、中川村の住民が、こう、毎日飲むのと同じぐらいの水の量が必要だというふうな、その会社が来るためにはというふうなお話があって、その水がなかなかネックになっているとかですね、いろいろ、そういう物理的な条件的にも工場とかの誘致には適していないというところはあるのかもしれない。ただ、いろいろ、工場じゃなくても、研究機関だとか、例えば学校の何かの保養所とかですね、そういうふうなこともあるのかもしれないけども、別に、そういうものに来るなというわけではありませんが、いいお話があれば、ぜひ、また、ご紹介もいただきたいところでございますけども、現実には起こっている動きとして、小

いながらもいろんなお店ができていうふうなところなんかは、すごく私はありがたいことだと思うし、今錦さんのことについても、その美しい村連合の地域財産、地域の魅力としての酒蔵っていうのを大事にしくちゃいけないという、そういう考えが背景にあるというふうなことでございますので、そういうふうな、こう、地域のよさを発揮していくような形のものがたくさん、前も申し上げた、そのちらしずしのように、大きくなくてもいろんなものがたくさんあって、いつ来てもいろんな魅力が、こんな、夏に来ればこんな魅力、秋に来ればこんな魅力っていうのがあるっていうようなことも大変いいことだ、中川村に向いたことだと思うので、そういうふうな、こう、展開がさらに広がっていくこともいいなと思うし、別に、先ほど申し上げた、そういう大きな企業、資本のあるところがあることを拒絶しているわけでも全くありません。

○9 番 (山崎 啓造) いつも答えは同じなんですけど、そうですね、その起業して、それぞれ、それぞれが個人で始めたり、事業を始めたりしているっていうことは、それでいいと思うんですが、できることならね、まとまった何か企業があれば、もっとより多くの方がそこに雇用してもらってということになると、また、ちょっとね、動きが変わるといふか、元気も出てくるというか、のような気がしましたんでお聞きをしたわけですが、確かに水の話は、もう以前から言われていましたし、中川へ企業誘致ということは、もう昔の人たち、昔と言っちゃあ語弊があるのかな、先代、先々代、先輩たちがそういう方向で来たと、立地条件が余りよくないと、水もないということで、そういうことで来たということで、その流れをくんでいるということですね。できることなら、水を必要としない、先ほど、村長が言っていたんですが、水を必要としないある種の何か企業が来ていただいて、雇用の場を広げていただくと非常にありがたいのかなというのが実感であります。

もう少しこれを続けますが、5月28日の新聞でですね、要するに県外から長野県へ来た人たち、中川村じゃないですから、長野県なんで、ちょっと参考になるかわかりませんが、その移住した理由は何ですかっていうようなアンケートがあったんですよ、それを見たらですね、就職のためっていうのが32.3%で、転職、起業が26.2%っていうんで、職業っていうか、雇用なんですよ、仕事するところと自分で始めたい、そこが、やっぱり、ここで、どうですか、60%近くがそういうことで移住をしていると、長野県へ、だから、この雇用の場っていうのは非常に大事になるし、これは欠かせない部分だなということでもあります。これは、若い人たちの声です。20代、30代、40代、50代に移住した人たちの声、ところが、60代、70代になるとですね、この人たちも来ていただければ、確かに人口増にはつながりますが、何か余生を送りたいというか、田舎暮らしが何か希望であって、夢であったという、そういう人が多い、っていうことは、もうリタイヤしちゃって、田舎でのんびり暮らしたいなって、そういう人が60代、70代には多いということなんです、それはそれでいいでしょう。来た人だもんで、心配することは何ですかって言ったら、やっぱり信州ですから、雪かきとかですね、雪道の運転など冬の生活が心配だと、それが43~44%近くの方がそう

言っていましたね、地域の習慣や近所づきあい、これが4分の1の人、25%、友人や仲間づくりも心配だなあって思ったと、17.1%、そんなようなことを言っているわけなんで、中川村は幸いにして温暖な地ですんで当てはまらない部分もあるわけですけど、そんなことも、こういう心配事にあつた人たちの皆さんの意見、声っていうものも踏まえて、こっちへ来ていただけるような、できれば若い人にといいことが必要なのかなあとと思いますけれども、どうですかね、答えられるようなことじゃないですかね、どうでしょう。

○村 長 中川村のすばらしいところはですね、夏は、今ごろぐらいまで白い山を見上げながら、すぐ直近に仰ぎながらですね、かつ夏場でも窓を開けて寝ると風邪をひくぐらい涼しく、空気がドライで、冬でも雪かきをすることなんかは年に何回かしかなくて、屋根の雪を下すなんていうことは絶対ないというふうな、そういう白い山が見えて、夏、ドライで涼しくて、冬は雪がないというふうな場所っていうのは、日本全国でも本当に細い帯で、中央アルプスがきれいに見えるっていうのは、中川村よりも南に下がると、山の景色は、まあ、それはきれいに見えるところもあるでしょうけども、中川村と飯島ぐらいが一番山の景色がきれいに見えるというふうなことで、いらっしゃる方々にはですね、いつもそういうお話をして魅力を伝えているところでございます。

それから、近所づきあいというふうなところはですね、それこそが田舎暮らしの醍醐味というか、楽しみでありまして、それがしたくなければですね、どこかの超高層マンションかなんかに、鍵を閉めてですね、引きこもっていたほうがいいのではないのかなというふうなことも申し上げているところでございまして、いろんな、こう、こういう希望がある、こういう希望があるっていうのがありますけども、それに全部かなえた、沿ったような人をですね、集めてもしょうがないわけで、中川村は中川村に適した人に来てもらえばいいというふうなことで、つき合いしたくないって、近所づきあいが嫌だという人を無理して呼び込む必要はないので、中川村で一緒にわいわい草刈りしたり、お祭りをしたり、そういうふうなことをするのが楽しいなと思ってもらえるような人に来てもらえることを考えたほうがいいんじゃないかな、そんなどっと来ていただいても受け入れられませんし、また、現実にどっと来ることもないでしょうから、中川村の楽しさみたいなことをお話をしていきたいと思っています。

○9 番 (山崎 啓造) 確かに、来たい人が来りゃあいいんで、あえてね、何でもかんでも来てください、誰でもかれでも来てくださいということじゃないと思いますが、いずれにしても、雇用の場ということは非常に大事ですので、それは、もう、確実に視野に入れていただきながら、若い人に来てもらう方策を、これからも打ち出していただきたいと、こんなふうに思うところであります。

先ほど言いましたけれども、望岳荘とチャオのこと、ちょっとここで触れたいと思いますが、地域の活性化、村への人の流れを考えるとですね、望岳荘、チャオ周辺、これは重要地点であるというふうに思います。地域づくりということは、まち・ひと・しごとにあるわけですが、そのかなめでもある基になるのではないかといいように私は思っているわけでありまして。今までにも、望岳荘を基点とした集客、チャオ周辺の

活性化に向けた取り組み、何回も質問をしてきましたし、提案をしてきましたが、取るに足らん提案だったようで一つも取り上げてはいただけませんでした。村では、今度、陣馬形山を村の観光のメインスポットとして力を入れるんだということを考えているようですが、先ほどありました地元の地酒の蔵元、前向きに取り組みをいただいていますので、非常にありがたいわけですが、この経営方針ともリンクをしますね、望岳荘、流れ、流れをつくる中で、望岳荘への人の流れをつくれる可能性っていうのは非常に大きいんじゃないのかなというふうに自分なりに思うわけですが、また、その流れの中へ、もちろんチャオ、入っているというようなものを取り組んでいく、それが、とりもなおさず活性化につながると、そういうふう思うわけですが、先ほど答えておりました、その辺のところはどのようにお考えをされているのか聞かせてください。

○村 長 おっしゃるとおりかと思えます。特にですね、中川村に初めてきた方にとっては、チャオの周辺ですとか、あるいは望岳荘というのが、まず、その、がらがらとドアを、扉を開けて入った玄関の雰囲気をつくっているわけですから、そこが魅力的であるというふうなことはとても大事なことだというふうに思っております。それは、初めて来た人はそうなんでしょうけども、また、リピーターとして来てもらうというふうなことを考えると、本当に、もう、それぞれの村民の皆さん方のいろんな取り組みを、先ほどのちらしずしじゃないですけども、いろんな方がいろんなことをしている、いろんな魅力がたくさんあるというふうなところをですね、また見ていただきながら、ああすてきだ、おもしろいおじさんがいたとかですね、大変おいしい鳥料理屋さんがあったとかですね、いろいろ、そういうふうなところで発見をしていただいて、ファンになって、ディープなファンになっていただくというふうなことも必要かなと思えます。

○9 番 (山崎 啓造) 望岳荘について、ちょっと言わせていただきたいんですが、あの風呂、2階にある風呂ですよ、ひじょうに、いま、よわっちゃって、どうするんだっていうことで検討、研究されていると思うんですが、私はですね、思い切って、もう、違う、横でもいいんで、そこへ、1階へ風呂つくっちゃってね、景色は同じように見えますんで、ロケーションは結構いいですし、全く変わらないと思うんですよ。まあ、金かかる話だから、そんな簡単なわけにはいかないとは思いますが、そういう風呂を1階に持ってきて、また、その横あたりへですね、例えば健康維持のためのセンターみたいなものをつくっちゃって、風呂と、その健康センターとで、村外からも村内からも、みんなそこへ集まってきてもらって、わいわいわいわい元気になってもらうっていうようなものをついたらどうかなあという、自分の構想ですんで、別に、何だそりゃあって言うかもしれませんが、そういう構想も持っていて、それが、その2階の風呂を改築、改装しているよりも手っ取り早くていいんじゃないかなという気もしているわけです。健康づくりっていうことは、今、皆さん非常に興味があって、みんな、そのやりたいな、元気になりたいな、鍛えたいなっていう人ばかりですんでね、この間、コスモの医療法人の人にちょっと見させてもらったんですが、

ちょっと余り広い部屋じゃなかったんですが、健康マシーンっていうんですか、測定器、こういう登る壁、何ていうの？それなんかもあったりして、非常に、これはおもしろいなあと思って見させてもらったんで、まねをしろというわけじゃありませんが、そんなこともちょっと考えてみて、そんな以外から人の流れをつくるっていうようなこともどうなのかなあというふうに思いましたので、ちょっと聞いてみますが、いかがですか。

○村 長 おっしゃったとおりですね、お金がかかる話で、簡単なことじゃないというふうな、その言葉に尽きている部分がございます。どれだけの投資が要って、それだけのリターンっていうか、どれだけのメリットがあるのか、そのお金をどこから持ってくるのかと、そういうふうなことがですね、しっかりとないままですね、思いつきで取り組むことはできないプロジェクトだというふうに思います。

○9 番 (山崎 啓造) 「なせば成る」という言葉もありますのでね、また一考をお願いしたいなあというふうに思います。

それじゃあ、次へ行きますが、信州産シカ肉認証制度、うまいものを長野県も考えましたよ、これ、中川村の鹿肉をですね、制度改正をすることでですね、活性化につながる地域づくりに貢献できるんじゃないのかなあって、実は、それ見たときにぱっと思いました。これまで鹿肉っていうのは一般消費者にはほとんど流通をしていませんでしたが、飲食店などが小規模に取引をして買っていたということが現状だったわけですが、中川村では東京の有名なレストラン、自由が丘のル・ジュジュですか、に提供しているということでした。この6月から県の努力によりまして大手スーパーで通年販売をするっていうことになったと、農林業に被害を与えるニホンジカの駆除が各自治体では非常に頭を痛めていて、これ、とるけど、どうすりゃあいいの、これはっていうことがあったわけですが、困っているのが現状だった、県が安全性を認めた信州産シカ肉認証っていう制度があって、それを取り入れることで、要するに、長野県としても消費拡大を狙っているということのようですが、県がですね、流通のルートも構築してくれたって、こんなありがたい話はない、売り手としては大変にありがたいわけです。

そこですね、先日、村内でも鹿肉の調理講習会ですか、新聞へ出ていましたが、飲食店の皆さんが参加してやっていました。メニューの開発にも意欲的に、今、取り組んでいただけています。商工会でも以前やったことがあるし、一生懸命みんな考えてくれているわけですが、そして、そんな中でですね、その認証された鹿肉、これを使うということで、これを使うっていうことになると、ちょっと、何か、意味合いもまたちょっと変わってきて、格が上がったみたいな感じになるんじゃないかなあというふうに思うわけですが、その辺のところはどんなものでしょうか。それを取り入れてやっていこうっていうような考えは。

○振興課長 ただいまご質問にありました信州産シカ肉の認定制度につきましては、県と、その信州ジビエ研究会という組織が共同して、昨年、平成26年の2月に創設をされた制度でございまして、県内では、現在3施設が認証を受けていると聞いております。この

認証を受けるには、この県とジビエ研究会で設置をした審査委員会で審査をする必要がございまして、幾つかの条件が定められております。信州ジビエの衛生管理ガイドラインマニュアルに沿って適正に処理をされていることですか、その商品の表示ラベルの表示、それから、今、盛んに言われておりますトレーサビリティという中で、個体識別番号というのを付して、その流通の情報をすべてホームページにアップするという事になっております。また、この認証の有効期間は1年とされております。

この認証制度につきましては、その審査の基準が厳しいこと、また、認証を受けるための検査等に費用がかかることですか、今、申しあげました個体識別番号の登録とその処理に関するホームページへの登録、そういった煩雑な事務が必要だということ、それから、何より、1年という有効期間の中で、その更新がどうなのかということも明確ではございません。何より、その制度の認知度という点でも、まだ決して高いわけではございません。

その中で、実は、中川村で立ち上げた天の中川ジビエ加工組合にもその認証を受けないかというお話もございました。昨年時点では、その施設がまだ本格稼働されていないという中で、組合として、現時点では、その認証を受けて、その受けることのメリットも少ないのではないかとということで、そこまで至らなかったというふう聞いております。

それと別として、今お話がありましたように、村では、ことし、その国の地方創生先行型の交付金を活用しまして、ジビエ加工組合の皆さんの協力を得ながら、ジビエの普及、販路拡大、商品開発ということで、村内、それから近隣地域の飲食店に呼びかけて、そういった鹿肉を使ったメニューの開発、それは、実際、そのお店で使っていただけるメニューということでお願いして研究をしていただいたり、加工品を商品化しようと、生肉は保存がどうしてもきかないとか、難しいということもございまして、何しろ野生の獣は、その安定供給の、年間を通じて、こう、生産できるものではございませんので、とれた肉を加工品として保存をして販売していくということも必要ではないかとということで研究を、その交付金を活用して、ことし一年でやろうとしております。

当面は、その信州産シカ肉の認証制度を受けなくても、中川村産ジビエとして商品化をしながら、その供給、受け入れ側と、こう、信頼関係の中で安定的に供給できる体制を考えていくことがまず第一かと考えておりますので、いずれメジャーになって、その信州産シカ肉として高く売れるということになるようでしたら、まずは、その加工組合の皆さんの意向でございまして、検討してまいりたいと思っております。

○9 番 (山崎 啓造) そうだね、加工組合の人がやるって言わなきゃね、尻たたいてみても、県もね、そんな難しくしななくてさね、みんなやらしちゃだめか、とは言っても、処理施設、加工施設っていうのは、食肉検査所の検査があるもので、きちっとしたものだと思うんですよ。だから、そんなに難しくしなくてもいいような気がするんだけど、格好つけか、そうすると、県も、ということですね。

実は、その登録を取ってやるよっていうことになったら、望岳荘でもね、うちのや

つは認証を取っているんだよっていうことで売りたいやあいいんじゃないのって言おうと思ったんだけど、なしですね。そういうことも考えていたんですが、実は、質問として、でも、望岳荘は認証がなくても鹿肉のメニューっていうのを一生懸命考えてくれていると思うんで、とにかく、どこにも負けないような、うまいぞ、この肉は、そして、健康食だよっていうようなことも、とにかくでかく売りにして、中川村の鹿肉ここにあり、望岳荘ここにありっていうような営業活動もしていただけると元気になりますよね。ぜひ、してほしいと思います。

時間がなくなってきましたんで、ちょっと行きますが、最後、下水道のエネルギー活用で持続可能な環境エネルギーへの転換をして、時代に合った地域づくりを目指さないか、これ、NHKの、実は番組を見て考えました。「足元に眠る宝の山 知られざる下水エネルギー」っていうやつをやっていますね、全国に46万km張りめぐらされている日本の下水道網、これを新たなエネルギー源として活用する動きが広がっているっていうんですよ。下水から直接熱を取り出す方法だとか、その方法は仙台市でしたかね、直接取り出して、地元のスーパーの給湯、お湯だと思いました。温水の活用をしているとかね、福岡市では、処理場から出るガス、それから水素を取り出して、燃料電池車に供給する世界初の実証実験を開始したと、このようにエネルギー、下水のエネルギーっていうのはますます盛んになることは、これは間違いないのじゃないかなあと偉い先生も言うておりましたし、自分も、ああ、ちょっと興味あるなあと思いました。

そこですら、自分が言いたいことはですね、中川村でのそれは、処理場で生まれるガス、つまりメタンガスですが、生まれるガスの60%が大体メタンガスだと、それを燃料にしてですね、発電機を動かして発電をして電力を生み出す、こういう研究をしてみちゃどうかなあ、栃木県が、今、もうやっていますね、実は、ことしの1月、発電装置を稼働させた、環境負荷の低減はもとより、売電をすることで下水道施設の維持管理コストの低減など、さまざまな効果が期待できている、3台で、栃木県は3台動かしていて、1時間に300kwの発電ができるんだと、一般家庭で700世帯分が出せると、中川村の下水道の処理場の規模だとか、点在していること等々ありますんで、どんなものがどんなふうに使えるのかということとはわからないわけですが、ただ、それを研究してみるということは、これは必要なんじゃないかなというふうに思っていて、この質問をつくりました。いかがでしょうか。

○建設水道課長

まず、下水道につきましては、処理の過程で汚泥が発生するという事はやむを得ないことだということでありまして、減量化、あるいはリサイクル化の推進が循環型社会への要請として求められているということとございまして。

それで、バイオマスである下水汚泥につきましては、今お話のように、バイオバス化とか固形燃料化等によって再生可能エネルギーを活用することが可能でありまして、温暖化対策、あるいはエネルギー構造の転換等の社会的課題の解決に貢献できる潜在力を多く持っているということとございまして。

ちょっと専門用語になってしまいますが、下水道バイオガスには、下水汚泥の嫌気

性消化過程という過程が必要なんです、それにおきまして発生するメタンを主成分とするバイオガス、それと下水汚泥をガス化炉により熱分解することで発生する一酸化炭素や水素を主成分とするバイオガスの2種類があります。全国的には、主に嫌気性消化によるバイオガス化の取り組みが進められております。いわゆる消化槽というものが必要になるわけですけれども、消化槽から発生する下水道バイオガスを使ってガス発電や消化槽の加温といった有効利用に取り組む事業体が増えてきていることは事実でございますけれども、また一方では下水汚泥の固形燃料化の手法というものもございまして、発電所や工場のボイラーの化石燃料の代替として利用する取り組みも行われてきております。

このように大変可能性のある下水道エネルギーではございますけれども、その取り組みはまだ始まったばかりというのが現実でございまして、大規模な処理場とか大規模自治体での利活用にまだとどまっているというのが実態でございます。

それで、中川村のような小規模な処理場では、一般的に消化槽というバイオガスをためる施設が設置してございませんので、すぐに取り組むという状況にはございません。

実際に当村の施設での処理につきましては、発生した汚泥を濃縮して脱水を行って、脱水ケーキとして外部処分に回す方法をとっております。その脱水ケーキについては、肥料化されたり、コークスの代替燃料などに実際に使われておりまして、そういった面での環境への負荷軽減に役立っている状況にはあります。

したがいまして、大変いいご提案をいただいたわけですけれども、現段階ですぐに中川村単独での下水エネルギー活用ということは難しい状況にあるというふうに考えております。

○9 番 (山崎 啓造) 終わります。

○議 長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。

次に、6番 柳生仁議員。

○6 番 (柳生 仁) それでは、きょうの最後になりますけど、大変お疲れのところ、よろしく申し上げます。

私は、今回3問出してありますけども、初めに美しく強靱な農村自給園について「スマート・テロワール」であります、このものは、過日、産業交流会でもって村長に呼んでいただきました松尾講師の話であります。

曾我村政がスタートして10年になるわけでありまして、農業施策や子育てに力を入れてきたわけでありまして。

また、日本で最も美しい村連合に加盟し5年が経過し、また再審査をして通過し、村の人気度は高まってまいりました。

この農業施策や美しい村連合に加盟したことにより村民の所得の向上につながったかどうか伺いたいわけでありまして。

また、農産物など企業やJAとの連携をとり、農家の経営安定施策に取り組まれたか。

昨年から、前段、お話がありましたが、伊那食品さんが今錦さんに入り、新しい取り組みが始まっておりまして、大変期待されるところであります。

産業交流会での松尾氏の農村消滅論から大転換を今後どのように生かしていくか、このスマート・テロワールの著書から村の未来が見えてくるように思えるわけでありまして。

前段、2つ、所得向上につながったかどうかということと今後のこのスマート・テロワールを生かした村の村長の考えをお伺いします。

○村 長 まず、農業施策や日本で最も美しい村連合の加盟が村民の所得向上につながったということですが、それによってどれだけの向上があったか、所得向上があったかというふうなことはかるっていうのは、ちょっと、なかなか、それだけの部分を切り取ってですね、それによる効果っていうのは難しいのではないのかなというふうに思います。いろんな要因が影響しているし、国の農政なんかも変わってきているという中でですね、どうだったのかっていうふうなことがあるし、個々のうちの世帯ごとにも、いろんなうまくいったこともあつたらうし、うまくいかなかったところもあるんじゃないかと思えます。だから、そのどういう効果があつたか、その大きさを数値化するのには難しいとは思いますが、美しい村連合の加盟もですね、いろんな取り組みもですね、何がしかプラスの方向に作用をしていることは間違いのないというふうに思っております。

それから、通告のほうで、企業、あるいはJAさんとの協力というふうなところはどうかというふうなお話がありました。

企業に関しては、お話のとおり、米沢酒造さんが、前々から、以前から飯沼の棚田でつくったお米を、酒米を利用して「おたまじゃくし」という話題の種、話題になっているお酒をつくって、そこまで話題になるところまで育て上げてこられたということですが、後継者問題に悩む中で、今、伊那食品工業さんの資本を受けるというようなことになって、さらにですね、今、増築が始まったり、いろんな新しい動きがあつて、新しい高級銘柄もつくっていくんだというふうなお話も聞いています。そんなところで、いろんな展開がこれから起こってくるんだらうなというふうなことも期待しているし、また、中川村産の酒米みたいなものも、もっとたくさん使っていただけるようになって、それこそ契約栽培みたいな形になってくれば、非常にスマート・テロワールに近い状況になっていくのかなというふうに思っています。

また、少し近い話をすると、スイレイ豆腐さんが中川村産の大豆を使ったお豆腐をつくってくださったんですけど、いろいろお話を伺っていると、低ラインといいますか、ちゃんと、こう、採算ラインに合わすためにはですね、一定以上の量をつくらないと、手間がかかるばかりで、いろいろ入れかえたりとか、そんな、洗ったりとか、そんなことばかりで手間がかかるというふうなことで、ある程度のボリュームが必要だというふうなお話もあつたし、いろいろ、じゃあ、生産体制をどうするのか、販売ルートをどうするのか、いろんなことが、こう、上手にかみ合わさっていかなくてはいけないというふうなことで、ちょっと、今、それが、こう、大きく発展しよう

いうというようなお話にはなっていないのかなっていうふうに感じております。

それからまた、JAさんのほうで中心となっていただいて、営農センターも加わって、漬物メーカーさんに、下伊那、テロワールの中だと思えますけども、梅を契約栽培するというプロジェクトもあります。これも本当に村という小さな規模じゃなくて、もう少し広域のテロワールの中で加工と加工用のものとの生産というのを組み合わせるといふ、まさしく提案のとおりでしたけども、やっぱり、こう、その加工メーカーさんのほうのいろんな都合があって、そちらのほうも、ちょっと、今、進展しているという状況ではないというふうなことでございます。

なかなか、やっぱり作り手の、こう、都合とかですね、それから買い手の都合、幾らでコストをかけて幾らで売るのが、そのためには生産、納品、こう、農作物の価格をどうするのかとかですね、とれた場合、とれない場合の、こう、条件とかですね、本当にお互いにしっかりと腹をくくってやっていかななくてはいけないなというふうなところがあって、大変ハードルの高いご提案、中川村だけではない、テロワールというのはもっと広いというふうなお話だったので、もう少し広域で考えなくてはいけない、村だけではかなりハードルの高い、難易度の高いご提案をいただいたのかなというふうに思っています。

村のうちでは、加工組合なんかも頑張っているところなんで、その辺の、さらに、今まで以上の活躍で、前から懸案となっている特産品、お土産になるような特産品なんかができたらうれしいなというふうに思っています。

また、営農センターのほうでは、集落営農の法人化という、きょうもお話は何回もいただきましたけど、ご質問いただきましたけども、その検討を進めて、今、して、将来的に農地の受け皿となること、それからまた、さらには、進んでいって、みんなで農作物をつくって、テロワールの中で名物にしたり加工とつなげていったりというふうなことに取り組んでいけばいいのかなというふうに考えております。

それからまた、営農センターを中心に観光農業とか6次産業化推進の拠点となるような交流センター的な組織というふうなもの検討も、これから進めていくというふうなことで、こういったところの中でですね、所得向上とか雇用の拡大とか地域経済の底上げとか、いろんなことが何とか模索をしていきたいなというふうに思っています。

個人的にはですね、松尾さんのお話の中で印象的だったのは、やっぱり米中心の発想から、もう離脱したほうがいいと、さまざまというふうなことで、こう、非常に、こう、広い視野で考えておられるというふうなことを思いました。

もう一つは、野菜にせよ果物にせよ、生のままでは保存期間が短いので、それがゆえに価格競争力が持ちにくいと、価格決定力が持ちにくいというふうなことがあるので、加工によって、その辺を、こう、自分のほうでコントロールできる幅が広がってくるんだというふうなお話があったかと思えます。ただし、それは生食用の果物なりを加工に回すとかいうんじゃないで、もう最初から加工のためにはどんな品種がよくて、それをどういう作り方をすればいいのかっていうふうなことを、もう、本当に、

こう、しっかり、こう、的を絞ってやらなくてはいけないと、加工技術も磨かなくてはいけないというふうなことで、これについても、やっぱりかなり本気の努力、先を見据えた計画っていうのが要るなというふうなことで、その辺のこともですね、問い合わせをしつつ、こう、盛り立てながらみんなで取り組めたらありがたいのかなというふうなことを思っているところでございます。

○6 番 (柳生 仁) 今の答弁の中で、やっぱり一村だけで考えるんじゃないで、広域的に大きく考えようっていうような答弁がありましたけど、本当にいいことだなあと思っております。

そうした中で、ここに例として挙げてありますけども、もう御存じのように、飯島町ではクリに相当力を入れております。町全体としてもですし、月替平^{つきよへら}っていうところを4.5ha、全部、クリに変えてしまっ、農家の方たち大勢いるんですが、全員が参加して、作業できない方はいいよというふうなことでもって取り組んでおり、今度、全国農業会議所の所長の特別賞をいただいたっていうようなことが新聞に載っておりました。また、駒ヶ根市ではゴマを、もう何年前から取り組んでおまして、このゴマにおいても、役場の農林課が本気になって取り組んでおります。こうした中で、栽培指導会では、農林課が来て一緒になって、そうした話をしながらゴマを進めていこうということで、このクリにせよゴマにせよ、農家所得が十分得られるような付加価値の高い商品をつくっているわけでありまして。

中川村では、こうした一村で考えるんじゃないで、よく駒ヶ根の市長が言うに、伊南は一つというふうなことを言っておられますけど、あいさつの中で、こういった連携を模索しながら、今、言うスマート・テロワールの結果が進んでいければ、また新しい農家所得の向上につながるんじゃないかと思えますけども、どのように考えかお伺いします。

○村 長 中川村の中でできることもしっかりとやりながら、すぐに、じゃあ、どことどういいうふうな組み方で村外のところと組むっていうふうなこともありませんけども、やっていかななくてはいけないのかなというふうに思います。

特に、一つの可能性としては、飯島で重点道の駅ができて、そちらのほうについても、中川の物もぜひ置いてくれというふうなお話も伺っておりますので、その飯島の重点道の駅なんかとも協力をしたり、いろんなことをしながらですね、また、三遠南信のことで静岡のほうとも何かできないかみたいなお話もJAさんの中では考えておられるというふうなことも漏れ聞こえてきているし、いろんなことがあるかと思えますので、実現を模索していきたいなというふうに思います。

○6 番 (柳生 仁) 模索、模索と言っているとなかなか前へ進まないんで、一步一步、情報をとりながら、ぜひとも速いスピードでもって農家所得の向上になるような施策に取り組んでもらいたいと思っております。実績は、駒ヶ根市、飯島では、事実、実績を上げておりますので、そして、農家の方たちが、駒ヶ根のゴマなんかは米よりかはるかに所得向上が、所得がいいというふうに言っておまして、減反施策とゴマの価格でもってやっているわけでありまして。駒ヶ根市で別に中川村と一緒につくって

れても十分に受け入れ可能な量がまだ必要と言っているわけであります。ぜひとも、行政間、連絡をとって、こういった対応できるか、もう一度、振興課長、いかがですか。

○振興課長 駒ヶ根市のゴマについては、話も聞いていて、市の農林課というお話ですが、基本的には営農センターとして取り組んでいる、それから、駒ヶ根市の市内の、やっぱりそのゴマを扱っている業者さんがあって、そこでの6次産業化といいますか、その中で出てきた特産品として生まれたというふうに聞いています。ゴマの需要はまだあるということも聞いておりますし、中川村での、そういう中山間地域といいますか、そういったところへの、もし、そういうお声かけがあれば一緒に考えていきたいかなあと思っています。

ただ、お聞きをしますと、やはり、今、その経営所得安定対策なり、その再生交付金を使った上での、その所得の確保というふうに聞いておりますので、その辺のその所得の実態も、ちょっと十分に聞いて、一緒に取り組めることは取り組んでまいりたいと思っております。

クリについても、一部、中川村に、事実、クリを生産をされている方もおりますので、そういった近隣地域との連携ということも必要かと思えます。

○6 番 (柳生 仁) 確かに国の施策による補助金もあるもんで高付加価値ですけども、ゴマの場合は、約1,600円で1kg当たり引き取ってくれます。刈り渡しで1,300円です。そして、上手な方は10a100kgとります。16万円。そして経費が本当に米よりか安い経費でもって生産しておりますっていうことで農家所得が高いってことを報告しておきます。

次に、それじゃあ2問目に行きますが、村内のイベントについて伺うわけですが、4月26日、TRDの主催のラリーが行われたわけですが、期待したトヨタの社長が来るって、もりぞうとかいう名前を出るとか言っておりましたので、大変期待しておりました。私も現地へ行っておりましたが、残念ながら、当時は社長来なかったということで残念でありました。今後、このラリーについて村ではどのように取り組んでいくのか、来た方たちは、とても評判よくて、これは今後期待できるねというような話でございました。また、ちょっと一つ残念だったのが、消防団の春季規律訓練と観閲式、これが開催日が同じだったということで、特に、このラリーは若い消防団にも関心が高かったんじゃないかと思えます。この調整がなぜできなかったかということ、また、次に、もう一つ、5月5日のハーフマラソン、先ほど誰かの質問にありましたが、ハーフマラソンが盛大に行われまして、村から25万円の交付金があるわけですが、村内外から3,000人余のランナーと関係者を合わせますと、やはり人口に近い方々がこのハーフマラソンに携わったということでもあります。そのほかにもアトリエ解放展がありまして、村長も、サウンドホールでライブがあったわけですけど、大分のりのりでもって応援だか、一緒に乗っておったわけですけども、非常に中川村っていうのはイベントが豊富でいいところだなあと思っております。こうした中で、今後、民のイベントについてですね、村がどんな支援ができるかっていう

○村 長

こととさせていただきますけども、村長の思いを伺いたいと思います。

4月に行われたラリーにつきましては、中川村と教育委員会と観光協会が後援というふうなことで、中川文化センターの利用とか、それから林道の占用許可とかいうふうなことの許可申請があってOKをしたところとさせていただきますけども、主催はあくまでもTRD、トヨタテクノクラフトでございます。これまでは木曾のほうでやっていたけれども、いろいろ火山のこととかがあってこちらのほうに来たというようなこととさせていただきますので、その中で、主催者側でのいろんな年間スケジュールの中で日程を決めているというふうなことで、こちらからいつにしてほしいとかっていうふうなことを言える、その日は文化センターだめだから、この日はだめだっというふうなことは言えるかもしれませんが、日を指定するというふうな筋合いのものではないのかなというふうに思います。

それから、一部の方から宣伝不足だ、もっと宣伝しろ、したほうがいいんじゃないのかっていうふうなことも言われましたけども、主催者としてはですね、別に、入場料をとって観客からお金をもらうようなイベントでもないし、人が来れば来るほど管理が大変になってくる、事故の危険性も増えてくるというふうなことで、やっぱり走る方と主催者の方々のためのイベントというふうなことで、見る方のためにいろいろ工夫をしてというふうな、そういう性質のものではないのかなというふうに思っておりますので、ちょっと観客増員を図るっていうふうなことは、主催者としては余り考えたくないのではないのかなというふうには思い、想像をします。実際はわかりませんが。

そういう火山、御嶽山のこと、今回、こちらに来たので、ぜひ、また来年もっていうふうなあいさつも私もしましたが、どういうふうなことになるのか、御嶽に戻るのか、全然違うところに行くのか、その辺のところの判断については、ちょっと、まだわからないところでございます。

それから、ハーフマラソンについては、3,555人登録があったというふうなことで、かつ、もう受け入れキャパシティをオーバーするというふうなことでですね、途中から、もう、いっぱいになりましたということでお断りをしたんだというふうなお話も聞いているところでございます。回を重ねてもですね、重ねるにつれてですね、ますます人気も出て、ますます評価も高くなっていくってことは、本当にすばらしい、関わっておられる皆さん方のご努力の成果だというふうに思いますし、そのことが村に対する好意、好意度のアップにも大いにつながっているというふうに思います。そういう意味で、今後もですね、いい形で継続されていくとありがたいなというふうに思います。

ただ、その受け入れ態勢の上限までに来てしまっている、しまったというふうなこともありますので、イベントという、こう、にぎやかで華やかなんですけども、どんどんそれを増やしていくというふうなことについてはですね、私は、もう、こう、エネルギーをつぎ込んでいかなくはいけないんですけども、たくさん来てくださっていい面もあるんですけども、それよりは、本当はですね、もっとお店が魅力を持って、

おいしいものを食べに行こうよっていうような形で、ちゃんともうけながら、こう、おもてなしだけじゃなくて、先ほどの商売の王道の話じゃないですけども、いいものを出して喜んでもらって、おいしかったからまた来るわねというふうな形で一年を通してお客さんが来る、そこがもうかるっていうことは、そこだけのもうけみたいな感じもしますけども、中川村に、やっぱり、それだけ誘客となって魅力を発信していただくことになるので、イベントというよりも、何か、そういう中川村で、その魅力を発信して、経済的にも、何かこう、回っていく、持続可能な、そういう小っちゃくても大きくてもいいんですけども、そういう、こう、ビジネスが増えていくっていうことのほうが、通年、通年を通して無理をせずに、逆にもうけていくっていうふうなことで、喜んでもらえて、人に来てもらえるっていうふうなことでは、何かそういうふうなことをもう少し目指していけたらいいのかなあっていうようなことは思っているところがございます。はい。

以上です。

○6 番 (柳生 仁) 確かに、こういったイベントを通じて、通年、いろんなお客さんがもう1回行きたいっていうことで来てもらえれば最高なわけではありますが、なかなかこのところが難しいところかなあと思っておりますが、ハーフマラソンでは、出店の方々は大変よく売れたということで、とても喜んでおりました。いいことだなあと思っております。村長の言われるように、通年って言われますけど、その日だけでもしっかり売れるっていうことはいいことかなあと思っておりますが、そうした中で、イベント支援について、今、村長、余り言われんかったけども、金銭的支援は難しいかもしれませんが、送迎のバスなんか、もし、陸運局の決まりとかあって難しいようならしょうがないわけですけども、レンタカーを借りて、あのランナーの送り迎えしているんですね、こういったことを協力できないかっていうことをちょっと伺いたんですが、村としてどんなように考えておられるかお伺いします。

○総務課長 村のバスを使いたいっていうのは、過去にも、この実行委員会から要請がございました。しかし、村のバス、自家用車って入っていますけれども、あくまでも、バス、マイクロバスについては、村が主催の行事に使えるものであって、それ以外の便宜のためにバスを出すということは、これは、もう、陸運局のほうからきつくお達しが出ております。そのために、村のバスについては出していないと、これについては、過去に要請があったけども、その際も、そういう形でお断りを申し上げます。

以上です。

○6 番 (柳生 仁) 村長も、冒頭、皆さん方に歓迎のあいさつに出るんで、半分は村の行事のようなもんかなあと思って、ちょっと質問したわけですけども、陸運局でだめって言われるなら、法律でありますのでやむを得ないのかと思っております。

3問目の婚活について質問しますけども、中川村では、昨年から婚活が機能して、既に昨年2組の成功があったと聞いております。その方たちは残念ながら村外の方だったっていうことでありますけども、こういった事業でもって成功があればすばらしいなと思っておりますが、現在は、婚活は、独身者に限られているようであります

けども、このスマート・テロワールの本の中には、都会のシングルマザー、都会に限らずシングルマザーを呼び込むことによって村が活性化すると書いてあって、また、所によっては、シングルマザーが来村したことによって、いよいよ閉めようと思った学校施設がまた再開できたというようなこともあるわけでありまして。ぜひとも、婚活にシングルマザーの声がけなんかはできないかどうか、ぜひ、してもらって、もうちょっと活発に機能するような仕組みができないかどうかお伺いします。

○振興課長 村の婚活サポート事業ということで、昨年、村の営農センターの事業として取り組みをさせていただいて、平成27年度の国の交付金もいただきながら、営農センター、それから商工会、村の結婚相談所と連携をして、今、取り組んでいるところであります。

昨年の取り組みを踏まえて、昨年、今お話があったように、2組、カップルができたんですが、成婚に至る、結婚された方がいたんですけど、残念ながら村外の方であったということで、ぜひ、ことしは村内の男性に頑張っていたいただきたいという思いもございまして、年度当初に参加者を募集して、年間を通じてセミナーや講習会を開催しながら、村の、そういった婚活、出会いのイベントを企画したり、秋には、今度、もう少し都市部から女性を呼んだイベントの計画をしております。中京圏、首都圏を中心ということで、今、企画をしております、募集、イベント内容、募集方法について検討をしているところであります。

対象者は、当然、独身者ということでございますが、特に、その結婚歴の有無ですとかお子さんの有無については規定はしてございません。ですので、お持ちの方でも参加していただいて結構であると思っております。

ただ、そういった方を特定してという、今、そういうことではございませんので、そういった方も結構ですよというふうに呼びかけはして、問い合わせがあればお答えはしていきたいかなと思っております。

社会的な事情もございまして、そういった子どもを持ちながら離婚されたり、いわゆるシングルマザーという方も増えている現状もございまして。逆に、実際、結構、村内での、そういったお子さんを持って再婚されるというケースも増えているというふうに——増えているといえますか、結構あるというふうに聞いております。なかなか、そのそれぞれの、そのご希望、結婚の年齢層ですとか生活や家庭環境、また、今、言ったようなその結婚歴の有無、個々の事情で、そのイベントでの出会いの中で成婚につながるっていうのは難しい部分もあると思います。そのイベントを組むにも、やっぱりどういう年齢層で、どういう人たちを対象にっていう、こう、設定も非常に苦慮をしているところがございますが、ことし、来年以降も、ことしの取り組み成果、それから参加していただいた皆さんの声も聞きながら、今後の、そういった婚活サポート事業の進め方について考えていく必要があるのかなあというふうに考えております。

○6 番 (柳生 仁) 今、シングルマザーなんかは、問い合わせがあればいいよっていうお話だったんですけども、募集要項の中に、もう最初から、もうシングルマザーの方々も一緒に婚活しようやっていうような柔軟な対応ができたならうれしいかなあと思うし、

Uターン者の中で意外と多いのはシングルマザーが多いってことをこの本に書いてあったんで、そうかなあと考えております。やはり田舎で暮らすっていうのは安心感があるのかなあというふうに考えるわけですけども、ことしは都会の衆にも声がけするっていうんで、ぜひとも、表現の仕方は難しいんですが、そういった幅広く婚活を取り組んでもらいたいと思いますが、確認しますけど、独身者に限らずやっていただけるようなことを、いま一度お願いします。

○振興課長 独身というか、結婚をされていないという条件でありますので、結婚歴がある、ないとか、お子さんがいらっしゃるといことは問わないということで、ちょっと、その募集の方法については検討させていただきたいと思います。

○6 番 (柳生 仁) ぜひとも、そういった方々にも新しい夢が開けるように、せっかくの婚活でありますので、取り組みいただきたいと思います。

次に4番目ではありますが、中学生、高校生などに声をかけて村政に反映をされているかどうかを聞くわけではありますが、中学生、高校生など、中川村の未来に夢のある、発想のある、夢のある発想があるのではないっていうことでございます。

このスマート・テロワールの著者でもって女子学生が運動からノルウェーの第2の都市ベルゲンで再開発に汚れた倉庫群が守られたという記事が載っております。ここでは、市の有力者が子どもが何を言うんだと、俺たちが再開発をするんだということを書いて、全く受け付けなかったということでございますが、この子は賢明な方でもって、当時はインターネットはなかったようではありますが、世界中な著名な方々に手紙を書いて送って、何とか守ってほしいということでもって運動して、結果的に、その汚れた倉庫群は壊されなくて、今では世界遺産になっているというふうな話が載っております。

村内にも、美しい村連合に加盟し、残したい遺産、財産等、物件等もまだまだいっぱいあるんじゃないかと思うわけであります。こういったものを若者の声をどのように取り上げているか伺いたいわけではありますが、以前にも関連した質問をしておりますけども、村長として、こうした若い学生たちの意見をどういうふうに取り上げているかお伺いします。

○教育長 私のほうから、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

中学生の意見を聞く機会としては、一昨年、中学3年生が総合的な学習の時間の一環としてこれからの中川村について考えようということで学習をしました。発表会には村長も自分も交えていただいて、プレゼンテーションを聞いて、その後、意見等もお話をいただいたわけであります。

今年度は、11月21日に中学校創立40周年の記念式典と生徒の発表の中で未来の村づくりプロジェクトのプレゼンテーションがあります。続いて、生徒代表と有識者による未来の中川村についてのパネルディスカッションというようなものも計画をされておまして、そこには、村長、そして村で活躍しておられる方々が参加をしてディスカッションをするということが計画されております。

中学生はそういうことではありますが、高校生の意見を聞く機会っていうのは、

なかなかないわけでありましてけれども、公民館報のインタビュー等で、部活などで活躍している人のお話を聞きますと、非常にしっかりした考えを持っているなあということで、強く感じさせられましたので、このような若い人の登場も、今後、考えていきたいというふうに思っております。

○6 番 (柳生 仁) ぜひとも、このベルゲンの世界遺産のことほどでなくても、やっぱり若者の意見をしっかり聞いてもらって村づくりをすることが大事かなあと考えております。ぜひとも、その11月のときには、自分たちも聞きに行けるんですか？ああ、ぜひ聞かせてもらって、村の新しい夢を聞きたいと思っておりますので、よろしくお伺いします。

次に、これ、確認事項になりますけれども、飯沼天竜井水利組合との協定書について伺ってまいります。

このことは担当課に聞けば済むことであるかもしれませんが、村の協定書っていうことでございますので一般質問で確認させていただきます。

協定書について問うわけではありますが、中川村は、簡易水道を建設するために、昭和49年5月13日、飯沼天竜井水利組合との協定書を交わしたわけでありまして。当時、宮崎昌直村長でございましたが、水利組合では、坂下純さん、宮澤映明さん、議会では立会人で富永正義さん、栗山寿さんが参っております。協定書設置以来40年を経過したわけでありまして、協定書の確認はどのようにされているか、昭和49年以来、水利組合との協定書の確認は何回ぐらいされましたか。特に問題がなくても年1回はこうした協定書の確認をしていく必要があると思っておりますが、どのようなお考えかお伺いします。

○建設水道課長 今お話のように、村営水道の建設に当たりまして飯沼天竜井水利組合と協定を結んでおりますけれども、それは天竜川からの取水を従来の慣行水利から許可水利に変更して、取水量等について取り決めをしたものでございます。協定書の内容につきましては、水利組合も村もお互いに承知をした上で実行されているというふうに理解をしております。したがって、水利組合との確認を毎年行うという事は行っておりません。

ただ、国土交通省の水利許可となっておりますので、毎年、水利組合から国交省への取水量の報告というものが義務づけられております。また、10年ごとに更新手続も行わなければならないということがございまして、その際には、水利組合の役員の方々と打ち合わせもさせていただいておりますし、協定書についても確認をしているということでございます。

○6 番 (柳生 仁) 確かに普通に機能していれば必要ないかもしれませんが、こういったところは、やはり年1回くらいは「どうだね？って」言って、こう、会話は交わしてもいいんじゃないかと思うんです。俺はごく自然かなあと考えていますけども、飯沼のあの水利組合では、年1回、総会しているんですけども、そこへ出向いて「ことしどうだった？」というような声がけを今まではされておらないようではありますが、してもいいと思うんですが、その必要はないとお考えですか。

○建設水道課長 協定書の内容につきましては、維持管理について村が面倒を見るというのがメインでございますので、そういったことが発生した場合には、その都度、組合の皆さんからもお話があったりしますので、そのたびに協定書を見せて、こうなっているから、こうしてくださいというふうな話にはならなくても十分対応はできているというふうに理解をしています。

ただ、先ほど言ったように、毎年1回は取水量の報告というものがございますので、その際には、それを確認をするということはやっているということでございますので、よろしくお祈いします。

○6 番 (柳生 仁) そういったことで、問題は、あとは日々の水管理でございますが、どういふふうになっているかでございますけれども、頭首工へ行くところのあの管理道であります、以前は飯沼橋のところから川沿いに行けたそうでもありますけれども、今は行けないということで、伊那生田飯田線を飯島のほうへ向かって行って、途中から竹やぶの中を下りて、頭首工のところへ水管理に行きます。ここが非常に危険な状態になっておりますが、この安全対策、地元の方が行くでいいのか、役場の衆は見に行かないのかわかりませんが、この管理道についてはどのようなお考えかお伺いします。

○建設水道課長 日常的な水利管理につきましては組合の皆さんのほうで管理をしてもらっているのが実態でございます。

それで、管理道についても同様でございますけれども、確かに大変危険なところではあります。それで、今年度、地元のほうで多面的機能支払交付金事業で安全対策を行うというふうに聞いております。

村でも、取水施設はもちろんですけれども、ポンプ等の点検も含めて、適宜、行っておりますので、これからも円滑な取水ができるように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○6 番 (柳生 仁) この水でありますけれども、取り除きなど、非常に危険な状態があるわけですが、そこら辺の安全策みたいな考えはどうかっているか、現地へ、きつと課長も行って承知をしていると思いますけれども、つかまってごみ取ったりするときの安全策ができていないように見えるんですけど、課長はどのようにお考えでしょうか。

○建設水道課長 今お話の部分っていうのは取水口の話ですかね？頭首工から。その管理につきましては、通常は、そこまで下りて行って管理をするということはされていないと思います。取水量が非常に減少して、もう少し量を増やしたいとか、そういった場合だと思っておりますけれども、そういった場合には、組合の皆さんからもご相談があったりしますので、その際には、村の職員も行って対応を検討するというふうになっておりますので、通常では、そういった話、地元の人からは聞いておりません。

○6 番 (柳生 仁) ごみ取りなんかをするときにですね、やっぱり、確か手すりもなかったかなあと調べてきたんですけど、やっぱり何かちょっと安全策があって、こう、ロープでくくって通るとか、そういう施策があるといいのかなと思ってきてきました。ぜひとも、また、安全策を、また対策を一緒になって、公助活動でもって、金、

なかなかつかないと思いますけれども、検討してもらいたいなあと考えております。

次に、日量1,000tを上へポンプで上げようっていうことになっておりますけれども、この水路の確認、また、タイマーでもって地元の方々の希望する時間に上げているわけですが、それは確認が常にされておられますか。

○建設水道課長 日量1,000m³の取水量につきまして、いわゆる流量計というような計器をもって測定はしておりませんが、今、設置をしてありますポンプの能力から推測しますと、十分に1,000m³は確保できているというふうに考えております。

それから、タイマーにつきましても、開始前、あるいは開始中も常に点検をしておりますので、適正に作動しているというふうに考えております。

○6 番 (柳生 仁) 取水口があちこちにありますが、村がここから水路、河川等に上げるということは、もとから水が入ってこなくちゃあ1,000t上げられないんで、村も頭首工の管理は何回かしてもいいのかなあと考えますが、先ほど地元の方たちが管理をしているという答弁でございましたが、村では、この頭首工のところの水管理へ行っての点検っていうことは今後もされないつもりですか。私は、してもらいたいなあと考えますが。

○建設水道課長 村のほうでやっていないということではありません、取水前には必ず点検をいたします。それで、ごみ、あるいは碎石等が詰まっている場合には取り除くということもいたします。あるときは村のほうで業者に頼んでやってもらうこともありますし、地元の組合の役員の皆さんにご足労願って一緒にやるというふうなこともございますので、一緒に管理をするということは、今までもやってきておりますし、これからもやっていきたいというふうに考えております。

○6 番 (柳生 仁) ぜひとも、水は大切な問題でありますので、地元の方々と歩調を合わせて、しっかり管理をお願いします。

最後に子育て支援について伺ってまいりますけれども、産後ケアの助成について伺ってまいります。

出産をされる方たちに、子育てが上手にできるよう、必要な方に一定期間、産後ケアの費用の助成ができないかということですが、4月5日の長野日報の報道で、中川村を除く上伊那7市町村が宿泊の場合2万5,000円のうち半額でございますが7日間まで費用の半額を助成、また、乳房ケア、授乳指導、育児指導におきましては4,000円かかることを半額助成がされると新聞報道されました。このことは、人によって必要かどうかということはあるわけですが、お母さん方に聞いてみますと、そういった施策があると非常にうれしいという話を聞きました。保健センターへ行って伺ってみますと、現在、中川村では、それを必要とする方はいないというような話でございましたけれども、このことは、生身の体の方々でございますので、必要な方がいるとか、いないとかじゃなくて、村の施策として産後ケアの段取りをしてもいいんじゃないかと思っております。

この仕組みは、上伊那助産師会と委託契約が結ばれており、中川村は上下伊那の境ということでもって、下伊那を利用するお母さんたちが多くということから、現在、

取り組んでもうまく機能しないのかなあと、こんな話を聞いてきました。

駒ヶ根市の事例でございますが、昨年は、宿泊については1人にとどまったっていうことでございますが、その内容は、よく知っておらなかった方が多かったのかなあということで、もう少し浸透していくと、もう少し宿泊ケアを利用される方が多いかなあというふうに聞いております。実質、チケットを利用した方は190人中52人が利用したというふうになっておりますが、日報さんによりますと、この乳房ケアとか、そういったことについては中川村も入っているって書いてあったんですけど、実は、これは記事の誤りで、中川村は、どっちも補助しておらんというふうに聞いておりますが、どのようになっているのかお伺いします。

○保健福祉課長

ご質問の産後ケア、いわゆる産褥宿泊と乳房ケアのことかというふうに思われます。簡単に経過を振り返りますと、昨年の秋口だったと思いますが、上伊那助産師会から各市町村に対して要望がございました。背景には、駒ヶ根市が先進的に取り組んでいるということが例だったかと思えますけれども、そういった要望を受けまして、上伊那広域全体で意見醸成を図った結果、上伊那管内の可能な医療機関及び助産所で利用できる代理受領方式、いわゆる、直接、医療機関等側にお金を払う方式の助成券を発行するという形で行こうということになりました。それができたのは、上伊那広域が仲介をするという形で医療機関や助産師会と調整を図ったということがあったというふうに思います。

御承知のとおりというか、ご指摘のとおり、当村では下伊那地域の利用が約半数となっておりまして、下伊那地域には助産院等が少なかつたわけですが、最近、増えつつあるというふうに聞いております。そこと個別にすべてこちらで対応していくというのは事実上不可能でありまして、そうなりますと、公平性の点からも代理受領方式と償還払い方式との併用ができるような仕掛けを考えないといけないということがありまして、当面、27年度からの実施は見送ったところでありまして、

ただ、サービス提供側の上伊那の助産師さん、産科医療機関からは、上伊那統一の対応をということを求められておりまして、現場としては足並みをそろえたかったところでありまして、下伊那都の均衡ということから、ちょっと手法が間に合わなかつたということで、27年度は見送ったというような経過であります。

助産師会からの提案を受けた直後に、利用実態はどのくらいかということ把握をしておらなかったものですから、保健師のほうで該当する方に聞き取りを行いました。おおむね対象となる方の約半数の方が助産所を使用している、利用しているということがわかってまいりましたが、その利用した方の半数は、産褥でも乳房ケアでもなく、卒乳、いわゆる離乳に関することでありまして、何か、これが、産後ケアがメインにうたわれておりますが、利用された方の利用実態としては果たしてどうかのかなあという部分もありまして、どうしても急いで27年に間に合わさなきゃいかんという緊急性もないのかなあという判断もしたところでありまして、

それと、お聞きをしてくる中で、そういう制度があればうれしいねという声はもちろんですが、お金がなくて利用できなかったという声は逆になかつたというのも事実

でありました。

したがいまして、できれば来年度、現場としては実現するように研究してまいりたいというふうに思っております。

○6 番

(柳生 仁) 今、ちょっと最後にお金がなくて利用できなかったっていう方はいなかつたっていう話ですけども、そういう表現じゃなくて、やはり子育てはみんなで応援しようっていうことから、ぜひ取り組んでもらいたいと思いますし、ぜひとも、28年に向けて、下伊那でも利用できる仕組みを十分検討してもらいたいわけですが、ちょっと簡単に確認ですが、28年に向けて、そういった研究して、取り組んでいただけますか。

○保健福祉課長

始まった上伊那全体としての取り組みの経過を踏まえることと、下伊那側とどういうやり方であれば併用したチケットで運用ができるかという研究をしてまいりたいと、前向きに研究してまいりたいというふうに思っております。

○6 番

(柳生 仁) 前向きにという怖い答弁がありましたが、ぜひとも28年は実行できますように、お願いします。

2番目に男性職員に育児休暇が取得されているかでありますけれども、子育てをお父さんに手伝ってもらうためにも、男性職員に育児休暇が取得ができているかどうか、国では父親の育児休暇に力を入れておりますので、中川村の現状をお伺いします。まず役場としての現状をお伺いします。

○総務課長

村では、平成4年4月1日から施行をされました地方公務員の育児休業等に関する法律に基づきまして、施行に必要な職員の育児休業等に関する条例、あるいは規則を制定しまして、育児休業を制度化しています。

現在、村では、3歳に達するまで休業できる育児休業、それから、小学校就学の時期に達するまで1日の勤務時間の一部、これは2時間を超えない範囲内の時間でありまして、これについて勤務しないことができる部分休業を設けてあります。

部分休業については、過去に1名の男性職員が取得したという実績がございます。

育児休業については、男性職員の取得はありません。

以上です。

○6 番

(柳生 仁) この取得は、意図的にしなかつたのか、取得できなかったのか、そのところ、どうですか。

○総務課長

育児休業そのもの、十分、柳生さん、柳生議員、理解されているかどうかわかりませんが、3歳までの子どもを育てる間、無給です。給料、出ないわけなんです。その間に子育てをする、そういった場合、どうしても、やはり生活する上での収入が必要になります。そういったことも考慮しますと、男性がとらなきゃっていうのは、なかなか難しいのかなと、私が入手している情報の中では、国家公務員、今、2.8%ですか、取得率が、男性の、この中の一番多いのが、どうも国家公務員同士の夫婦で、奥さんが俗にいう1種、俗にいうキャリアで、御主人は2種、要は一般の職員、単純に言いますと、1種のキャリアの奥さんのほうが給料がいい、だから御主人が育児休業をとって子育てをするという、そういう例も多いというふうに私のほうでは聞いております。

○6 番

以上です。
(柳生 仁) 時間があと少しですので次へ行きますけど、ぜひとも、男性職員、インターネットで調べてみますと、育児休暇とった方の83.9%、約84%の方が次回もとりたいという回答を得ておりますので、そういったことも踏まえて、金銭の問題もあるかもしれませんが、一番大事なことは子育てでございますので、懸命な対応をお願いします。

3番目の母親学級について伺ってまいりますけども、また、あわせて4番目と一緒に質問しますが、仮称でございますが、父親子育て教室、両親教室などがございますけども、これを土日を利用した子育て支援ができないか、特に出産1年・2年目は、大変、主人の助けがあるとうれしいとお母さん方の声が聞けます。保健センターに伺いますと、村内ではお父さんお母さんがよく子どもの面倒を見ていて、そこまですなんでもいいんじゃないかっていう話がありましたけれども、やはり、お母さんに話、聞きますと、お父さんたちにもそういった講習を受けて、講習っていうのか、教室を受けて、一緒に子育てしてもらえると嬉しいなあというような話を聞いております。

次に、産前産後の小まめな声かけなどをどのようにされているかと伺いますが、お産をして初めて気がついたことが多いと聞きます。産前からのアドバイスがあるとうれしいと聞きますが、保健センターでは、お母さん方にいつでも気軽に声をかけてくださいと、そんなふうに電話の連絡をとっているようでもありますけども、このことをお母さん方に聞きますと、お母さん方は、産前は全く気がつかないことが多いと、また、産後でも、こんなことを聞いたら恥ずかしいかなあ、またこんなこと聞くのって、そんなことを思われたらいやだっていうようなことの部分があるようでもあります。こうした中で、むしろ保健センターのほうから声をかけてもらえると、また相談をしやすいなあと、こんなことを言っておられました。保健センターのほうではお母さん方の悩みを電話で待つんではなくて、一定期間においては「どうだね？」と、忙しい中でもありますけども、声かけをしていただくとお母さん方は安心して相談できるかなあと、こんなふうに思っております。

ちなみに、いろんな支援でございますけど、費用もかかるわけではありますが、さきの新聞で、松川町では公共施設に太陽光を載せて、その売電益を子育てに充てようなんという施策もあるようでもあります。

この3番4番の質問をまとめてお願いします。

○保健福祉課長

それでは3番の関係でございますが、父親の育児参加を促すための施策ということかというふうに思います。

母親学級は、内容からしても、母体と新生児に関する部分でありますので、夫婦で参加していただく例もありますが、基本的には母親のものであります。

出生から2年ぐらいまでの間は、乳幼児健診の場の育児相談がありまして、最近は勤務形態も多様化しておりまして、ここにお父さんが来る、あるいはお2人で来るという例もかなり増えてきているということでもあります。

また、バンビーニが土日も開催をしているということで、土日にはお父さんも多く

見えられるようでありまして、相談にも、そこでは乗られているということが実態としてはあります。

また、社会教育の分野では、公民館の幼児すこやか学級ですとか、親子料理教室のようなことも行われておりまして、父親の参加もあるということでもあります。

土日の教室というかの開催であります。保健福祉課の観点から言いますと、これまで父親教育というのがメニューとして持っておりませんでしたので、残念ながらいいですか、ちょっと現状からしますと、そこにまで取り組むだけの余力が今ないので、母親学級や幼児、乳幼児健診に御夫婦で来てもらうというような呼びかけしか、当面は、ちょっと難しいのかなというふうに思います。

また、その乳幼児健診は、お医者さん等も来ますので、それを土日というのは、ちょっと難しいのかなというふうにご検討しております。保健福祉課としては、やってみても年1、2回の講演会的なものかなあ、くらいなら何とかかなあと思えます。ただ、それでいいのかということも含めまして、健診の場での聞き取りやバンビーニでの状況を踏まえて、必要性を含めて検討していきたいというふうに思います。

それから、小まめな声かけということでありまして、小まめに声かけできれば、もちろんよいんですけども、そこまでの、やはり体制もないということでありまして、現在、こちらではどうですか、現在、2年くらいまでの間にかかりの数の、その専門職のかかわる機会というのがあります。妊婦健診の助成もしておりますし、乳幼児検診等もやっております。ただ、それでもなお、その相談が必要だというのは、お子さんが日々刻々と変わって行って、それにどう対処していいのかわからなくなるっていうことなんではないかなあというふうに思っております。それをタイムリーに捉えて、こちらからっていうのは非常に困難でありまして、今、こちらで考えているのは、こんなときにはこんなところに相談したらいいですよみたいな情報提供を強化していったらどうかというふうに考えております。

先ほどの最初のご質問にありました産後ケアに関しましても、駒ヶ根市が先進的に取り組んだのは、実は、そのお金の助成が目的なのではなくて、それを使われている方を把握していくと、声をかけなきゃいけない相手がわかると、だから、そこに絞ってアクセスしようということが実は目的で、いわば、その産後ケアの助成券は単なるツールだというふうに聞いております。そのために、駒ヶ根市では対応するためのスタッフを用意して、この事業に乗り出したということがありまして、上伊那のほかの市町村は、いわばお金の助成をして、それにとどまっているという部分もありますが、本来、ちょっと、もう少し踏み込んだ対応を駒ヶ根市さんはとっているというふうに思っております。

うちとしては、なかなか、その小まめにできるという状況ではありませんので、先ほど申しましたように、困ったときにはここにねっていうことがわかるような情報提供を強化していきたいというふうに思っております。

○6 番

(柳生 仁) 特に子育てはわからないことばかりだと思うんですよ、お母さん方は、できるだけ小まめに、声かけは難しいかと思えますけども、声かけっていうのは、

用があって声かけるんじゃなくて、その前に声をかけてやってもらうっていうことが、お母さん方はうれしいかなあと思うんです。ぜひとも対応をお願いしまして、質問を終わります。

- 議長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。
これで本日の日程を全部終了をいたしました。
本日は、これをもって散会といたします。
ご苦労さまでした。
- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時53分 散会]